



平成29年 第3回定例会

会 議 録

(平成29年6月9日～6月27日)

枕 崎 市 議 会

平成 29 年
枕崎市議会第 3 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 19日間（6月9日～6月27日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
6月9日(金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号-第8号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第9号-第17号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 議案上程(日程第18号) 14 提案理由の説明 15 質疑、討論、表決 16 報告(日程第19号-第21号) 17 散 会
		委員会 前 10:59	1 産業厚生委員会
6月10日(土)	休 会		
6月11日(日)	休 会		
6月12日(月)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問(5名) 3 散 会
6月13日(火)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問(2名) 3 散 会
		委員会 後 1:7	1 総務文教委員会
6月14日(水)	休 会	委員会 前 9:25	1 予算特別委員会
6月15日(木)	休 会		

6月16日(金)	休 会			
6月17日(土)	休 会			
6月18日(日)	休 会			
6月19日(月)	休 会			
6月20日(火)	休 会			
6月21日(水)	休 会			
6月22日(木)	休 会			
6月23日(金)	休 会	委員会	前 9:20	1 議会運営委員会
6月24日(土)	休 会			
6月25日(日)	休 会			
6月26日(月)	休 会			
6月27日(火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 陳情の訂正について 3 休 憩 4 再 開 5 議案上程(日程第2号-第4号) 6 委員長報告 7 質疑、表決 8 議案上程(追加日程第1号) 9 提案理由説明 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第5号、第6号) 12 委員長報告 13 質疑、表決 14 継続調査申し出について 15 議員派遣について 16 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について 17 閉 会
		委員会	前 9:45	1 総務文教委員会

本 会 議 第 1 日

(平成29年6月9日)

平成29年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第1号）

平成29年6月9日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	31	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	予 特
5	32	平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
6	33	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
7	34	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	陳1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための、2018年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
9	35	農業委員会委員の任命について	
10	36	農業委員会委員の任命について	
11	37	農業委員会委員の任命について	
12	38	農業委員会委員の任命について	
13	39	農業委員会委員の任命について	
14	40	農業委員会委員の任命について	
15	41	農業委員会委員の任命について	
16	42	農業委員会委員の任命について	
17	43	農業委員会委員の任命について	

18	44	農業委員会委員の任命について	
19	報2	繰越明許費繰越計算書について	
20	報3	事故繰越し繰越計算書について	
21	報4	繰越明許費繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任	東 園 美 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成29年第3回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、2番永野慶一郎議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの19日間にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成29年2月、3月、4月及び5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成29年第1回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第8号までの5件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算2件、条例2件、人事案件10件、報告事項3件の計17件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く4件について説明を申し上げます。

まず、議案第31号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,540万円を追加し、予算総額を104億9,040万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、香港における南部広域観光・物流促進事業、カツオのまち賑わい空間創出事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第32号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万2,000円を追加し、予算総額を3億3,274万3,000円にしようとするものです。

補正の内容は、保険料軽減判定誤りによる保険料の過大徴収に伴う保険料還付金及び還付加算金の増であります。

以上の財源として、諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第33号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法の一部改正により、市町村民税に係る現行の控除対象配偶者の用語が同一生計配偶者に改められたことに伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の議案第34号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額の改定等をしようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 私は、議案第31号の一般会計補正予算（第1号）の中で、1点だけですね、この県南部広域の観光物流事業が、今回また地方創生推進交付金に採択されたということで、本市は200万の増額になっているんですが、この南部広域全体での増額は幾らになるのかですね。それから、この事業は、実施事業として香港商談会の出展事業とか輸出のスキルアップ事業、香港通販出展事業と、いろいろそれぞれ事業が幾つかあったんですが、今回の増額分は、どの事業が重点的にふえていく、あるいは新たな事業を取り組むのかですね、その増額の事業内容を教えていただきたいと思います。

○下山忠志水産商工課長 今回の補正は、香港における南部広域観光・物流促進事業の負担金を200万から400万に、200万追加しようとするものでございますけれども、4市1町合計負担金はその事業費になりますけれども、全体事業費ベースで1,000万円を2,000万円にしようとするものであります。各市町200万ずつの負担金の増加というふうなかたちになります。

事業の内容といたしましては、観光部門で香港のパワーブロガー・雑誌記者招請事業と、食及び料理を活用したプロモーション事業、物流部門でフードエキスポ出展、香港輸出セミナー・個別商談会、地域内商談会というふうなかたちで当初にもお願いしてございましたけれども、補正の内容は、パワーブロガー及び雑誌記者招請事業で招請回数及び人数をふやして事業の拡充、また、食及び料理を活用したプロモーション事業では、香港において域内の料理教室や現地旅行社との連携プロモーションを予定しておりますけれども、実施する人員をふやして事業規模を拡大すると。香港フードエキスポ出展については、出展に係る人員の増、香港セミナー及び個別商談会について、開催回数を追加して拡充するものであります。

○13番立石幸徳議員 それで、先ほども申しましたとおり、今回の29年度の増額の場合も地方創生推進交付金が採択された。28年度の当初の事業も地方創生加速化事業ということで取り組んだわけですね。この地方創生の関係では、毎年度申請をし、採択されて、この事業がどんどん拡充されていくと、将来的にもそういうかたちになるというふうに理解しとけばいいんですかね。

○下山忠志水産商工課長 地方創生の交付金事業と申しますのは、将来的に、来年度、再来年度ということは具体的には示されていないところであります。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設

置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり総務文教委員会に付託いたします。

次に、日程第9号から第17号までの9件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第35号から議案第43号までの農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

これらは、現在の農業委員会委員の任期が、平成29年7月19日をもって満了となることに伴い、俵積田広昭氏、中原敬彦氏、眞茅文男氏、原田克子氏、楠義嗣氏、鮫島裕次氏、天達範隆氏、畑野真人氏、水野正子氏を、それぞれ農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第9号から日程第17号までの農業委員会委員の任命について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。それぞれの案件について、同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員、4番城森史明議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 まず、日程第9号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第35号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第10号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第36号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第11号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第37号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第12号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第38号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第13号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第39号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第14号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第40号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第15号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第41号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第16号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第42号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第17号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成11票、反対2票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第43号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第18号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、沖園強議員の退席を求めます。

[沖園強議員 退席]

○新屋敷幸隆議長 市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第44号農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、現在の農業委員会委員の任期が、平成29年7月19日をもって満了となることに伴い、沖園強氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第18号農業委員会委員の任命について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は12人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番吉松幸夫議員、6番俵積田義信議員、7番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成8票、反対4票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第44号は、同意することに決定いたしました。

沖園強議員の着席を求めます。

[沖園強議員 着席]

○新屋敷幸隆議長 次に、日程第19号から日程第21号までの3件について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項3件について報告いたします。

まず、報告事項第2号繰越明許費繰越計算書につきましては、3月定例会において議決をいた

いただきました平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の報告事項第3号事故繰越し繰越計算書につきましては、平成28年度枕崎市一般会計の事故繰越しについて、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用することとされる同令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の報告事項第4号繰越明許費繰越計算書につきましては、3月定例会において議決をいただきました平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時9分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成29年6月12日)

平成29年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第2号）

平成29年6月12日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	清水 和 弘 議員（15ページ～24ページ）
		沖 園 強 議員（24ページ～34ページ）
		立 石 幸 徳 議員（34ページ～43ページ）
		城 森 史 明 議員（43ページ～51ページ）
		禰 占 通 男 議員（51ページ～61ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番清水和弘議員、2番沖園強議員、3番立石幸徳議員、4番城森史明議員、5番禰占通男議員、6番下竹芳郎議員、7番豊留榮子議員の順に行います。

清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 皆さん、おはようございます。

今回は、本市の活性化対策の一つである、地方創生制度におけるふるさと納税の返礼品について、本市のこれまでの活動と今後の活動について質問していきます。

平成27年7月には、当時の地方創生担当大臣、石破茂大臣のところに、有志議員3人で勉強に行きました。

その当時は、質問に対して市当局は後ろ向きの答弁が多く見受けられました。例えば、返礼品に万一の不良品があってはならないなど、返礼品が多数になると事業者の衛生状況の確認、管理などふえる可能性もあると答弁しています。これらは、ふるさと納税返礼事業に取り組む各自治体に共通した認識問題であり、早くから取り組んだ南さつま市、曾於市、志布志市、鹿屋市、大崎町など、多くの協力事業者に参加していただき、地域活性化につながり、住民からもすごい反響が出ていると聞いております。

本市は、昭和時代までは南薩の雄と言われ、近隣自治体からも慕われてきました。しかし、最近はその影すらも見えない状況だと思えます。この状況を取り戻すのは、ふるさと納税返礼制度で、他自治体よりも効果は大きいと私は考えております。

ところが、枕崎市が本腰を入れ頑張ろうとしたときには、総務省からのふるさと納税返礼品の見直しが始まりました。本当に情けないと私は思います。

しかし、最近の状況を見ると、少し本市のふるさと納税返礼品に対する状況が変わり、ここで私も質問する気持ちになりました。

本市の場合、返礼品種類については、農産物や魚介類など、地場産品は県内の他自治体に負けないほどの返礼品数になると私は考えております。

本市がふるさと納税寄附金について最初から取り組んでいれば、他自治体に劣らぬふるさと納税寄附金や返礼品の数となり、本市の財政活性化にも大きく貢献したと考えております。

平成28年当時の返礼品が8種目17品目になった理由についてお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ふるさと納税に対する返礼事業については、昨年1月から開始いたしましたが、その後、協力事業者の御努力による返礼品の充実等によりまして、平成28年度の実績としては、2,971名の方から1億1,680万4,571円と、多くの寄附をいただきました。

本市の返礼事業については、さきの3月定例会で申し上げましたとおり、返礼率について、配送料等の経費を含めたこれまでの約30%から50%を上限とする方針のもと、協力事業者の皆さん方に返礼品のメニューの見直し作業を進めていただいたばかりであります。質問者からもありましたように、総務省からふるさと納税の趣旨に反するような返礼品の送付については見直しを行うよう通知がなされており、今後、その対応を図っていくこととしております。

返礼品を取り扱う協力事業者数等の詳細については、担当課長から答弁いたします。

○東中川徹企画調整課長 ふるさと納税に対します返礼品を取り扱う協力事業者数ということで、まず申し上げます。

平成28年1月の返礼事業開始当初は3事業者でありましたが、その後、12月末には9事業者、

本年6月1日現在では10事業者となっております。

また、平成28年1月当時の返礼品についてであります。返礼品の選定に当たりましては、本市の特産品の販売の実績がありますお魚センター、地場産業振興センターのほか、水産商工課、農政課をお願いをいたしまして、返礼品としてふさわしい多数の候補品をリストアップしていただきました。しかし、当時の返礼品に関しますクレームというのを担当いたしますヤマトシステム開発株式会社、ここが基準としております異物混入防止等の食品衛生基準、これに合格いたしました業者の品物を返礼品とすることとして選定作業を進めてまいりましたところ、これらの基準というのをクリアできた業者が製造いたします特産品というのが8種類17品目であったという経過であります。

ただいま市長のほうからありました、配送料等の経費を含めたこれまでの約30%ということでありましたが、経費を含めると約39%ということでありますので、よろしく願いいたします。

○7番清水和弘議員 本市が返礼品を開始した当時ですね、返礼品に万一不良があつてはならないというような答弁をされていますけど、この返礼品には不良品があつたんでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 不良品ということでのお尋ねですが、いろんなですね、寄附をされた方からの問い合わせというのは若干あるようですが、不良品があつたというのはちょっと私のほうは把握をしておりません。

○7番清水和弘議員 次に、平成28年当時ですね、本市の返礼品品質基準はどのようになっていたのか。また、その後、平成29年4月13日の南日本新聞によれば、2015年4月から12月期において、寄附金件数は24件で、寄附額は270万円でした。ふるさと納税返礼品事業を始めてから2年目に本市はなりますが、2016年4月から12月期では、寄附件数2,527件で、寄附金額は前年度の40.7倍、それから、市長が申しましたけど、その後、本市は寄附件数が2,971件、寄附金額も1億1,600万円となっております。この増加した理由については、どのように考えているのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 返礼品の当時の品質基準についてということですが、ただいま申し上げましたように、繰り返しの答弁になりますが、返礼品としてふさわしい特産品として多数の候補品をリストアップした中から、クレーム対応を担当しますヤマトシステム開発株式会社が基準としている異物混入防止等の食品衛生基準というのをクリアできた業者が製造する特産品というのを返礼品として選定したという経過であります。これは、先ほど議員からありましたように、寄附をいただきました方にお届けする返礼品、これに万が一でも不良品がないようにとの配慮からでありましたが、これらの基準について、業者の皆さん方の声も聞きながら検討してまいりました。

これらの経緯をたどりまして、平成28年12月末には協力事業者も9事業者となり、返礼品も事業者の皆さん方の御努力によりまして189品目とふえ、内容的にも充実をしてきたということから、特に年末にかけての寄附金額の大幅な増というのにつながったものと思っております。

○7番清水和弘議員 本市の返礼品基準については、今までと変わりはないという理解でいいんですね。

○東中川徹企画調整課長 当時の品質基準というのがありまして、その後いろいろ検討する中で、現在について申し上げますと、特に基準等は設定をしておりません。一般的に販売実績のあります商品というのは、申し出があつた時点で確認の上ですね、返礼品として選定をしております。

○7番清水和弘議員 次に、ふるさと納税返礼品の種類について、現在、本市の返礼品は何種類あるのか、また、本市の場合、稚内市と姉妹提携しており、稚内市の製品と組み合わせて販売すべきだと私は考えております。それにより、稚内市との信頼関係もますます深まり、同時にお互いの行政へのふるさと応援寄附金は増大すると考えております。

本市の財政状況等をお聞きした場合は、今後、返礼品の種類や品目をふやすべきと考えるが、お伺いいたします。

また、最近本市では、桑茶の生産もしているようです。桑茶の効用を調べたところ、飲み方さえ間違えなければ生活習慣病などに効果があるとあります。本市の場合、1人当たりの医療費も増加傾向にあります。そのようなことを考えた場合、このデメリットの少ない生活習慣病などに効果のある桑茶を本市で栽培している農家の活性化のためにも、桑茶をふるさと納税返礼品に今後加えたらと考えますが、当局にお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 まず、返礼品の品目についてであります。先ほど申し上げましたように、当初の17品目から昨年末で189品目、そして、6月1日現在では281品目となっております。これは協力事業者の取り組みによりまして、今後も追加・充実されていくものと考えております。

また、桑茶につきましては、現在、生産を行っております。秋には製品化される予定であるというようなことを聞いております。今後、その取り組みが進みまして、事業者側から希望等があれば、返礼品として追加していくことについては検討したいと考えております。

○7番清水和弘議員 桑茶のことについては、ありがとうございます。

それとですね、私は、せっかく稚内市と姉妹提携しているわけですから、北海道物産展というのほどこに行っても盛況ですよ。だから、そういうのを考えたらすよ、本市もせっかくの姉妹提携なんだから、その物産品を利用させていただいてですね、ふるさと納税返礼品に加えたらと思いますけど、その辺はどうお考えですか。

○東中川徹企画調整課長 ふるさと納税返礼事業のですね、趣旨というのを考えてみたときにですね、例えば地場の産品を送ることによって地域の活性化という面が大きいと思います。

その点からいきますと、他市の産物、これを返礼品に加えるということについては、今現在もセットメニューといいますか、本市のカツオでありますとかそういうものに加えて、例えばカニ等をですね、入れている部分もあります。ただ、今、稚内市産の産物ということについては、まだ今のところは検討いたしておりません。考えてみたいと思います。

○7番清水和弘議員 このふるさと納税返礼品というのは、地場産業の活性化ということは私も理解しているんですけど、他市の返礼品の中にはですね、他自治体での産品が多く含まれているわけなんですよ。

私はですね、こうして稚内市とは姉妹提携を結んでいるわけだし、本当にお互いがウイン・ウインのかたちになると。そうなれば、まだまだこの北海道物産品というのは、私から見ればコストは安いんですよ。このことをやっぱり利用することによって、私は本市の財政状況も改善すると思いますから、その辺も今後、調べて検討してみてください。

それからですね、ふるさと応援寄附金では、指定のなかった寄附金については、市長が7事業から指定できるとなっていますが、これまでどのような事業を指定してきたのかをお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 ふるさと応援寄附金の活用方法につきましては、総合振興計画の6つの柱、これに基づきました事業、それと、その他まちづくりに関する事業ということで7つの項目を掲げておりますが、寄附をいただく際に、いずれかの事業の指定がなかった場合には、市長が寄附者にかわって選択をすることとなります。

平成20年度から平成28年度までの間で、用途の指定のなかったものとしては、総額で4,098万5,853円ありますが、このうち、平成23年度に実施いたしましたアートストリート整備事業に218万4,800円というのを基金から取り崩して事業費の一部に充てております。これを現在の7つの事業項目から見るとですね、教育・文化・芸術・スポーツの振興等に関する事業として指定したということになるかと思っております。

なお、平成29年度の当初予算におきましては、庁舎1階のトイレ増築など6事業につきまして、それぞれ活用する事業を指定しまして予算措置を行っております。

○7番清水和弘議員 次に、本市の市営野球場使用についてお伺いしておきます。

本市の市営球場利用については、多数の大学野球部からのオファーがあったと聞き、また、本市県議会議員からも市営球場整備の要望が出ていると聞き、私は以前、この一般質問をした経緯がありますが、この問題については却下されております。福岡工業大学の野球部による本市でのキャンプは中止となり、このことによってですね、本市では多くの恩恵を受けている事業者があったわけなんです。その人たちも、なぜ枕崎の市営球場の整備をしていただけないのかということで、また再度、私はこの質問をすることにいたしました。

この枕崎市条例を見ればですね、ふるさと応援寄附条例第2条の5には、公共施設の整備及び管理に関する事業とあります。今後、ふるさと応援寄附金を利用して、市営球場などの整備をする考えはないのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 市営球場の施設整備ということで申し上げますと、ただいま議員が申し上げられた寄附条例の条文は改正前の条文ではないかと思えますけど、寄附金の使途としては、今現在、教育・文化・芸術・スポーツの振興等に関する事業、これに該当しますので、寄附金の活用は可能ではありますが、ただ、市営球場に限らず、公共施設の整備等ということにつきましては、その施設の利用状況、老朽化・危険を伴うかなど施設の状況等からして、整備の必要性・優先度、他の補助金等の財源の活用等を考慮しながら、公共施設全体の中で進めていくことになるかと考えております。

○7番清水和弘議員 この枕崎市の市営野球場についてはですね、いろんな方々から要望が来ているわけなんです。また、それによって、私は枕崎市の財政の状況もすごく改善すると思えますから、このふるさと納税寄附金が多くなることによって、本市の財政も少しくらいよくなってくると思えますよ。そのお金を利用してですね、この市営球場を整備することにより、多くの方が恩恵を受けると思うので、これはぜひ進めていただきたい。これは要望しておきます。

次に、ふるさと納税返礼品協力事業者や本市財政への影響についてお尋ねします。

将来的に本市の法人課税収入などがふえ、本市の財政状況も改善すると考えますが、どのように判断しているのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 ふるさと納税として、その寄附金が財源として市の財政へ寄与するということは当然であります。また、返礼事業によりまして、協力事業者、そしてそれを生産される生産者の事業の展開にも有効に働いていきますので、それが直接的に事業者の納税額の増ということよりもですね、地域経済の浮揚にはつながっているものというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 いろいろ私も調べたところですね、ほか自治体では多くの協力事業者とですね、返礼品についての意見交換などを行っている状況なんです。本市は、協力事業者との返礼品に対する意見交換などをしたのかですね、また、協力事業者をふやす考えはないのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 返礼事業の協力事業者につきましては、手続とかメニューの取り扱いなどについて、定期的に話をする場も設けております。また、事業者の募集についても随時行っておりますので、事業者数、これについても徐々にふえていくものというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 そしたらですね、この返礼品の協力事業者は、どのような御意見が出ているのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 今、具体的なその内容についてを持ち合わせておりませんが、いろんな手続、メニューを変更する際にですね、いろんな問い合わせとか、こういったかたちでやりたいとかそういうことの意味交換をしているというふうに思っております。

○7番清水和弘議員 意見交換をする場合ですよ、具体的な数値目標とか定めながらですね、や

っていけば、なおかつ、いい方向に進むと、本市の財政状況にとってですよ、いい方向になると思いますから、ただ意見交換をするんじゃないくて、その効果、その数値的目標を定めてですね、やるべきだと私は考えておるので、その辺も検討していただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊には、公務員法は適用されないと考えます。人口減少対策の一つとして、協力隊員の場合、給料は少ないと聞いていますので、私は副業など許可すべきと考えます。本市の場合、どのようになっているのか。また、国からの協力隊の方への給与とは別に、隊員1人当たり200万円の補助金が自治体に交付されていると思いますけど、その用途はどのようになっているのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 協力隊員の副業ということでのお尋ねであります。現在、入っている方については副業というかたちはないと思っております。

それと、給与以外の部分の使い道ということですが、地域おこし協力隊員に係る費用につきましては、1人当たり400万円を上限としまして特別交付税の措置がありまして、そのうち報酬部分については250万円が上限となっております。報酬部分以外の経費としましては、研修等に係る費用弁償や負担金、パソコン等の備品購入、事務用品等の消耗品、公用車のリース料とかガソリン代、それと住宅の家賃の補助等の予算措置を行っております。

○7番清水和弘議員 地域おこし協力隊の問題点について質問します。

現在、本市には2人の地域おこし協力隊員が存在しています。安倍総理は、地域おこし協力隊員を3,000人までふやす計画をしていますが、この協力隊員の任期は最大3年と聞いております。3年間を無駄にしないためにも、任期終了後は本市に定住していただくことはできないのか。また、そのためには、私は最初、隊員の方は初めての地域であり、各周辺地域との認識の違いなど、解消してやる必要もあるんじゃないかと。そういうことによって、その地域住民との意思疎通を図った上でですね、定住していただけないのか、そういうことを考えると、この地域おこし協力隊員とこの地域の人たちの意思の疎通を図る便宜などをすべきだと思いますけど、その辺はどう考えていますか。

○東中川徹企画調整課長 本市の地域おこし協力隊員について、地域の住民の方々との意思の疎通ということですが、昨年から活動を行っております隊員の取り組み等を見ますと、田布川地区の地域活性化のために受け入れをいたしまして、現地に移り住んで、地域の皆さん方とも積極的に交流をしながら、一住民としても地域に溶け込んでいるようであります。

活動内容としては、農業への従事、ビオトープの整備、蛍の放流、鬼火焚きなど、地域の行事にも主体的に取り組みをしながら、テレビ、ラジオ番組への出演等を通じまして地域の情報発信をしております。今後においては、新たな特産品の開発でありますとか、郷土芸能の伝承等に意欲を持っているようであります。

今後におきましても、定期的にはですね、悩みとか意見等を聞く場を設けまして、こちらからフォローしていかなければならない点があれば、当然フォローしていきたいというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 今現在、2人の地域おこし協力隊員がいるわけですが、任期期間が3年ということですが、将来的には本市に定住していただくとか、そういう言葉は発せられておるんでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 昨年からはじめて、赴任されてきたわけですが、将来的な定住ということまでは、まだそういう話までは至ってはおりません。

○7番清水和弘議員 その点についてですね、総務省のデータによると、平成27年4月時点で、任期終了後に活動と同一の市町村に協力隊員が定住した定住率は47%となっております。この47%という数値をどのように分析するか。また、定住した後、17%の方が起業していると書かれていました。協力隊員が起業する場合、本市はいろんな支援の方法があると思いますけど、そ

の支援の方法など、どのように考えているのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 総務省が実施をいたしました平成27年度の地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果、その内容は、今、質問者が述べられたとおりであります。活動地と同一市町村に定住というのが47%となっておりますが、その方々について、進路別で見ますと、起業、起こす業ですね、起業17%、就農18%、そのほかに就業というのが47%となっております。

起業においては、株式会社やNPO法人等の設立とか、就業におきましては、民間企業のほか、地方自治体や観光案内所、NPO法人、第三セクター、農業法人等への就業が挙げられております。起業という面では、本人の経済的な新たな負担というのも生じますし、隊員の方の考え方によるところが大きいものと思いますが、就業という面では、隊員としての活動を引き続き生かせ、そして人件費等の負担が可能な団体、その存在というのが不可欠なのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、定住の意向がある場合の支援策ということについての検討は、当然必要であるというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 定住してもらうということはですよ、本市も人口減少は、本当、加速度的に減ってきております。そういうことを考えてですよ、定住ということも考えたらですね、地域おこし協力隊員への支援というものは、私は充実させたほうがいいんじゃないかなろうかと考えていますので、今後も支援していただきたい。これも要望しておきます。

次に、企業版ふるさと納税に対する本市の取り組みと問題についてお伺いしておきます。

現在、検討されている制度は、国が認定した地域再生計画を持つ地方自治体に寄附をした場合、控除される金額の上限は、寄附金額の30%、控除されるのは法人住民税と法人税が検討されるとありました。本市への企業版ふるさと納税の申し込みは、どのような状況になっているのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の制度につきましては、市町村の総合戦略に位置づけられた事業で地方創生を推進する上で効果の高いもの、これについて地域再生計画を策定しまして、内閣府の認定を受けた事業に対して寄附を行った企業に対して、課税の特例がなされるものであります。

現時点ではですね、企業からの寄附を財源とすることを前提とした事業というのは、本市の総合戦略の中には想定をされておらず、企業側のほうからも戦略に掲げた事業に対する寄附の相談、あるいは申し出といったところもないところであります。

○7番清水和弘議員 今、企業からの申し出がないということですけど、この企業版ふるさと納税のですね、企業側メリットとして、私は節税につながると考えておるんです。また、デメリットとして、多くの寄附、これは行政にとってですよ、行政にとってのデメリットとして、多くの寄附を受けた企業に対して、規制緩和や入札などの優遇をするおそれがあるんじゃないかと私は考えます。このような対応として、私はどうしても企業版ふるさと納税をしてもらいたいためにですね、我が自治体のほうでですね、自治体側でルールをつくり規制することはできると考えます。その企業版ふるさと納税について、本市の場合、どのように対応しようと考えているのか。また、企業版ふるさと納税のですね、問題点とメリットを本市はどのように考えておるのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 企業側のほうから寄附の申し出がありまして、本市の事業というのが進められるということであれば、市のほうで特にデメリットというものは考えられないと思っております。ただ、今後の地方創生に寄与するためにも、企業版ふるさと納税を活用した事業の立案、これの検討等も必要であるということには認識をしておりますが、今ありましたように、いろんな制約がありまして、企業の本社が立地する市町村の事業は対象外とされていることや、寄附

を行う企業への便宜供与の禁止、補助金等そういったものもありますが、便宜供与の禁止等の制約等もあるほか、市、私たちのほうから企業側へアプローチするという点についても、どのような企業を相手方としていけるのかというようなこともありまして、模索中でありまして、現時点では具体的なその検討には至っていない実情であります。

○7番清水和弘議員 私はですね、企業版ふるさと納税はですね、各自治体の人口減少対策や観光振興などを対象として企業は寄附するというふうに書かれておりました。そして、企業の場合、寄附額の約6割が法人住民税などから減税されるとあります。このメリットなどを企業に説明してですね、本市の雇用促進や人口減少対策なども考慮して、ぜひ企業版ふるさと納税を推進していただきたいと思っておりますが、その辺はどうなんですか。

○東中川徹企画調整課長 先ほど答弁いたしました、企業側のほうから、総合戦略に掲げた事業ということでこれに使うってほしいという申し出があればいいのですが、それが実情の中で、本市側のほうから企業へアプローチする場合、例えばさっき言った制約等もありますので、どういった企業にどんなかたちでアプローチしていけばいいのか、その辺をただいま模索中でありまして。先ほど申し上げましたように、具体的な検討までは、まだ至っていないと。ただ、認識としては、企業版ふるさと納税を活用した事業の立案等の検討も必要であるという認識は持っております。

○7番清水和弘議員 次に、ふるさと納税返礼品の見直しについて質問します。

都城市などいろいろな自治体で返礼品の見直しをしているようです。本市の場合、商品金額、配送料、消費税、梱包などの必要経費で、最大50万円以上の寄附額に対し、市負担上限額は25万円となっているようですが、本市は、現状においてふるさと納税を見直しするような状況にあるのかですね、また……、それでいいです。本市の現在の状況で見直しをする状況にあるのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 本市の返礼事業につきましては、さきの3月定例会で申し上げましたとおり、返礼率について、配送料等の経費を含めて50%を上限として事業を進めていくという方針のもと、協力事業者の皆さん方も返礼品のメニュー、これの見直しを進めていただければいいかとあります。

しかしながら、その後、報道等でも御承知のとおり、総務省のほうから県を通じまして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品、これの送付については見直しを行うようにという通知がなされているところでもあります。その中で、返礼品の調達割合の高いものは、地域への経済効果等のかんにかかわらず送付をしないようにすることとなっております。返礼割合に関しましては、社会通念に照らして良識の範囲内のものとして、少なくとも3割を超えるものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすることが示されております。

本市の現在の返礼品自体の調達割合としては、4割程度になるのではと考えておりますが、総務省からの数値というのは、地方自治法に基づく技術的な助言として受けとめなければなりません。

しかしながら、メニューの再見直し作業に係る協力事業者の作業等の負担等を考慮しますと、今々、すぐに変更するという点については難しい状況にありますので、本年度中にですね、総務省からの通知に沿った調達割合の見直しを行ってほしいというふうには考えております。

○7番清水和弘議員 現在は、見直す部分はないという理解でよろしいでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 今、メニュー等も変更したばかりであります。ですので、今申し上げたのは、総務省からの通知がありますので、その通知に沿った見直しは必要であるということで、今年度中にそれを行うということでございます。

○7番清水和弘議員 次にですね、地域活性化の起爆剤としての地方創生交付金の活用について質問していきます。

2017年度地方創生交付金として、内閣府が4月28日に発表した記事によれば、鹿児島県関連では、県が4件の2億円、市町村部分が33件の1億4,000万円配分されているようです。この市町村配分の中に、本市の事業分はどれぐらい含まれているのかをお尋ねします。

○平塚孝三企画調整課参事 内閣府は、4月28日、平成29年度分第1回目の地方創生推進交付金の交付対象事業を決定いたしました。

本市分は、鹿児島県南部に位置する本市、指宿市、南さつま市、南九州市、南大隅町の4市1町で取り組む広域連携事業、香港における南部広域観光・物流促進事業が採択されまして、総事業費2,000万円の2分の1の1,000万円の決定を受けたところです。本市分は、その負担金分400万円の2分の1の200万円であります。その事業の採択に伴いまして、事業内容を拡充して、本議会において補正をお願いしているところでございます。

○7番清水和弘議員 本市も200万円負担するということですが、それによる効果などをどのように考えていますか。

○下山忠志水産商工課長 ただいま企画調整課参事より答弁がございましたとおり、鹿児島県南部の4市1町におきまして、昨年、鹿児島県南部広域観光・物流実行委員会を設立したところがあります。平成28年度には、地方創生加速化交付金を活用した、香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業として、香港を対象とした観光客誘致、観光客受け入れ態勢整備及び物流の構築を推進し、観光による交流人口の増加や物流による新たな販路拡大に向けた取り組みを行ってまいりました。

先ほど、参事の答弁にありましたように、今議会にも補正予算としてお願いしてございますけれども、平成28年度に展開してきた事業により策定した誘客戦略を踏まえ、地方創生加速化交付金を活用し、情報発信の強化、食・料理を活用したプロモーションを発展的に展開するとともに、物流においては、商談会出展支援、輸出スキルアップのためのセミナーなどの開催を行うこととしております。

具体的には、観光部門でパワーブロッガー・雑誌記者招請事業、食・料理を活用したプロモーション事業、物流部門では、香港フードエキスポ出展、香港輸出セミナー及び個別商談会、地域内商談会、インバウンド土産品販売事業を計画しておりまして、昨年度の事業により、本市においても香港人の入り込みもふえてきておりますので、効果はますます出てくるのではないかとというふうなかたちで考えております。

○7番清水和弘議員 今、誘客がふえておるといふ御答弁でしたけど、今、見えますとですね、お魚センター、今、香港物流との関係と言いましたからお尋ねするんですけど、外国人の誘客というのはふえているのかふえていないのか、どのぐらいふえているのか。

○下山忠志水産商工課長 平成28年度にこの事業に取り組んでおりますので、平成28年度事業について説明いたします。

平成28年度の外国人が、4月から3月まで、年度ですので、外国人が4,344名、うち香港人が1,211名、ちなみに、上半期におきましては281名の香港人でしたがけれども、下半期につきましては980名というふうなかたちでふえてきているところでございます。

○7番清水和弘議員 香港人は、東南アジアでも私は裕福な地域だと思っているんですけど、本市に来た観光客からですよ、本市についての、何て言うんですかね、本市について思うこととかですよ、そのようなことを聞いたことがありますか。

○下山忠志水産商工課長 具体的な資料をここに持ち合わせておりませんので、何とも言いえないところでございますけれども、印象的には、食についておいしいというふうなことは聞いております。

○7番清水和弘議員 香港というところはですね、食も本当に豊かなんですね。私ももう何回も行って香港は知っているんですけど、やっぱり香港は購買力もありますから、ここに重点を置く

というのも一つの手だろうと私は考えております。

次にですね、地域活性化に関する施設整備を後押しするために、2016年度補正予算で確保した地方創生拠点整備交付金として、政府が20府県と17市町村に94億円を交付したとの記事がありました。4月29日の記事に、三島村では2,250万円が交付されるとあります。この施設整備を後押しするための事業として、本市に交付された金額はどのくらいあるのかをお尋ねいたします。

○平塚孝三企画調整課参事 内閣府が4月28日、平成28年度補正予算の地方創生拠点整備交付金の対象事業を決定いたしております。本県関係では、議員が言われました三島村のみであります。

○7番清水和弘議員 本市の場合、この事業に対して申請などはしなかったのか、どうなんですか。

○平塚孝三企画調整課参事 国は、平成28年度2次補正予算に、地方創生拠点整備交付金を900億円計上しております。この補正増額分につきましては、未来の投資に重点を置きつつ、地方創生の深化に向けた効果の発現の高い産業振興のための施設整備などのハード事業と対象としていたところなんです。この交付金につきましては、未来の投資の実現につながる先導的で、平均所得の向上、雇用創出、生産の増加、移住者の増加などの発現を期待できるものが対象でありまして、自立性、官民協働、地域間連携、政策の先導性が評価され、決定されているところです。

この交付金は、昨年8月に閣議決定されまして、各自治体からも、その時点で対象となり得る施設整備の計画、設計まで準備がなされたものでなければ、スケジュール的に申請もできないという意見も多くあったところです。本市におきましても、当該交付金に振りかえ可能な事業がなく、申請に至ってないところがございます。

○7番清水和弘議員 次にですね、県事業には、広域観光周遊ルート整備や、大河ドラマ「西郷どん」のPR事業に7,500万円を計上しております。本市においては、西郷さんが港町のある家に1泊されたという史実もあります。また、1877年の西南の役においては、枕崎市住民458人が従軍し、126人が殉職したとの記録があります。このように、本市の場合、西郷隆盛氏との関係から、本市もNHK大河ドラマ「西郷どん」に取り上げていただくよう活動すべきだったと私は考えておりますが、この辺はどうだったのか。

それとですね、2018年1月からの放映ということですが、約1年間放映される中、日本全国に向けて枕崎市の宣伝効果は絶大なものと私はなると考えております。このようなことを考え、私は西郷隆盛氏のひ孫である西郷隆文氏やですね、NHK鹿児島支局のほうに有志議員と2人で行きました。

本市のほうは、当局のほうはですね、この西郷の放映に対して、枕崎市を取り上げてもらうためにどのような活動をしたのかお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 放映に関するPR活動につきましては、まず、平成28年9月15日付で鹿児島県観光課より、西郷隆盛にまつわる場所等の情報提供について依頼がありましたので、本市における西郷隆盛ゆかりの地として、ガンギ跡と旧立志清右衛門宅跡があると回答いたしました。

さらに、同年10月7日付で、NHK大河ドラマ「西郷どん」撮影候補地等の情報提供についての依頼がありましたので、枕崎港周辺の海やかつおぶしの天日干しの風景があるとの回答をしたところでもあります。

鹿児島県においては、こうした情報提供を踏まえ、同年10月26日に、NHK大河ドラマ「西郷どん」に係る市町村担当者会を開催しておりますが、その中で、本市としては、今後、県を中心に展開されるさまざまな「西郷どん」PR活動や実施事業において、本市におけるゆかりの地を活用していただきたいと要望をしたところでもあります。

鹿児島県観光課からは、NHKにおいて、大河ドラマのロケ地情報について基本的に公開して

いないので、情報を入手することは大変困難であるというふうなかたちで聞いているところです。

また、先ほど質問者がおっしゃいました影響についてでございます。県内ゆかりの地、特に放映された地については、歴史愛好家を含め、観光客が周遊することが推測されます。本市にゆかりのある場所が放映されるかどうかについては見当がつかないところでありますが、観光かごしま大キャンペーン推進協議会では、鹿児島県が収集した情報をもとに、明治維新150周年を迎える平成30年に、大河ドラマ「西郷どん」の放送が決定したことを受け、西郷隆盛ゆかりの地や温泉を紹介するとともに、周遊のモデルコース等を掲載したパンフレットを作成し、旅行会社の商品造成や観光客の周遊に活用していただくよう関係機関に配付しております。このパンフレットの中に紹介されている観光客の周遊コースの一つに南薩コースが掲載されておりますが、その中に、本市の西郷隆盛宿泊跡と枕崎お魚センターも掲載されておりますので、そのコースの利用を含め、本市への周遊もあるのではないかとというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 次にですね、移住定住促進事業について質問していきます。

南さつま市においては、移住定住の促進を図るとともに、市内経済の活性化を図るため、市が定める対象地を購入し、住宅を新築した移住定住希望者で、かつ5年以上定住される方に、移住定住促進事業による250万円と、15歳未満の被扶養者1人について20万円の補助金を交付しております。すなわち、この被扶養者が1人ふえるごとに20万円補助と記載されており、被扶養者がふえればふえるほど補助金がふえ、本当にすばらしい子育て、人口増加につながると私は考えておるんです。

本市は、このようなことを以前、本市も定住促進なるものを行ったような記憶があるんですけど、本市は今のところそういう、総合戦略の中にも記載されておりませんが、本当に本市も取り組むべきことだと私は考えております。

それですね、南さつま市においては、この補助金のおかげといいますか、これによってですね、昨年、28年から29年の1年間で、移住定住者が97世帯ふえたと言われております。また、南九州市においてもですね、住宅の取得またはリフォーム入居し、引き続き5年以上定住した移住者に対し、最大200万円を補助するようになっております。この結果として、南九州市では、平成22年から28年までの移住定住者は200世帯と聞いております。

以前、この質問をしたところ、これは川辺から顛娃のほうに移ったとか、そういう人の移住者ですよということがありましたけど、私が確認したところ、そういうことは絶対ありませんということでしたけど、この移住・定住について、本市は23年から25年の間、どのぐらいの世帯数になっているのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 本市への移住定住世帯数ということについてのお尋ねであります、転入の手続の際、そのときに移住など、そのほかもありますが、その理由というのを確認いたしておりますので、具体的な移住世帯数としては把握はできていないところであります。

また、本市世帯数の推移について、平成23年からそれぞれ4月1日現在の世帯数を申し上げますと、平成23年が1万1,057世帯、平成24年が1万1,035世帯、平成25年が1万1,289世帯、ここはふえておりますが、これは在留管理制度の創設によりまして、外国人の住民登録がなされるようになったということによる影響で、外国人の数を考えた場合、実質的には減となるのではないかと思います。平成26年1万1,251世帯、27年1万1,192世帯、28年1万1,106世帯、29年1万0,976世帯というふうな推移となっております。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○9番沖園強議員 おはようございます。

財政危機宣言に始まった神園市政は、本市の厳しい財政状況を再認識させる大きなインパクトのあるものでございました。

赤字の枕崎空港に刑務所を誘致する斬新な政策は、大きな市民運動に発展し、本市が本格的な行財政改革に取り組む契機となり、現在、空港跡地は、1年に約4,500万円の一般財源収入を生み出すドル箱となっております。

長年、荒廃していた枕崎駅跡地は、再開発事業によって大型商業施設が出店し、再興された枕崎駅、南湊館、火之神公園を結ぶアートストリート事業は、本市の観光資源の一つとなってきました。

老朽化した市立病院は、建てかえ事業によって立派な公立病院となり、病児・病後児の保育事業が、働く母親たちに喜ばれています。

枕崎漁港のコンテナヤードの誘致に向けた取り組みは、水産庁の高度衛生管理基本計画の見直しへと大きな道筋を開けることになりました。本市の産業・経済に大きな効果をもたらすものと期待してやまないところです。

そのほか、南薩鉄道跡地の購入・公売、第三セクター運営の健全化への取り組みなど、過疎債の対象団体でないという財政的なハンディーの中での政策執行には、反対のための反対がつきものでございました。

そのような中での行財政改革の実績に深甚なる敬意を表して、質問に入りたいと思います。

市長は、3月議会の施政方針において、ふるさと応援寄附条例の見直しとともに、ふるさと納税に対する返礼品の充実を図り、寄附金総額の増大を目指すと報告しました。また、先ほどの質問者にもございましたが、配送料等を含めた返礼率を限度5割程度に考えているとのことでした。しかしながら、総務省は、4月1日付で、返礼割合に対しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下にすることとした通知を出しました。

これまで本市の返礼率は、総務省の方針に基づくおおむね3割程度となっていましたが、都城市、志布志市など、ふるさと納税額の多い他市の状況等と比較して、返礼率を上げるべきだといった議会での意見もあったところでございます。

確かに、ふるさと納税の制度によって、地場産品の掘り起こしなど、ある一定程度の地域振興策にはつながっているとは思いますが、ただ、納税額の実績だけにとらわれすぎて、本来のふるさと納税の趣旨・理念から逸脱した団体がふえているような気がいたします。

そこで、お尋ねいたします。

先ほどの答弁では、総務省の通知等もあり、今後、今年度中に検討する旨の発言がありましたが、3月議会で示された事務経費等を含めた返礼率を上限50%程度にする方針は変わらないのか、市長は、総務省の通知をどのように受けとめられておられるのか、まずもってお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ふるさと納税に対する返礼事業開始後の寄附額の実績等については、前の質問者にもお答えしたとおりであります。

本市の返礼事業については、さきの3月定例会で申し上げましたとおり、返礼率について、配送料等の経費を含めたこれまでの約39%から50%を上限とする方針のもと、協力事業者の皆さん方にも返礼品の見直し作業を進めていただいたばかりであります。その後、報道等でも御承知のとおり、総務省から県を通じて、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品の送付については見直しを行うよう通知がなされております。

お尋ねの総務省からの通知については、地方自治法に基づく技術的助言として重く受けとめなければならないと思っており、今後、通知に沿った見直しを行っていくこととしております。

○東中川徹企画調整課長 本市の場合、配送料等の経費を含めまして5割以下とする方針のもと、協力事業者の皆さん方の御努力によりましてメニューを変更しており、現在の返礼品自体の調達割合としては、先ほど申し上げましたとおり、4割程度になってくると思われまますので、ただいま市長からありましたように、今後見直しを行っていくこととしております。しかしながら、メニューの再見直し作業に係る協力事業者の作業など負担等を考慮しますと、今々、すぐに変更することについては難しい状況にありますので、本年度中には総務省からの通知に沿った調達割合の見直しを行っていきたいと考えております。

○9番沖園強議員 今年度中に総務省の方針に沿った見直しということですが、埼玉県所沢市の藤本市長のコメントでこういうものがございました。

どこの返礼品をもらおうとか、テレビ番組の返礼品特集とか、本来のふるさと納税制度の理念と違う、自治体がほかとの差別化を意識し、終わりなきレースになっている。しかも、参加したら最後、闘い続けなければならない。所沢市には、終わりなきレースを続ける返礼品としての商品はたくさんある。だが、これらの地場産品をレースに使うあり方が本来の理念からかけ離れている。本来、自分を育ててくれた、世話になった場所に感謝や応援する趣旨だった。それをもので釣って、よその自治体に納められるはずだった税金を自治体間で奪い合う始末。納税者もものを得ることに夢中だ。ほかの自治体から奪う必要はなく、救われるべき弱小自治体にふるさと納税されればよい。税は累進課税が原則。ふるさと納税は、お金持ちほど見返りが大きい構図だ。きちんと所沢市に納税すべき人ほどおいしいものを得られる。

こう言って、ことしの4月から、2年続けたふるさと納税の返礼事業をやめたそうです。

私は、このコメントを見て、非常に理にかなった理念、そういったものになかったコメントだなと思いました。

先ほどの質問者でもるるありましたが、本市はですね、そういったふるさと納税の理念、そういったものに沿ってやってきたはずです。そう思っております。

どうかひとつ、今まで揺るぎない理念を持って市政に携わってきた神園市長には、最後まで揺るぎない理念を持って取り組んでいただきたいと、そしてまた制度に基づいた見直し、御検討をお願いし、次の質問に移ります。

まず、平成34年11月1日から施行される電波法の改正を目途とした防災行政無線のデジタル化を、平成29年度に実施設計を行うということですが、3点ほどお伺いいたします。

現在、市内における無線波によるエリアトークと有線放送をしている公民館、団体数はどのようなになっているのか。

2点目に、仮に全世帯に戸別受信機を配布・貸与した場合の予算規模はどのくらいになると思っておりますのか。

それと3点目に、全戸配布・貸与した場合、集合住宅など異動が想定される世帯など、戸別受信機を不必要とする世帯、また、防災行政無線とエリアトークとの併用を希望する公民館があると想定されるわけですが、どのような検討がなされているのか。補助制度についての実施設計の計画決定が示される時期等をお示ししたいと思います。

○田中幸喜総務課参事 まず、現在の防災行政無線につきましては、平成9年から2カ年で整備を行い、平成11年4月から運用していますが、拡声子局等の老朽化が進んできているものの、電波法の改正により、平成19年12月以降はアナログ防災無線の新設や増設等ができなくなったため、保守部品等の調達が難しくなってきているところです。このため、現在、デジタル方式での再整備に取り組んでおり、昨年度は基本設計を実施して現状の把握等を行ったところですが、今年度は基本設計を踏まえた実施設計を行って、平成30年度から平成32年度までの3カ年で整

備していく計画としています。

お尋ねのエリアトーク、地域情報伝達無線システムなどの自治会無線放送設備につきましては、宝くじのコミュニティ助成事業や農政サイドの県単ふるさと村づくり整備事業を活用するなど、桜山地区や別府地区を中心に、市内の28公民館、約2,800世帯に戸別受信機が設置されて運用がなされているものと理解しています。なお、有線放送設備を整備している公民館については把握しておりません。

また、全戸配置への場合の予算規模でございますが、防災行政無線は、緊急時において災害関連情報等を直接住民に対し伝達できる重要な手段であり、戸別受信機の設置につきましては、高齢者等の地域住民に、よりきめ細かく防災情報等を行き渡らせるために有効な手段であると認識しています。しかしながら、戸別受信機については、受注が少なく量産化されていないため高額で、デジタル方式の場合で1台当たり5万円から6万円と、普及促進を図る上で大きな課題となっているのが現状です。

国におきましても、このような現状等を踏まえ、本年3月に、防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会を設置し、現在、有識者等によって戸別受信機の低廉化の方策や普及促進の方策の検討が行われているところです。

戸別受信機の低廉化を図る方策の一つの仕組みとして、親局から屋外拡声子局等までは防災行政無線のデジタル方式で整備し、屋外拡声子局等に接続された送信機からは、地域振興波を使って戸別受信機へ災害関連情報を伝達する仕組みについても考えられています。この仕組みによる戸別受信機の価格は、1台当たり3万円程度と聞いているところであり、庁内の防災行政無線デジタル化更新整備検討部会においても、現在、地域振興波を活用した仕組みについて研究を行っているところです。

このことから、仮に本市の全世帯に戸別受信機を配置すると仮定した場合の事業費については、大まかに申しまして、デジタル方式の場合で5億円から6億円程度、地域振興波の活用が図られた場合であっても3億円程度が見込まれております。

次に、助成制度についてですが、防災行政無線のデジタル化に当たりましては、市民への災害関連情報等の伝達強化を図るため、防災行政無線による放送内容を携帯電話へメールで自動配信する機能や、放送内容が聞きとれなかった場合に専用ダイヤルで確認できる機能などについても新たに加えられるか検討していくこととしています。

戸別受信機の設置先につきましては、各公民館長宅、消防団関係、避難所、難視聴区域の方々の自宅など、現在の設置先に加えて、図書館や体育館などの公共施設、また福祉施設や病院などへも新たに設置できないか検討していますが、携帯電話等の保有状況や市の財政負担、また近隣の設置状況なども踏まえ、その必要性を真に見きわめながら、今後、検討部会で検討していきたいと思っております。

防災行政無線のデジタル化に伴って、携帯電話へのメール自動配信機能など新たな機能が加わった場合、今後、高齢者に携帯電話等の保有が広がっていくにつれ、より多くの高齢者が市からの災害関連情報等を確実に受信できるようになっていくと考えられます。しかし、一方で、現時点においては、携帯電話を保有していないことに加え、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯なども数多くあり、これらの世帯に対して戸別受信機の普及を図っていくことは、災害関連情報等を迅速かつ確実に伝達する有効な手段と考えますので、戸別受信機の設置補助制度の仕組みについても検討していくこととしています。

また、公民館が運用しているエリアトーク等の無線放送設備につきましては、平成18年から市の防災行政無線とも接続しており、市からの災害関連情報等を広く市民に迅速かつ確実に伝達する有効な手段となっていると認識しており、今後とも、地域振興波の活用を図るなど、これまでと同様に各公民館の無線放送設備との接続が可能となるよう整備していく方針です。

公民館への無線放送設備の更新等に係る助成制度につきましては、公共性等の観点から、合理的な範囲の金額であることに留意する必要がありますが、近隣の南さつま市や南九州市などにおきましても助成制度を創設しているようですので、これらを踏まえて、戸別受信機の設置補助制度の仕組みの検討と同時に検討部会の中で検討していきたいと思っております。

最後に、実施設計の方針ですが、デジタル防災行政無線の実実施設計につきましては本年度中に終えることとしていますので、その方向性につきましても本年度中にお示しできればと考えております。

○9番沖園強議員 ただいま、近隣市等の状況等も検討部会等で検討されていくということですが、ちなみに南さつま市のほうはどうなんですか。

○田中幸喜総務課参事 南さつま市の場合ですと、自治会の全世帯に戸別受信機を設置し、市の防災行政無線放送を聞くことができる放送施設を整備する場合、2分の1の額を放送施設保守・維持管理費の一部についても助成をしているようでございます。

○9番沖園強議員 国のほうが地域振興波、アナログ波の推奨をやっているということなんですけど、戸別受信機、アナログ波自体でも3億円程度と非常に大きな財源が必要であるわけですね。

確かに、先ほど出ました携帯電話のメール配信、そういった部分で不必要な世帯というものも発生してくるでしょうし、また補助制度のあり方というものが検討部会で今から検討されていくんですけど、非常に、行政としては財源の問題もあります、公平な行政サービス、そういった部分で非常に判断が難しい部分があるんじゃないかなんかと思っております。

そこで、仮に全戸配布というような方針等が、計画がなされた場合にですね、南さつま市並みの2分の1補助と、そういった部分で補助制度がなくなった場合に、その戸別受信機に対する過疎債とか、そういったものは対象になるのかお聞きしておきたいと思っております。

○本田親行総務課長 ただいま総務課参事のほうからお答えしました南さつま市の助成制度でございませうけれども、南さつま市の、申しました助成制度につきましては、集落放送設備を整備する場合の助成制度でございませう。

過疎債とのことでしたが、防災行政無線のデジタル化を図る財源につきましては、東日本大震災を教訓としまして、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業を対象とする緊急防災・減災事業債の適用が始まりました。その適用につきましては、平成28年度で終了する予定でございましたので、これまでの答弁でも過疎債を活用することなどを申してきていたところでございます。しかしながら、平成29年度の地方財政対策におきまして、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災に取り組んでいけるよう、その適用が平成32年度まで継続されました。

現在では、防災行政無線のデジタル化等を図る財源としましては、緊急防災・減災事業債の適用を考えているところでございます。また、緊急防災・減災事業債につきましては、充当率が100%、交付税の算入率が70%と、過疎債と同じ効果がございまして、非常に有利な地方債となっているところでございます。

緊急防災・減災事業債の対象となる事業内容としましては、デジタル化とあわせて一体で整備する場合においては、地域振興波の送信機、戸別受信機の整備についても対象となるところでございます。その戸別受信機の整備につきましても、市が戸別受信機を整備し、各家庭に対して貸与する場合には、その対象となると考えられます。

また、設置を希望する公民館や個人の整備に対する助成の財源として、緊急防災・減災事業債の対象になるかどうかにつきましては、今後、具体的に県などにも照会を行って、できるだけ有利な地方債を活用して、戸別受信機を普及・促進して、防災情報の確実な伝達に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○9番沖園強議員 公民館によってはですね、こういった緊急防災・減災事業債なるものを利用

できる、32年度までとおっしゃいましたかね、その事業を待っている公民館があると、集落放送等の改修を。ですから、その辺を早目に対応していただきたいなど。32年まで待たないかなのかなという部分もございますので。ただ、そういった、まだ緊急防災・減災事業債そのものがどこまで対象になるか、今、総務課長の答弁では全部が全部というようなニュアンスではなかったんですけど、南さつま市みたいな公民館単位の場合はどうなっていくんですかね。再度、すいません。

○本田親行総務課長 公民館等の公共的な団体の整備に対する助成等につきましては、その財源となると思われます。先ほど申しましたみたいに、個人の希望者の設置について、そこがどうなるかということにつきましては、今後、県等とも具体的に詰めてまいりたいと思っております。

また、冒頭お答えしましたけれども、防災行政無線のデジタル化につきましては、実施設計を本年度中に終えて、平成30年度から32年度まで3カ年で整備していく計画でございますけれども、今後の実施設計の結果等を踏まえ、可能な限りスムーズに進捗していけるよう努めてまいりたいと思っております。

○9番沖園強議員 30年から32年までの実施計画というようなことになりそうなんですけど、個人の希望の場合がどうなるのかということ等もございまして、早目に希望をとっていただきたいと、公民館等の、公民館あるいは個人の。そういう段取りはどういうふうになるんですかね、いつごろ希望をとられるんですか。

○本田親行総務課長 本年度中に実施設計を行いますので、あわせて公民館の整備に対する助成制度、また個人に対する助成制度の方針を出していかなければならないと思っております。

集落全体で集落放送設備を整備して集落放送を行う公民館も現に28団体ありまして、また今後も公民館単位でというところも、全世帯でというところも出てくると思われましても、例えば、現在の検討ですけれども、できるだけ有利な地方債の適用になるように、個人で携帯等を持っていらっしゃらない個人が希望する場合であっても、公民館であるとか自主防災組織とか、その辺の公的団体を通じたかたちで助成できないか、できるだけ財政負担のないように今後検討していくこととしております。

○9番沖園強議員 どうしても防災に直結する大きな問題でございますので、早目の検討をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

入会林野事業を通告してございますが、入会林野事業につきましては平成22年に始まったわけですが、既に7年の歳月が過ぎてきたと。事業は当初、峯尾峠の国道225号線の関係もございまして、東鹿籠、その後、南薩縦貫道の関係があつて別府地区というふうになっているかと思えます。

平成27年に県から市のほうに権限移譲がなされまして、非常に事業の進捗が見られるんですけど、今後の事業の見通し、それをお示しいただきたいと思えます。

○川崎満農政課長 それでは、まず現在の進捗状況を説明いたします。

枕崎市の入会林野整備組合は、桜山東地区の東鹿籠組合、別府地区の枕崎別府組合、枕崎地区及び立神地区の西鹿籠組合並びに桜山西地区及び金山地区の金山組合の4組合があり、このうち平成24年度には、東鹿籠組合において組合員数約61名、筆数197筆、平成28年度には、枕崎別府組合において組合員数219名、筆数918筆が完了しているところであります。なお、今後事務を行う西鹿籠組合においては、申込組合員数約40名、筆数が約140筆、また金山組合においては、申込組合員数約80名、筆数は約410筆となっております。

今後の見通しでございますが、今後の事業見通しにつきましては、平成28年度の枕崎別府組合の事業完了により、現在、西鹿籠組合の事務審査に着手しており、西鹿籠組合を平成29年度中に事業完了を行いたいと考えております。その後、金山組合の事業に着手したいというふうに考えており、その完成時期については、現時点では明確にできないところであります。

○9番沖園強議員 西鹿籠地区までは今年度中に完成を目指す、金山は30年以降になるということなんですけど、かなり年数を経過していますよね。そうすると、その間に今まで申請された方が亡くなられたとか、死亡した事例、そしてまた申請者の御都合によりまして、いろんな事情がありますので、まだ着手していない以前に登記等が移行された場合、その場合の……、この事業というのは、当初、組合を設立して、その申し込みの筆数によりまして負担金を前納制度で納めているわけですよ。そうすると、死亡した事例とか、あるいは事前に登記を済ませた場合、その負担金の取り扱いはどうなっていくんですか。

○川崎満農政課長 そういったケースにおきましての負担金でございますが、この負担金についてはコンサルタントへの事務手数料ということでございますので、この事務手数料については、入会整備事業に関する説明会において、整備計画書を作成するための調査費用と使用すると以前に説明しておりますということで、また、コンサルタントからは既に調査費用に使用しているということから、返却はできないというふうに聞いておるところでございます。

○9番沖園強議員 そうすると、その死亡の事例、現在まで発生しているのであれば死亡の事例、あるいは事前登記をされた事例というものは何件くらいあるんですか。

○川崎満農政課長 設立総会后に申請者が亡くなっている事例としましては、枕崎別府組合で17名、現在、事務審査中の西鹿籠組合で4人いるところでございます。また、設立総会后、申請者の事情で所有権移転登記が完了した事例といたしましては、枕崎別府組合が16件、西鹿籠組合が19件あったところでございます。

○9番沖園強議員 その組合設立当初、確かにコンサルタントの説明では、そういった遺漏がないように、例えば相続人の同意とかいろいろありましたので、そういった遺漏があると返還はしませんよという説明はありましたよ。だけど、死亡した事例とか、あまりにも申請から期間が長過ぎるもんですからね、死亡した事例とか、あるいは事前登記をやむを得ずしなければいけなかったとか、そういった部分についてはなかったと思ってるんですよ、私。これ、コンサルタントと組合員の、任意の組合なんですけど、その関係なんですけど、コンサルタントと任意組合の合意形成、そういったもので済まされるのかという部分はあるかと思うんですけど、今まで枕崎別府で死亡が17、事前登記は16件、西鹿籠で4件と19件と、この方々への説明、あるいは不服申し立て、そういったものはなかったもんですか。

○川崎満農政課長 死亡した場合とか、そういう所有権移転登記が完了した場合はあるわけですが、それにつきましては、その都度、その該当する方々や、死亡した場合は相続人になりますが、そういった方に説明をしております。説明をいたしまして、また負担金が返却できないということも了解してもらっているところでございます。

○9番沖園強議員 問題が生じていないということで受けとめたいと思いますけど、あと金山地区におきましては、今から2年後、3年後になるわけですよ、1年後、2年後ですかね。そうすると、今のこの負担金の問題、あるいはあと2年かかるんだよとか、そういった説明といいますか報告といいますか、その組合には報告すべきだと思うんですよ。ずっといろんな会合等で、そういった不信感といいますか、あるんですけど、その辺の段取りはできないもんですかね。

○川崎満農政課長 関係者への周知ということでございますが、今後、西鹿籠、金山がまだあるわけですが、現在、事務審査中の西鹿籠の関係者につきましては、秋ごろをめどに入会整備コンサルタントを通じて周知を行いたいというふうに今後の計画等についてを考えております。また、金山組合につきましては、西鹿籠組合の事業完了後に着手する予定でございますので、その時期が明確になった時点で、入会林野整備コンサルタントを通じて組合長と協議を行い、関係者への周知を図りたいというふうに考えております。

○9番沖園強議員 組合長とおっしゃられますけど、全くの任意組合なんですよ、任意の。その責任の所在というものは誓約されていませんので、できればもう金山地区にも早目に出してい

ただきたいと、みんな理解してもらおうように。でないと、後でまた何かあった場合に、その処理に困るんじゃないかなと私は危惧しておりますので、早目の連絡をお願い申し上げます。

時間の都合がありますので、次に移りますが、鳥獣被害についての質問に移りたいと思います。

これまでの委員会、予算委員会等でもたびたび報告があったんですけど、鳥獣被害の年度別の推移はどのようになっているのかですね。耕作放棄地の発生状況、鳥獣被害による、そういったものは把握されているのかですね、過去3年分ぐらいでよろしいですので報告お願い申し上げます。

○川崎満農政課長 まず、鳥獣による農作物等の被害の過去3年間の実績でございますが、まず平成26年度は被害面積1,312アール、被害額168万7,000円、平成27年度が被害面積1,920アール、被害額219万円、平成28年度が被害面積2,078アール、被害額253万円と年々増加している状況であります。特に、イノシシ、アナグマによる被害が増加しております。なお、この数値については、届け出のあったもののみの集計となっているところでございます。

次に、耕作放棄地の状況ということでございますが、平成28年度の農業委員会の利用状況調査によりますと、市内の遊休農地は2万5,737アールでございます。全農地面積の約12%となっております。この中には、鳥獣被害が原因で耕作放棄地となった農地も含まれているとは思いますが、面積等についての把握はしていないところでございます。

○9番沖園強議員 耕作放棄地、少子高齢化による耕作放棄、営農継続はできないという部分もあるんですけど、農地流動化の部分でも、どうしても鳥獣被害のある場所は、なかなか流動化は難しいと、もう借りないという部分で、大半がもう鳥獣被害であろうと私は見てるんですよ。

そこで伺いますけど、捕獲実績ですね、捕獲実績をどう見ていらっしゃるのかということでお伺いしますけど、その捕獲実績、例えば猟期内あるいは猟期外の有害鳥獣捕獲、そういった実績はどうなっているんですか。

○川崎満農政課長 有害鳥獣の捕獲数については、捕獲指示を出した期間、つまり、有害鳥獣の期間のみしか把握していないところでございます。

過去3年間の捕獲実績は、平成26年度がイノシシ59頭、タヌキ・アナグマが72頭、カラスが198羽、平成27年度がイノシシ45頭、タヌキ・アナグマが68頭、カラスが545羽、平成28年度がイノシシ56頭、タヌキ・アナグマが153頭、カラスが479羽となっているところでございます。

○9番沖園強議員 結局、有害鳥獣の期間しか把握はされていないということですよ。

有害鳥獣対策につきましては、多くの市町村が悩みの種になっているわけなんですけど、電気さく等の補助制度もございます。その予防策といいますか、そういった部分で対応できる部分というのは、個体数は減らないわけなんですよね。一番の問題は、その個体数をいかにして減らしていくかということに尽きると思うんですけど、自治体によっては、猟期内の捕獲に対しても補助があるところがあるんじゃないかなということ言われているんですが、私、阿久根市は把握しているんですけど、ほかの自治体等もあるもんですか。

○川崎満農政課長 猟期内の件につきましては、調査したところ、近隣市において南さつま市が、猟期内でも被害のあった地域を限定して一定期間の捕獲指示を出していると聞いております。この捕獲においても、通常の有害捕獲指示と同様に、市及び県の報償金が交付されているということでございます。

○9番沖園強議員 私は、その個体数を減らす、有害鳥獣被害を減らす、そのためには個体数を減らす、そこだと思っております。どうしてもそういったところは取り組みに熱意といいますか、そういった部分が違くと。例えば、阿久根市の場合、ちょっと我々、阿久根市のいかに阿久根という有害鳥獣の解体処理施設を見てきたんですけど、阿久根市の場合、平成24年度、イノシシ、シカの捕獲頭数が264頭だったんですよ。それをば、猟期内にもそういった報償金を払うようになって、平成26年度、1,280頭にふえております。27年度1,184頭と。そして、今、個体数

が減ってきたなというような感触を持っている。そこには、阿久根市のいかに阿久根の場合は解体処理施設を持っていると。そこに相乗効果があらわれていると。行政のそういう報償金と解体施設を持っていることによって相乗効果があらわれてきて、有害鳥獣の捕獲隊が意欲を持って取り組んでいるということになっているみたいなんですけど、本市単独でそういった解体処理施設をつくるとなっても、財源の問題もございますし、非常に難しい部分があるんですが、例えば近隣市、南さつま市、南九州市等と一緒にそういう解体処理施設をつくるような考えは持たないものですか。

○川崎満農政課長 鳥獣の解体処理施設については、設置に多額の費用がかかるため、単独での設置は難しいと思われま。また、広域で取り組む場合でも、建設費をはじめ、運営のためには相当数の処理、販売が必要となるため、県を含めた近隣市との協議が必要であると考えます。なお、広域的な取り組みについては、関連の会議等で県及び近隣市に現在問題提起しているところでございます。

○9番沖園強議員 関係市には問題提起されているということですが、感触的にはどうなんですか。

○川崎満農政課長 まだ感触というか、そういうところまではまだ至っていないというふうに考えております。

○9番沖園強議員 猟友会の皆さん等にお聞きしても、どうしてもそういった施設があればなというような御意見もありますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。

次に移ります。

市有財産についてお伺いしますけど、3月議会で枕崎市公共施設等総合管理計画なるものが配付されまして、管理計画に基づいて、それを上位計画とすると。そして、今までの市営住宅等のそういった長寿命化計画等との整合性を図りながら、ほかのその他の施設、公営住宅、公園、橋梁、下水道の長寿命化計画以外のその他の施設は平成32年度までに個別の長寿命化計画をつくと、こういったことが示されたんですけど、まず、その計画の中でも、閉鎖されておりますと畜場については、今後検討するというふうになっているんですが、この施設、17年間閉鎖されてからなるかと思ひます。平成12年にたしか閉鎖されたと思うんですけど、放置されて塩漬け地ということなんですけど、当時はですね、当施設の問題は食肉業利用組合というんですかね、業者の既得権をめぐって非常に交渉が難航したという経緯があるんですが、その後の組合との交渉状況はどうなっているのか。そしてまた、今後解体するというような方針を示されておりますので、活用策はどうなっているのかお聞きしておきたいと思ひます。

○加藤省三市民生活課参事 と畜場につきましては、平成9年12月18日にと畜場廃止条例が議決されまして、平成12年3月31日をもって廃止しております。それ以降は、当時の利用団体であります枕崎食肉同業組合と話し合いを持ってまいりましたが、なかなか合意がされずに、そのままの状態で見込んでいるところでございます。

当時は、市内外で組合員二十数名がおりましたが、関係者に聞き取り等をしたところ、現在では廃業などにより数名の方々がおられるようで、組合としての活動はされていないとのことです。

市といたしましては、と畜場の建物の老朽化などのため、建物の解体をする方向で考えており、その旨を当時の組合員の方々に説明を行っているところでございます。

活用策はということでございますけれども、と畜場施設の建物については解体することを考えております。施設解体後の跡地利用に関しましては、当施設が都市計画法上の都市施設として用途が設定してあるため、市の都市計画審議会に諮問し、用途の変更をする必要があります。用途の変更とその後の活用策につきましては、いろいろな意見を伺いながら庁内で検討をしていきたいと考えております。

○9番沖園強議員 数名に組合員がなられたということなんですけど、あとの廃業あるいは組合

を脱退したのかどうか知らんですけど、その辺の既得権というのは言われてないんですか、脱退した方々の組合員というのは。

○加藤省三市民生活課参事 数名の方々に話を伺ったところですね、もうほとんどを廃業しているということでございまして、先ほども答弁いたしましたとおり、今後、残りの方々にも話をしていきたいというふうに考えております。

○9番沖園強議員 非常に年月が経過いたしておりますのでね、早目に解決策を見出してですね、整理していただきたいと。ただ、計画では解体と、そこまでですので、その後どうするのかということも含めてですね、検討していただきたいと思います。

次に、金山小学校跡地ですが、当初、企業誘致等も含めた検討がなされておりましたが、今回の公共施設等総合管理計画では、新たな利活用を検討していると、こう示されているわけですね。新たな、ですよ。そうすると、現時点でどういった活用策を考えておられるのかですね。

それと、また今後、今まで企業誘致を含めた検討もなされたわけですけど、今後、仮にですよ、新たな企業が参入したいという企業があらわれた場合はどうされるのか、その辺はどうなんですか。

○平塚孝三企画調整課参事 金山小学校跡地の利活用の件につきましては、現在、市内のNPO法人から、跡地活用策として企業などへの空き教室の貸し出しや野外キャンプ、体験施設、イベント広場、ドローン研修会場などの利用のほか、地域の特性を活用した拠点づくりを行いたいという提案を受けているところです。

現在、賃料の設定や利用者の負担の取り扱いなど、いろいろな課題について、教育委員会のほうで相手方と鋭意協議を行っているところです。

御質問の金山小学校跡地を候補とした企業誘致につきましては、先ほど申したとおり、現在、提案のあるNPO法人との活用策の協議を第一に進めておりますので、考えておりません。

○9番沖園強議員 そうすると、行政財産の教育施設なんですけど、賃料、使用料はどうなっているんですか。どういったかたちで交渉されているんですか。

○田代芳輝教委総務課長 先ほど答弁がありましたように、NPO法人との協議の中で、行政財産としての賃料と、それから市有財産としての賃料の方法と、両方今検討しているところでございます。

○9番沖園強議員 市有財産としての使用料、賃料、あるいは行政財産としての使用料、賃料、それはどういった振り分けになるの。

○田代芳輝教委総務課長 教育委員会として貸した場合は、行政財産として使用を許可した場合の使用料という取り扱いになります。それから、市の財産として、行政財産として貸し付けをした場合は……申しわけありません。教育委員会として貸し出した場合と、市の財産として貸し出した場合の両方で考えているところでございます。今、協議中でございます。

○9番沖園強議員 ちょっといまいち判然としないんですが、あれは行政財産、そうすると、行政財産を市有財産に、補助金適化法等の関係等もあるんでしょうけど、できるんですか。

○久木田敏副市長 今、教育委員会のほうで答弁いたしましたけれども、今現在は行政財産として教育委員会のほうで管理しています。

今後、そのNPO法人、現在進めているところにすべてを貸すとなると、普通財産として変えて、全体を貸すことになります。そういうような方向で今現在検討しておりますので、そういう場合に、今現在の管理費とかそういうようなもの等々を、あるいは固定資産とか、そういうようなもの等々を総合的にですね、相手のほうの提示する金額とどういような差異があるのか、そこら辺は今現在詰めているという状況であります。

○9番沖園強議員 時間の都合で、あとはまとめてお伺いしておきます。

火之神団地、市営住宅、県営住宅、空き家がたくさんあいているんですが、スラム化している

と。24年度に策定された長寿命化計画等で見直しを図るということなのですが、今回の公共施設等の計画等では、社会情勢や地域のバランスを考えて検討していくというふうになっていると思います。その場合、鹿児島県と市との調整とかそういったものはされているんですかね。

それと……、はい、時間の都合で以上でいいです。

○吉留謙二建設課参事 市営住宅の長寿命化の中で、市営火之神団地の計画は、先ほど言われるような内容で計画を立ててあります。また、県有地については、現在更地ですので、更地のまま県が管理し、県は、希望があれば売却する意向があるという回答でした。

○9番沖園強議員 何とかあそこを、火之神公園との一体化の関係もごさいますので、早目に県と調整していただきたいなど。希望があればと言うのであれば、何かこう市有地と一体化した活用策というものを考えるべきじゃなかろうかなと私は思いますね。希望があれば売却ということじゃなくて、市有地と一緒にした検討ということをお願い申し上げまして質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時8分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 通告いたしました主題に基づき、一般質問をいたします。

4月28日、水産庁は、特定第三種漁港である枕崎漁港の高度衛生管理基本計画を変更いたしました。

昨年の4月に供用開始しました外港南側の海まき船冷凍カツオの荷捌き施設に加え、漁港全体を高度衛生管理化するようですが、変更した計画内容はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 高度衛生管理基本計画は、全国有数の水産物の流通拠点漁港である特定第三種漁港の重要性にかんがみ、国が地元関係者と十分に調整の上、国が目指す高度衛生管理を導入するための計画となっており、枕崎漁港においては平成23年4月25日に策定され、このたび平成29年4月28日付で変更計画が策定されました。

詳細については、担当課長が答弁いたします。

○下山忠志水産商工課長 水産庁におきましては、重点的に取り組む課題といたしまして、国際競争力の強化と力強い産地づくり推進を定め、漁港における衛生管理を行う上で目安となる衛生管理基準を平成20年に策定し、特定第三種漁港のうち、まず枕崎漁港と長崎漁港について、平成23年4月25日に高度衛生管理基本計画を策定いたしました。

枕崎漁港における計画の内容は、枕崎漁港外港地区のかつおぶしの原料となる冷凍カツオを取り扱うマイナス9メートル岸壁100メートルと、荷捌き所一式を高度衛生管理対象施設として位置づけ、今後、衛生管理上の問題点を解消するためのハード整備と従来の荷捌き作業の見直しや、衛生管理に対する意識向上といったソフト対策との連携を図り、諸外国への輸出なども視野に入れつつ、高度な衛生管理体制を構築するもので、具体的には、岸壁と荷捌き所の一体的配置、人や車両の動線計画の明確化、排水処理の適正化、清潔保持の徹底を方針として計画され、平成23年度から事業を開始し、平成27年度で完成しております。

今回の変更計画は、枕崎漁港が日本一の生産量を誇る枕崎産かつおぶしの原料供給基地であるとともに、地元から九州全域に流通するイカ、マダイ等の沿岸物や、アジ、サバ等の青物の生産・流通拠点となっていることから、漁港全体で高度衛生管理を行うため、平成28年4月に完成した高度衛生管理型荷捌き所に隣接する冷凍カツオを取り扱っている水揚げ荷捌き施設、青物

を取り扱っている外港北側の水揚げ荷捌き施設、沿岸物を取り扱っている内港の水揚げ荷捌き施設並びにそれらの前面陸揚げ岸壁及び泊地を高度衛生管理エリアに追加し、高度衛生管理を推進するための施設として、各荷捌き施設の整備及びその前面のマイナス9メートル岸壁、マイナス6メートル岸壁、マイナス4.5メートル岸壁の改良と製氷施設の整備を追加するものとなっております。

具体的には、施設整備について、今後、基本設計及び実施設計で検討されますが、今回の計画では、策定に当たり、水産庁と鹿児島県、枕崎市、漁業協同組合、漁業者、仲買人、水産加工業協同組合、荷役業者、冷蔵庫の皆さんで構成する枕崎漁港高度衛生管理協議会を設立し、その中に組織する検討部会、冷凍カツオ、青物、沿岸の3部門において、部門ごとに協議を重ね、荷捌き所における基本的な方向性がまとめられています。

冷凍カツオの荷捌き所における高度衛生管理対策の方向性としては、閉鎖型の施設、木製以外の材質の使用、魚函の洗浄の徹底、漁獲物のプラットホームからの搬出、電動フォークリフトの利用、関係者以外の立ち入り制限、入場時の長靴洗浄・手洗いの徹底、水産物の適切な取り扱いなど、青物の荷捌き所では閉鎖型の施設、荷捌き所内での選別、陸側にひさしの設置、車両進入の制限、選別・陳列・出荷スペース・通路の確保、立ち入りの制限、入場時の長靴洗浄・手洗いの徹底、排水口の適切な清掃等、また、沿岸物の荷捌き所では、殺菌装置の導入、閉鎖型の施設、岸壁のひさしの設置による日射対策、搬出入口の設定、選別台使用における汚染対策、関係者以外の立ち入り制限、入場時の長靴洗浄・手洗いの徹底、入札台の材質変更などとしてまとめられ、計画されております。

○13番立石幸徳議員 今の水産課長の説明を聞いてもですね、本当に枕崎漁港の全体にわたる大きな、荷捌き所を中心にした、またその岸壁、泊地、そういうものが大きく漁港が変わっていくということが予測されるわけですね。

今度の枕崎漁港の高度衛生管理型の変更、これは、私自身は大きく2つの意味があるんだろうと思うんですね。

一つは、間違いなく高度衛生管理型の漁港ですので、本市の冷凍カツオを中心とした水産物を安心安全な、極めて消費者に安全なカタチで届けるという意味合いはもちろんですが、もう1点ですね、そのマイナス9メートル岸壁を、ただいましゅんせつ工事でもまた新しいのが始まっていますけど、この意味も非常に大きいと思うんです。と申しますのは、水産庁はですね、この4月28日の枕崎漁港高度衛生化計画変更に先立ってですね、4月の6日です、将来大型化する海外まき網船に対し、漁獲能力の制限を解除する方針を示しております。これは本市にとって、あるいは枕崎漁港にとって非常に大きな意味があると思うんです。

なぜかと申しますと、現在、日本国内の海外まき網船の許可隻数は35隻なんですが、いわゆるWCPFC、中西部太平洋まぐろ類委員会、この国際的な委員会の管理のもとですね、2014年3月から漁獲能力をふやしてはならないという、この内容で国際合意がなされております。しかしながら、海まき業界にとっては高騰をしていく入漁料、こういったことを考えると、今、海まき業界でもいろんな、事業を廃業するという事業主も出てきておまして、こういったことを背景に、1隻当たりの漁獲能力を高めて外国との漁獲競争に勝つためにですね、廃業した海まき船の漁獲能力を新たに大型化した海まき船に振り分けると、この方針が4月6日に水産庁から出てきたわけですね。このことにより、今後の海まき船の大型化というのがより促進されていくと、こういうふうに見通しを持たなければならないと思うんです。

そうしますと、当然、大型船が入港可能なですね、マイナス9メートル岸壁、そういった漁港全体の設備をいち早く整えないといけない。つまり、水深が9メートル以上の岸壁というのは、現時点では枕崎漁港は1隻しか対応できませんけど、これまで以上に対応が、必要に迫られてくるわけです。

そういうことから、今回、水産庁の高度衛生管理化の事業に伴って、鹿児島県が事業主体となる水産物供給基盤整備事業、これを岸壁・泊地等の整備とあわせてやっていくということは、私は今後、海まき船の大型化に呼応していくためにもですね、非常に歓迎しなげりやならない大きな大きな事業だと思うんです。

そういうことで、事業費として、どの程度の金額が見込まれるのか、あるいは本市としての持ち出しが出てくるのかどうかですね。事業費の関係でお尋ねをしますが、1年前の昨年4月中旬に供用開始をした外港南側の施設は、最終的におよそ約18億円の事業費だったんですね。その100メートルの部分から概略推計をしていくと、今言った外港の南側の残された部分、あるいは外港北側のまき網船を、青物を中心とした荷捌き所、あるいは内港、そういったものの整備と合わせるとですね、私は相当な、数十億円あるいは岸壁等のしゅんせつ工事等を入れると100億円を超すんじゃないかというような大きな大きな事業費が予想されるんですが、このあたりについては、現時点ではどの程度積算されているのかですね。

それから、その事業のスケジュールですね、外港、内港、どういった部分から年次的に着工されるのか、この点について具体的にお尋ねをしておきます。

○下山忠志水産商工課長 今回、水産庁が変更した枕崎漁港高度衛生管理基本計画は、高度衛生管理対象となる区域に係る基本的な計画ではありますが、その計画の中に施設整備の総事業費は示されておりません。

事業スケジュールにつきましては、高度衛生管理を推進するための施設整備計画期間を平成37年度まで延伸し、その中でマイナス9メートル泊地、マイナス9メートル岸壁、マイナス6メートル岸壁、マイナス4.5メートル岸壁、各水揚げ荷捌き施設、製氷施設と高度衛生管理エリアの各施設ごとの整備期間が大まかに表記されております。

一方、漁港漁場整備法第19条の3の規定に基づき、国が平成23年6月24日付で策定し公表した枕崎地区に係る特定漁港漁場整備計画に基づき、これまで高度衛生管理の対象となる区域及び区域外の漁港施設について整備が行われてきました。

このたび、枕崎地区特定漁港漁場整備計画の変更の案が水産庁より示され、去る平成29年5月11日から5月31日までの間、水産庁、鹿児島県、枕崎市において縦覧に供したところであります。この変更計画案は、平成28年度までに完了した施設を除き、新たな高度衛生管理基本計画で定められた高度衛生管理の対象となる区域内及び区域外の施設整備となっており、平成29年度から平成37年度までの期間で整備する計画で、総体の事業費が88億0,700万円と表記されております。

また、事業の進め方については、泊地や岸壁などの漁港施設は鹿児島県が事業主体、荷捌き施設と製氷施設は枕崎市漁業協同組合が事業主体となり、優先順位や工事期間中に並行して行う必要のある漁船の接岸や水揚げ作業等との調整など、今後、県、市、そして漁協と協議しながら進めていかなければならないと考えております。

○13番立石幸徳議員 大体ハード部分についてはですね、時間の関係もありますので、とりあえず置きますが、高度衛生管理ということで一言で言われますけど、要はどの程度の衛生管理、高度の衛生管理と言うんですけど、この具体的な基準、水準がよく私ども市民にはわからないんですよ。

で、水産庁が平成20年にですね、6月12日、ちょうど9年前の本日になりますが、漁港における衛生管理基準についてという通知文書を、水産庁漁港漁場整備部長から各県の都道府県の水産関係部長あてに通知が出されているんですね。そこで、平成20年の閣議決定において、漁港漁場整備長期計画における重点課題として、国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進を定め、その目指す主な成果として、水産物の流通拠点である漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策のもとで出荷される水産物の割合、パーセントをですね、平成16年度が23%だっ

たらしいですが、おおむねこれを50%に向上させると。ここからが高度衛生管理のスタートなんですよね。

そこで、この水産庁の平成20年度の方針を受けて、漁港における衛生管理体制の考え方を整理すべく、学識経験者等からなる検討委員会を立ち上げ、衛生管理対策を行う上で目安となる基準を検討し、作成がなされてきたわけです。安全性の確保、品質管理等の重要性にかんがみ、衛生管理体制の向上を図る際の目安とすべく、レベル1からレベル3までの3段階で基準設定をすると、そうしてそれぞれの定義がなされております。

衛生管理の評価に当たり、1つが水の環境ですね、水環境、2点目が水産物の品質管理、3点目が作業環境という3つの視点から基準設定をして、詳細な細かい基準の明細が定められております。ただ、この明細が定められてはいるんですけども、具体的に結果としてですね、枕崎漁港が今言った基準に達しているのか、基準を満たしているのかという評価、これはどこが実施することになるんですかね、お尋ねをいたします。

○下山忠志水産商工課長 ただいま衛生管理基準のレベルを定めた経緯については、質問者がおっしゃるとおりであります。

レベル1から3までありますけれども、レベル1につきましては、定義を、食中毒菌の混入を防止するため、危害要因となり得るすべての項目において必要最低限の措置が行われている漁港とされておりまして、考え方を、岸壁での陸揚げ作業、荷捌き所での競り、荷捌き作業の全工程を通じた危害要因の特定と全工程を通じて危害要因をなくするためのハード及びソフト対策の実施等とされておりまして。

レベル2におきましては、定義を、各種対策により食中毒菌の混入がないことが確認されるとともに、効果の持続化が図られている漁港とされ、考え方を、レベル1の対策に加え、各種基準を満足するために必要となるハード及びソフト対策の実施と、取り組みの持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施等とされておりまして。

レベル3は、定義を、衛生管理に対する総合的管理体制が確立されている漁港とされ、考え方を、レベル1・2の対策について、記録の維持管理と要請に応じた情報提供が可能となる体制等の構築とされておりまして。

また、漁港における衛生管理の取り組みの方針として、レベル1については、水産物を陸揚げするすべての漁港で早期に対策を講じることが重要とされ、レベル2については、レベル1を満たす漁港のうち、水産物の流通の拠点となる地区について、順次、対策を講じることが重要である。なお、水産物流通の拠点となる地区にあっては、現行の漁港漁場整備長期計画の期間中に、そこで取り扱われる水産物の約50%で適用することを目標として衛生管理対策を推進することとされておりまして。

ただいまの質問の中の、本市の漁港におけるレベルでございますけれども、衛生管理された荷捌き所におきましては、このレベル2の、たくさんチェック項目がございますけれども、使用日あるいは月ごとにそういうチェックを行いまして、レベル2のチェックを行っているところでございます。

レベル3につきましては、レベル2のところの結果について、記録の維持管理と要請に応じた情報提供が可能となる体制を構築するというところでございますので、そのチェックシートに基づいた記録を公表できるというふうなところでレベル3というふうなかたちで行われております。実際、昨年8月に県のほうから調査がありまして、そのレベル3について調査をしたところ、レベル3というふうなところの結果が出て、県のほうでは、次の整備計画のときにそれを添付して水産庁に提出をするというふうなところであります。

一方、青物及び沿岸については、さまざまな項目がございますので、レベル1のままの項目、レベル2である項目、もちろん公表できる記録もとっていないし、公表できる体制ではありません

ので、レベル3ではございません。沿岸と青物はそういう状況です。

○13番立石幸徳議員 本市の一番の主要な魚種であるカツオ、冷凍カツオについては最高レベルといいたまいますか、レベル3を目指すということで今回の取り組みになっていると。そのことは、私は非常に厳格な基準に、クリアするのも大変かもしれませんが、非常に将来的にもいいことだと思うんですね。

最後に、この漁港の関係でですね、枕崎漁港にとどまらず、私はやっぱり、昨年、1年前に供用開始されたあの施設を見ても、非常にすばらしい施設ですよ。そういうものがどんどん漁港全体に広がっていく。そして、枕崎漁港は本当に環境的にも衛生的にもすばらしい港だという位置づけがなされていくと、当然ながらですね、まち全体、市全体の環境衛生に対する取り組みというのが要求されてくると思うんですよ。実際、漁港の衛生管理の中でも、レベル3のカツオに当たっても、衛生管理の啓発活動をしなさいと。例えば、漁港周辺に看板をですね、どういう看板になるのか知りませんが、ここは衛生管理型の港なんだというような看板が幾らか立っていくと思うんです。

最後に、本市全体の環境衛生というものについてですね、どういうことを漁港の高度衛生に伴って考えておられるのかですね。ですから、単に荷捌き施設の高度衛生管理化に終わらせることなく、漁港一体、そして最終的には市街地を含むまち全体の環境衛生に対する意識高揚、そういう方向性を目指すべきであろうと思うんです。今度の補正にも、例えば漁港の近くの地場センターの松之尾駐車場にトイレ改修をするという予算も出ております。そういうものを本当にですね、どんどん手がけていって、まち全体を本当にすばらしい環境の衛生的なまちだということでしていただきたいと思うんですが、本市全体への環境衛生のあり方という意味では、当局はどういうふうにご検討されているのでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 本市全体のきれいで清潔なまちづくりを広げていくことは、市民の健康な生活を送る上で非常に大切なことです。また、枕崎市を仕事や観光で訪れる方々へのイメージがよくなり、交流人口の増による本市活性化につながっていくと考えております。

本市のきれいなまちづくりの取り組みといたしましては、漁協関係者による毎月の港内清掃や、毎年7月に実施されます市民約1,000人が参加する海の日清掃活動などがあり、市民の環境衛生の意識も高まってきているところです。市の管理しております公衆トイレ42カ所の清掃につきましては、特に利用の多いトイレは週に3回、その他のトイレは週に2回清掃を行っており、市内外の方から、枕崎の公衆トイレはきれいだとの声も届いております。

今回の補正予算で計上しております松之尾駐車場のトイレの整備や、ことし3月に完成しました水尻公園トイレ、今年度整備予定の妙見グラウンドトイレなど、公共施設や公園の公衆トイレの整備にも取り組んでおります。

漁港荷捌き施設の高度衛生管理に続き、原魚の運送や加工施設につきましても環境衛生の徹底を指導し、また、市民の皆様への環境衛生への意識づけを進めてまいりたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 次のテーマの質問に入りますが、災害対策でございます。

先週、ことしの梅雨入り宣言もなされたようですけれども、豪雨や台風の発生時期を控えてですね、例年、この時期に災害の危険箇所の点検、そういったものが実施をされるんですね。

今さら聞くようなことでもないんですけれども、後段の質問とも関係がありますのでね、現在、どうかたちで、どういった内容で実施をされているのかですね、初歩的な質問になるかもしれませんが、例えば重点的に点検をする場所、特に前年、前の年、災害が発生した地域については現地で災害対策を検討されているものなのか、この点検の内容ということですね、教えていただきたいと思っております。

○田中幸喜総務課参事 まず、災害危険箇所調査内容について御説明いたします。

市におきましては、担当課による急傾斜地崩壊危険箇所等の災害危険箇所の日常的な点検のほ

か、県の地域振興局、消防機関、警察等の防災関係機関等の協力のもと、計画的に災害危険箇所の防災点検を実施しています。

防災点検の実施に当たりましては、市民の皆さん方自身が地域の災害危険箇所を把握し、日ごろから避難場所の確認や避難経路の安全点検に地域ぐるみで努めていただくよう、当該地域の公民館や自主防災組織の方々の参加もお願いしているところです。

また、平成25年に全戸配布した防災マップに、災害危険地域や各地区の避難場所、避難時の心得など、災害から身を守るための必要な情報等を掲載していますので、これらを参考に、市民の皆さんには、お住まいの地域が災害危険地域に含まれているか確認いただき、土砂災害の前兆現象や避難のポイントなど、正しい知識を身につけて災害に備えていただきたいと思います。

本年度の市の防災点検につきましては、7月6日に実施することとしていますが、点検箇所につきましては、平成28年度に事業が完了した松下地区の災害復旧事業箇所、また、本年度から工事に着手する宇都地区の県単急傾斜地崩壊対策事業箇所、中洲川及び中洲川の第1排水機場を予定しています。

調査実施後の対応につきましては、災害危険箇所等の現場点検後には、地元関係者も含め、参加者全員による総括を実施することとしており、その中で出された意見や要望、協議結果等を踏まえ、今後の対策などについては、それぞれ所管課等において検討していくこととしております。

また、6月1日には、県下一斉防災点検の一環として、南薩地域振興局管内の枕崎市、南九州市、指宿市の3市の6カ所で、防災工事現場の進捗状況などの確認が行われました。本市におきましては、中島ダムと中洲川の2カ所の点検でしたが、中島ダムにおいては、平成28年度に実施された耐震性点検・調査の結果などが、また、中洲川においては、花渡川総合流域防災事業による中洲川改修計画等について南薩地域振興局担当者から説明があり、参加者相互による意見交換などがその場でなされたところです。

○13番立石幸徳議員 ことしの取り組みも詳しく教えていただきましたけど、私、2番目の質問項目に挙げているようにですね、昨年9月19日から20日まで、台風16号で本市はいろいろな被害を受け、特に水害が発生したんですね。10月25日の臨時議会でもいろいろ資料も出させていただきましたけど、その中でいつものように宮前地区、平田潟地区、田畑地区などといった地域がですね、床上浸水、床下浸水といった状況が報告されたわけです。その後の議会説明でも、これらの地域の浸水対策について幾らか説明もございました。

ただ、私が非常に疑問に思うのは、なぜこのように、いつものように同じ地域が被災地域として毎度のごとく出てくるのか。当然、地形上の問題はあります。今度の広報6月号にも該当地域の公民館長さんがそういうことを書かれておりました。しかし、であればなおさら、過去においてそれ相当の災害対策がなされてきたのも事実なんですね。

そこで、記憶に新しいんですが、昨年の16号台風後、10月に市民と議会と語る会というのを議会のほうで実施しましてね、その市民会館の席上で、被災者の人が本当に怒りの発言をされましたよ。そして、市当局から、今回は本当に想定外の雨量でしたということでも来たけれども、相変わらずこんなことで自分たちはどうなるんだろうかという怒りの声です。

今挙げた3地区のですね、その後の対応、宮前、平田潟、田畑、どういった対応を昨年の16号台風以降やっているんですか。特にですね、ここに平成27年度の決算報告書、ちょうど1年前、昨年の9月議会の決算委員会が出された決算報告書の12ページを持っていますよ。災害に強いまちづくりの推進、河川改修と危険箇所の整備、これは報告書に書いたとおり読みますのでね、浸水対策を目的とし、田畑排水機場の2号排水ポンプ増設と既設1号排水ポンプの整備及び平田潟下流排水機場の2号排水ポンプの更新を実施した。事業費は、田畑のほうは平成27年度分8,070万円ですよ。平田潟下流排水機場、これは26年度の繰り越しでやったんですけどね、3,180万、合わせて1億1,200万。こういったポンプ更新とかいろんな増設をしたのが27年度の

事業ですよ。にもかかわらず、昨年の9月、16号台風で平田潟は床上浸水、田畑地区も私は同僚議員と3名で現地を、浸水の状況を調査に行きましたよ。当局はそういったことをな、踏まえて、宮前、平田潟、田畑についてはどういった分析をしているんですか。私は、昨年の委員会でも聞いたんですよ。ポンプを変えたばかりじゃないかと、何でこれが用をなさんのかと言ったら、当時の担当課長、わかりませんという答弁ですよ。それは、災害が発生した直後といいましょうか、時間があまり日がなかったんで私は聞き流しましたが、きょうははっきりと、なぜそういうことになったのか、原因を分析・検討されているのであれば、報告いただきたいと思います。

○松崎信二建設課長 まず最初に、今、議員から質問がありました宮田地区、平田潟地区、田畑地区の水害以降の対策についてということ……（「宮前ですよ」と言う者あり）宮前地区ということで、平成28年の台風16号による水害以降に取り組みました対策として、宮前地区については、本線の宮前水路において、宮前踏切から約120メートル上流に、尻無川へ分水する支線のバイパス水路があり、この分岐点には、それまでも本線の水を支線へスムーズに誘導するための高さ30センチ、長さ1メートル80センチのコンクリートの誘導壁がありました。本線への水量を従前より減らし支線へ誘導するよう、ことしの4月に誘導壁をさらに20センチかさ上げし、全体で50センチとしました。また、さらに上流に木原集落からの市道の用排水路の水が本線に流入しているため、支線水路への水量調整を検討中です。

平田潟地区については、下流排水機場では、平成29年3月に、老朽化が原因で破損したポンプ槽のスクリーンをステンレス製のものに取りかえました。さらに、本年度予算では、樋門のゲートを現在の手動式から、河川の水位による自動開閉方式に改修する事業費を計上しています。

田畑地区については、台風16号で特徴的であった、極めて短時間での集中豪雨において、急激な水位上昇に対する2台目の後発ポンプの始動水位に要因があると推測されるため、専門業者と検討した結果、後発ポンプの始動水位を可能な限り下げ、従前より早く始動するよう調整しました。これにより、今後の浸水被害の抑制になると考えておりますが、先ほどの、もう一点、平成27年度決算ということで質問がありました田畑ポンプ場の増設の件について回答したいと思います。田畑地区の排水ポンプについては、平成27年度に、議員からもありましたけど、1台増設しております。

ここで、ポンプの1台の排水能力の説明をしたいと思います。市営プール50メートルを例にとりますと、市営プールが縦50メートル、幅22メートル、水深が1.3メートルでありますので、50メートルプールの容量は約1,400トンになります。排水ポンプの能力は、1秒間に1.88トンで、1分間に換算すると約113トンであります。プール水約1,400トンのプール水をくみ上げるのに、約13分でくみ上げることができます。排水ポンプ2台で同時にくみ上げると、約6分30秒でくみ上げる能力を備えています。しかし、昨年の台風16号による集中豪雨時に、田畑水路が急激な水位上昇により浸水したので、2台目の後発ポンプの始動水位に要因があると推測されたため、専門業者と検討した結果、先ほども答弁しましたが、今できる最善の対策として、後発ポンプの始動水位を可能な限り下げ、従来より早く始動するよう調整しました。これにより、今後は浸水被害の抑制になると考えております。

それと、私のほうも現地のほうに行って確認をしたんですけども、ちょうど床下浸水しました3戸の方のお宅を訪ねましたところ、2戸の方がいらして、浸水時に玄関の土間の少し上まで水が来たという説明を受けました。その後で、水害以降の対策として、先ほども言いましたけれども、2台目のポンプの始動位置を可能な限り下げましたので、今後は床下まで浸水することはないと思いますというふうに説明をしてきました。

○13番立石幸徳議員 まだこの災害対策でですね、いろいろと掘り下げたいことたくさんありますけどね、もう相当な時間を消化しました。ただ1点、平田潟のスクリーンのことにしてもですね、昨年、台風16号が発生して、9月、そして10月の臨時議会、12月補正でスクリーンの取

りかえの補正予算が計上されて取り組んできていますけどね、以前にポンプを更新するときに、スクリーンの劣化、老朽化というより、何か気がつくはずですよ。私は人ごとのようにポンプ更新をやってるんじゃないかと、この点だけは指摘しておきます。

最後の質問、再生可能エネルギー、この点も私は極めて大事な質問だと思いますので、先を急ぎますが、再生可能エネルギーの導入ということで、ちょうど5年前、2012年7月に固定価格の買い取り制度が始まったわけですね。大体おおよそ5年間経過して、この間、資源エネルギー庁のまとめでは、鹿児島県内の再生可能エネルギーの発電施設、導入件数を5万5,338件、これは2012年7月の買い取り価格のスタートから2016年8月までのデータです、九州県内では3位と。導入量は156万8,318キロワット、これは県の総数ですね、九州で2位。こういうデータが出ておりますが、本市は発電施設の設置状況はどうなっているのか、どのように整理しているのかお尋ねをします。

それとあわせてですね、先般も、国のほうのエネルギー計画をまた見直すんだということで報道されておりますけれども、その中でも再生可能エネルギーはまたいろいろ充実するという方向性が出ております。そこで、今後ともどんどんふえていくであろうこの再生可能エネルギーの発電施設をですね、今まで本市で導入するに当たって、いろいろ周辺住民あるいは周辺の地域と摩擦とか、はっきり言えばもめごとみたいなものは発生していないのか、この点をまず教えていただきたいと思います。

○東中川徹企画調整課長 ただいま議員のほうから、県内の状況ということで、件数、容量ということがありましたが、私どものほうで確認できましたのは、本市における再生可能エネルギー発電施設の設置状況についてということで、資源エネルギー庁が発表しております平成28年12月末時点での導入状況の数値といたしますのは、固定価格買い取り制度開始後に設備の認定を受けましたもので、平成28年12月末までに稼動した設備ということになります。これで、件数としましては、太陽光発電設備が555件、風力発電設備が1件の計556件、容量といたしましては、太陽光のほうで4万3,092キロワット、風力のほうで19キロワットの合計で4万3,111キロワットということで示されております。（「もう一つの質問」と言う者あり）

あと、発電設備等の設置状況についてということで、近隣の方とのトラブルとかそういう苦情とかということでございますが、太陽光発電設備の関係で若干開発行為を伴うものがございしますが、それについては環境を守る条例、これに基づいた指導等を行いまして、指導に基づく対応を求めている案件はございます。

○13番立石幸徳議員 本市においても、昨年の暮れの現在で556件ですね、かなりの件数だと思うんですよ。これが、国の政策からいくと、今後もいろんなかたちでふえてはいくだろうと予想はされるんですね。

ただそこで、ただいま現在ですね、枕崎市街地の海岸地帯でですね、風力発電がストップといいましょうか、風力の羽根にロープをかけられていて、施設そのものは整備されているんですけど、羽根が動いていない、要するに稼動していない。そういうところがあるわけなんですね。この件については、昨年の11月17日、地域の方々が集まって、その事業者のほうから説明もあったようです。そしてその後、本年の3月ぐらいまで、私も、しかと何月何日までは確認していませんが、稼働をしていたのは事実です。最近になって、それがロープをかけられている。この点については、当局としては、何かのかたちで確認されているんですかね。

○東中川徹企画調整課長 今、お尋ねの風力発電設備の設置についてであります。

確かに、現在、ロープで固定しているようであります。

それで、この経過というのをちょっと申し上げますと、昨年末に風力発電設備が設置される予定があるということで、11月17日に事業者側のほうから周辺住民の皆さん方への説明会が開催されるという情報がありましたので、事業者側からどのような説明があるのか、また、地域の住

民の皆さんからどのような意見等が出されるのか把握したいということで、2名の職員が参加をいたしております。そのほかに、届け出の必要性、そういった法的な手続等についてもあわせて検討を行っております。

それで、当該施設用地については、用途地域としては第一種住居地域であります。風力発電設備については、建築基準法上、建築確認申請の届け出も必要はないということと、景観等においても、本市は景観条例による規制等も設けていないと。また、本市の環境を守る条例におきましては、開発行為等を行う場合には、大規模なですね、一定の開発行為を伴う場合には、あらかじめ市に届け出をしまして、市からは環境保全に必要があると認めるときは、必要な指導等を行うことができるとされております。当該施設につきましては、そのような開発行為等には当たらないということで、市が法的に関与できるといった手続といったものはなかったということになります。

それから、現在ロープで固定しているようであります。この件につきましては、住民説明会を行いました事業者のほうに問い合わせをしてみましたところ、事業者側の事情というのがありまして、現在稼働をとめていますと、それで周辺の方々に迷惑がかかることのないように、安全のためにロープで固定し、電源も落としていますというような説明を受けております。

以上がこれまでの経緯ということになります。

○13番立石幸徳議員 私は、現地はですね、考えれば考えるほど、いろいろと問題のあるところだと思いますよ。先ほど災害対策を言いましたけど、一昨年の台風15号、これは枕崎が本当に大きな、ルース台風並みということで大きな高波被害を受けた。その現地のすぐ隣、あるいはあそこも高波が来たはずですよ。波が途中でスパッと切れるわけじゃないから。そういうところにな、風力が2個そのまま、今後再稼働するのかわかりませんが放置している。それから、先ほど景観上の問題はないと言いましたが、私はあそこは見よう見方によっては非常にですね、薩摩富士、開聞岳を見る人もいるでしょうし、角度によっては火之神のほうもですね、いろいろ視角に入る、そういうことが予想される。それで、そういうところにな、できて、またそれがロープをかけられてとまっている。これは、何らかの行政指導が私は必要なところだと思うんですよ。

先ほど、課長のほうから本市のですよ、環境条例を言われましたけど、事業者の責務、第8条にありますよ、明確に。事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害することのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとかですね。ただ、今、この環境条例だけでいろいろと再生可能エネルギー発電施設に対応できずにですね、もう既に条例をつくっているところもありますよ。景観を非常に大事にする、例えば、日本の富士山の下、富士宮市とか大分県の由布市、こういうところは、再生エネルギーの施設の条例もできている。

しかし、条例とは言わなくても、私はガイドラインはやっぱり検討すべきだと思うんですよ。県内でも霧島市、あるいは先月5月に、お隣の南九州市もこの再生可能エネルギー施設の発電施設のガイドラインを施行しました。町では湧水町もやっています。

そういうことですね、本市もいろんなことを考えると、今後、風力の発電施設がいろいろと問題を起こす要因はたくさんあると思います。ガイドライン策定を検討する気はないのかお尋ねをしておきます。

○東中川徹企画調整課長 本市でも、ガイドラインを策定すべきではないかというお尋ねであります。

太陽光発電設備等の普及は、地球温暖化防止の対策の観点から望ましいとはされているものの、大規模な設備等においては、自然環境・生活環境、景観への影響が懸念されるケースが見受けられるようになってきたということ为背景としまして、おっしゃるとおり、霧島市等においてガイドラインが策定されてきているようであります。主な内容としましては、事業者が計画段階で検

討すべき事項として、災害防止、景観の保全、生活環境の保全を図るために配慮すること、市や近隣住民等から苦情等が寄せられた場合は誠意ある対応を行うこと、適切な管理を行いまして、設備を廃止する場合は現況復帰等に努めること、適切な措置を行うことなどが定められております。

本市の場合におきましては、小規模な設備等に対して何ら規制も持っておりませんが、大規模な開発行為を伴う場合におきましては、環境を守る条例によりまして届け出義務を課し、指導等を行うといった一定の法的な対応は可能でありまして、実際に対応しているところであります。

しかしながら、議員からありますように、条例等の法規としての強制力を持つものではないとしましても、設置者に対して地域の環境等への配慮等に対する認識を持ってもらうということと、行政指導として協力を求めていく、その根拠となるという意味では、ガイドラインの存在というのは意義のあるものと考えております。既に策定しております霧島市、南九州市等の内容等を調査しながら、策定の必要性等について検討してみたいというふうに考えております。

○13番立石幸徳議員 担当課長から明確にですね、検討するという前向きな答弁が出ましたのでね、私もこれは再生可能エネルギーも大事です。ただ、住民の環境というのもまた大事、そういうところで余計なトラブルが発生しないよう、ぜひですね、このガイドラインの策定に向かって努力していただきたいということを最後にお願いしまして、質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時19分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 それでは、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

片平山公園から市街地と海を一望できる眺めは、本当に素晴らしい眺めではないでしょうか。その上にそびえる木造の南溟館は、片平山と一体となって調和し、本市にとって大きな存在感を放っている芸術と観光の拠点ではないでしょうか。

私は、先日、隣の南さつま市が開催している吹上浜砂の祭典に、数年ぶりに見学に行ってきました。吹上浜砂の祭典は、ことしで30回を迎えたそうですが、砂像の芸術的レベルの高さや、熊本地震の被災地支援のために崇城大学と連携した熊本城の砂像等、私は大きな感銘を受けました。

30年間続けてきた南さつま市の努力に敬意を表しながら、我がまちには国際芸術賞展があるじゃないかという思いを強く感じさせられました。

風の芸術展から国際芸術賞展へと続く中で、枕崎は芸術のまちという側面もあるんだということを強く発信する必要があると思います。そのためには、南溟館自体に問題があっては、物事を先に進めるのでしょうか。雨漏りの問題等、一般住宅でもあってはならないのに、大切な財産を預かる美術館では、根本的にあってはならないことではないのでしょうか。

平成29年度の施政方針において、南溟館の総合的な改修に取り組むとあるが、総合的な取り組みとは何か、どのように取り組むのかをまず質問いたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 南溟館においては、これまで雨漏りのたびに改修工事を実施してきましたが、完全にとめることができない状況でありました。今回も雨漏り対策を重点に取り組んでまいりたいと考えております。

改修工事というたびに、雨漏り対策、雨漏り対策、腹立たしい思いでありますけれども、現実にはそういう状況にありますので、徹底して雨漏り対策を重点に取り組んでまいりたいと考えて

おります。

詳細については、担当課長が答弁いたします。

○中嶋章浩文化課長 今年度の予算で、既に設計業者に南浜館大規模改造設計業務を発注しております。7月末までには設計が終わる予定です。

工事の内容は、大きく2つに区分され、大規模改造工事と収蔵庫増築となります。大規模改造工事は、館全体の雨漏り対策を施すこととなります。収蔵庫増築は、既に作品の収蔵スペースが手狭になってきておりますので、新たに南浜館敷地内での建築を考えております。

○4番城森史明議員 市長もおっしゃられるとおり、雨漏りというのがですね、何回もあって、その辺のところは、簡単にできそうな感じなわけですが、それがなかなかできないということは、どういうところにやっぱり問題があるのか、現状の南浜館というのは、建物上どういう構造になっているのか、この辺からちょっと質問したいと思います。

○中嶋章浩文化課長 今までのですね、改修工事とまず違うところを説明させていただきたいと思います。

今回、南浜館の屋根全体を総合的に改造することになります。その大規模改修工事で、特に市民ギャラリーや展示室の屋根がフラット、平面になっているため、どうしてもですね、雨水がたまる状況になっております。その対策として、雨水がたまらないように屋根に勾配をつけるなど改造することになります。

そして、第2展示場の屋根、円形屋根の部分でございますけれども、これを囲むように、雨水処理のために箱型の雨どいが設置されております。その雨どいの雨水は、室内の配管を通り排水処理しております。箱型の雨どいや室内の配管等の老朽化に伴って、雨水が室内に漏れ出しているのが今の現状であります。その対策として、まず、雨どいを軒どいにして、雨水を室外で処理できるように、配管を外に配置するようにしようという計画でございます。つまり、雨水を建物の外で処理するようにすることになります。今までの改修工事と違うところは、屋根を抜本的にやり直すために、今回、大規模改造工事を計画しております。そのための設計となります。

○4番城森史明議員 ということは、今の構造は、両側が白い建物で高くなって、真ん中の部分が低いというか、遠くからは見えませんが、ですから、要は真ん中の部分を、まず建物的には変えるということで、そういう理解でいいんですか。

○中嶋章浩文化課長 部分部分によってですね、平面であったり建物が斜面であったりするところがあります。そして、その雨水の処理方法が、今まで縦どいというのがありますけれども、雨水を集めて室内を通して外に排水する、そういうことで、縦どいの老朽化に伴ってですね、建物の中に雨水が漏れ出すというのが大きな原因だった、そこをもう建物の外に軒をつくってですね、外に排水する、そういう雨水の処理をすれば抜本的に解消されるということで、今、設計をお願いしているところであります。

○4番城森史明議員 対処方法は理解できたんですが、要は2つの問題があって、建物にまずたまるという問題をさっき最初に言われましたよね。そして、次に何か雨をまず受け取って、それを配管で流していると、そういう理解をしたんですが、だから2つの問題があるわけですよね。まずか何か知らんけど、まずから配管を通していく部分、だから、その2つの分を、もう外で全部受けるようにするということだと思んですが、そういう理解でよろしいんですか。

○中嶋章浩文化課長 議員のおっしゃるとおりのことでございます。

○4番城森史明議員 それともう一つは、収蔵庫の問題についてはどういう問題があるんですか。

○中嶋章浩文化課長 収蔵庫の問題につきましては、先ほども申しましたとおりですね、現在、南浜館にですね、収蔵作品が465点あります。将来を見据えた規模の建物となるように、今後また考えていかないといけないということで、その規模については、今後また、建物の大きさについては考えていかないといけないと考えております。

○4番城森史明議員 その収蔵庫というのは、要は今の部分だけの改造というか、それを考えているのか、それともほかに増築ということをしたときに、建物的に余裕はあるのか、その辺はどうされるんですか。

○中嶋章浩文化課長 基本的には、今の段階では増築をするということで設計業者をお願いしております。そしてまた、南溟館の敷地も限られた敷地でございますので、どこに配置して増築するかというのは、今後、設計の段階での検討になってくるということになります。

○4番城森史明議員 この件については、当然、教育委員会だけではなくて、建設課との庁内的な話し合いというのがされてきたと思うんですが、その辺はどのようにやってこられたんですか。

○中嶋章浩文化課長 雨漏りのたびにですね、建設課と協議をしてきました、これまでですね。そして、今回についても、先般、設計業者が決まりましたので、そこの協議を先般ですね、建設課と文化課、一緒になってですね、検証して、今後の設計に生かせるように検討をしたところでございます。

○4番城森史明議員 今の話を総合しますと、外観的には、今の外観からは小規模に変わるという感じになるんですか。収蔵庫の増築も考えたら、結構、外観的にはどのようなかたちになるんですか。

○中嶋章浩文化課長 今回の建設につきましてはですね、屋根を重点的にということになりますので、外観について大きなデザインの変更というのは考えていないところです。主体構造の変更も考えておりません。以上です。

○4番城森史明議員 それと、サイドのほうも木造で覆ってありますよね。その辺のところには問題はないんですか。あくまでも屋根と、そういう排水の問題、その2点だけに限定していいのかということですが。

○中嶋章浩文化課長 円形の外壁の板部分でありますけれども、その部分もだいぶですね、建物的には老朽化が進んでおりますので、板の部分の防水は必要ではないかと考えております。

○4番城森史明議員 今の話からすればですね、そういうふうに、基本的に雨を外のほうで受けて、そうすれば、いわばそこに、大ざっぱに言えば傘をかけたようなもんですよね。そうすれば、ある程度解決できるんじゃないかなと私自身思いました。

そういうことで、その辺の予算が幾らか後で質問しますが、まず、さっき言った収蔵庫の問題、雨漏りの問題、当然、雨漏りを優先すべきだと思いますが、これは次の国際芸術賞展には間に合うかたちで進められるんですか。

○中嶋章浩文化課長 今後ですね、大規模な公募展を開催する施設としては、雨漏りがないことが不可欠でございます。このような公募展の開催に限らず、南溟館では常設展や企画展も常時開催しております。安心・安全な環境の中での作品等の展示が不可欠であります。

8月以降にですね、大規模改造工事等の計画を立てることになります。国際芸術賞展の次期開催、これについては今後、庁内で検討していくことになります。南溟館において通年開催される行事についても、屋根等の外観工事が主体となっているため、極力支障のないように調整していくということで、スケジュール的には、国際芸術賞展、これが決まって、そして工事の計画プランが立って、総合的に計画プランを立てていくということになっていきます。

○4番城森史明議員 ということは、最終的に国際芸術賞展が決まっていないからという答えでしたが、これは、最終的には、やはり正式には決まる、決めないかんと思いますが、予算もありますよね。基本的には続けるということで考えてはおられないんですか。

○神園征市長 国際芸術賞展を続けるかどうかということですか。

○4番城森史明議員 基本的に続けるということで考えてないんですかという……。

○神園征市長 ですから、私は昨年、下竹議員から質問があったときに、続けたいということは申しております。ですから、何かよほどの支障がない以上は、せっかくのああいふ国際的な芸術

賞展ですから、続けたいもんだと、こう思っております。

○4番城森史明議員 市長がそういう続けるということをおっしゃっておられるので、やはりこの件に関してはですね、やはり根本的な雨漏り対策をですね、とってもらって、絶対解決するんだということをお願いをしたいと思いますが、予算的にはどれほどのことで検討されているのでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 今後、全国規模の公募展を開催する施設としては、雨漏りがないことが不可欠であります。このような公募展の開催に限らず、南浜館では常設展を相互に考えながらですね、やっていかないといけないということは、先ほども申してきたところでございます。

今年度、設計終了後、大規模改造工事における予算の積算を当然していくこととなりますけれども、また有利なですね、補助事業等についても今後検討してまいりたいと考えております。

○4番城森史明議員 数千万円以上のお金がかかるんじゃないかということで考えておりますが、やはりふるさと納税もありますしですね、その辺が過疎債というのでも使えるのかわかりませんが、ふるさと納税を使えば、必ずそれは使えるわけですので、その辺も、補助事業もあわせて。そして、やはり砂の祭典も30年続いておりますから、枕崎もそれに負けずにですね、国際芸術賞展ということで続けていかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、農産物の健康機能性についてであります。平成27年度から機能性表示食品の制度が始まったわけです。やはり、地元特産品の付加価値を高めるためにですね、各自治体も研究を重ねて取り組んでおられます。

先日の新聞に指宿市がですね、オクラパウダーの健康機能性として、血糖値抑制効果、便通改善効果、内臓脂肪を抑える効果があるということで載っております。

指宿市以外の鹿児島県内の自治体でですね、このような農産物の健康機能性について取り組んでいる事例がほかにあるんですか。その点をどう把握されておりますか。

○川崎満農政課長 その件につきまして調査しまして、把握しておりますのは、県内の自治体で取り組んでいる例としては、南九州市で緑茶飲用が健康に有益であるとの実証試験を行い、また、南さつま市においては、長命草、ボタンボウフウの機能性について、鹿児島大学との産学官連携が行われているとのことです。また、全国的には、静岡県掛川市の市立総合病院において、緑茶の生活習慣病予防に係る研究を実施し、テレビでも大きく取り上げられ、掛川スタディとして話題になった事例もあるところでございます。

○4番城森史明議員 鹿児島県内の自治体で、これは確かに地方創生という中でそういう事業が始まったのかなと思うんですが、ほかに、特にお茶に関してのこういう活動が盛んであって、志布志市なんかでもやってませんか、志布志市……その辺はどうなんですか。

○川崎満農政課長 志布志市の例については、私のほうでは把握しておりません。

○4番城森史明議員 志布志市でもですね、お茶の機能の実証事業ということで、お茶に対する機能性の調査をやっているとのことです。

そして、今、南日本放送でも宣伝があるように、お茶を6杯飲んだらがんにならないと、そういう広報事業もやっているみたいなんですが、本市においてはですね、特にお茶、かんきつ類、サツマイモ等の農産物の生産が非常に盛んなわけですね。お茶とサツマイモ、かんきつ類の健康機能性について、今までにどのような検討をしたのか、そしてどのように認識をしているのか質問したいと思います。

○川崎満農政課長 現在まで、本市の農産物に対して機能性表示について検討したことはございません。しかし、お茶、かんきつ類、サツマイモにおいて、国・県・大学・企業等の研究により、多様な機能性については解明されているところであります。

まず、お茶については、カテキン類が抗酸化作用、血中コレステロール低下があるとされており、ほかにカフェイン、テアニン等多様な成分が含まれ、血圧降下等が報告されており、

お茶のいれ方教室やチラシ等で機能の周知に努めているところでもあります。

次に、かんきつ類については、β-クリプトキサンチン等のカロテノイド、フラボノイド類、クマリン、テルペン、リモイド等が含まれ、骨粗しょう症の予防、がん細胞の抑制・転移抑制作用等が明らかになっているところでもあります。

サツマイモについては、食物繊維、ポリフェノール類、ルテイン、アントシアニン等が、整腸作用、抗高血圧作用、眼病予防、生活習慣病の予防効果があると認識しております。

○4番城森史明議員 今、農政課長が言われたとおりに、お茶にしてもかんきつ類にしてもサツマイモにしても、非常にすばらしい健康機能性というものがあるわけですね。

特にお茶はカテキンなのですが、これはさつき言われたようながん予防とか、そういう生活習慣病等に効果があるわけですね。そして、たぶんカテキン類は、これお茶の業者さん、専門がおられますが、若い一番茶とかそこらに多く含まれているということで、例えば二番茶、三番茶、四番茶を使うペットボトルのお茶の分はですね、機能性成分が少ないんじゃないかと思うんですが、そういうことで、サツマイモにしても、やはり同じようなポリフェノール類やらカロテノイドとかフラボノイドとかありまして、そのような効果があるわけですね。

それで、特にかんきつ類なんかに関してはですね、鹿児島大学水産学部の塩崎准教授が発表されましたが、新聞にも載りました。発がんを起こすたんぱく質を食べるというか、するのがですね、天然物質でいろいろテストをしたが、かんきつ類のフラボノイドと言うんですかね、これが一番効果があったという発表をされていますので、そういう効果があるわけですね。

そういうわけで、指宿市がオクラパウダーに着目して、オクラは指宿を代表する農産物ですが、そういう意味でですね、具体的に、やはりこれに関しては、やっぱり大学との連携が必要になりますが、その辺の取り組み、連携をしてですね、それを検証して、そしてそれを、例えば最終的には農産物の機能性表示食品として載せるという、そこまで実際、静岡県の三ヶ日町はやっているわけですね。そういうところで、そういう取り組むことに対してどのように考えておられますか。

○川崎満農政課長 先ほど三ヶ日町にはミカン等についての取り組みがあるということで、私も調べましたところ、平成27年度からこの制度が始まりまして、静岡県の三ヶ日町農協など、静岡の温州ミカンなどでされていると聞いております。これについては、ミカン全体の持つ成分でありまして、個々の成分だけではない部分もあるということ、そしてまた、27年度からこの制度が始まったわけですが、この機能性表示制度というのは届け出制でありまして、機能性関与成分の分量や作用などを含めて、根拠を明らかにして、臨床試験など安全性や機能評価を行い、正当な表示であることをそろえて届けを出す必要があります。こういったことにも経費がかかるというところで、また、農産物から摂取できる機能性成分の分量を確保し、ばらつきがないよう栽培管理することや、健康被害情報を集める体制を組まなければならないこともあり、多大な費用を要したり、栽培技術も求められるというところもあります。

そういった現状がありますので、今後、農産物の機能性表示については、農産物の出荷団体等の意向を確認しながら、産官学連携を踏まえ、機能性及び農産物の品質の安定化について検討してまいりたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員 確かに、農産物の機能性表示という、そこに限ればですね、そういう、この問題は、そこに限られる問題じゃないわけなんですね。指宿市も当然、そこには健康の問題、観光の問題、市のイメージアップの問題、そういうのがあるわけで、そして地場産業の活性化の問題があるわけですね。それをひっくるめて取り組んだと思うんですよ、指宿市はですね。ですから、その前には、この機能性というものに取り組むためには、まず私はやっぱり大学と連携が必要と思うんですよ。まず、そこと連携して、後の作業を進めることが必要なんですけど、今まで本市については、そういう大学と連携した実績はどのようなものがあるんですか。

○川崎満農政課長 本市については、連携といたしますか、鹿児島大学の農学部の方で、ちょっと今、ここに資料はあれですが、県内の各地域をプロジェクト……ちょっと事業名はあれですが、そういう各地域を回って座談会みたいなのは開いているところでもあります。

それについては、行政、学校側、業者側は出ておりますが、それについては本市も参加はしているところでもあります。それから先の連携というところまでは至っていないというところでもあります。

○4番城森史明議員 いつも加工組合さんが鹿児島女子短期大学ですかね、あそこって、そのニュースが出るんですが、そこは加工組合さんがたぶん連携をしているんじゃないかと、鹿児島女子短期大学ですか、かつおぶしを持って行って、そういうテレビがいつも出るんですが、やはりですね、例えば大企業、中企業だったら、たぶん、直接大学との連携はできると思うんですよ。だけでも、この農家とか小企業、これは非常に難しいですよ。本人たちが行って、大学と話をして、こういう事業をやりたいんですがという、なかなか難しい面があるんですよ。ですから、やはりそこをまずリーダー的、指導的な立場をとってほしいのが、やっぱり行政なんですよ。行政がそういう旗を振って、例えば農産物だったら農協と連携をして、その中でこういう機能性をするために連携をしようかという話になってくるんですが、その辺は、副市長はどのように考えられるんですか。

○久木田敏副市長 先ほどの答弁で、農政課長のほうから、連携は今のところしていないというような話がありましたけれども、実際、ちょっと出ました鹿児島大学農学部とですね、農学部のほうで鹿児島大学農学部地域連携ネットワークプロジェクトというのを平成27年度からやっております。この中で、地域振興局単位で懇談会を、大学の先生方が地域に出てきまして、そしてそれぞれの関係する生産者、事業者、それから農政関係の方々と懇談会をしています。その中でも、先ほどちょっと出ました南さつま市の長命草、ボタンボウフウですが、これの研究をその後やったとかいう話もあります。こういうようなことがですね、29年度も鹿児島大学のほうから積極的に示されてきておりますので、今後我々も、その作物がどういうものがあるのか、今現在、新聞にも載ってございましたけれども、桑茶、これに対しても地方創生という一環で、特定作物ということでですね、こちら補助をしたりとか支援しておりますので、こちら辺が今、民間の業者、指導者の方と専門家と研究開発を進めるように、今、やっていらっしゃいます。だから、こちら辺の成果がどういうふうにあらわれてくるのか、そういう作物を見つけ出し続けていながら取り組んでいかなければならないなというふうには思っています。

ただですね、もっと前に市長のほうから話がありまして、花き農家の方が、トルコキキョウ、これに対して、鹿児島大学のほうに、農学部のほうにお願いしてですね、これの品種改良等々をトルコキキョウができないのかどうかとかいうようなこと等もこれまでお願いした経緯がございます。

そういうようなかたちで、鹿児島大学も敷居が低くなってきているようでございますので、こちら将来的にも積極的に活用させていただきたいという姿勢は持っております。

○神園征市長 今、幾つかの問答の中でですね、何回も出てきたいわば薬草についてなんですけれども、これは健康にいいとか何とかという、世間では流行っているわけです。私は、友人からもらっておりました、それを。ところが、あるとき、ある雑誌にですね、これは非常に、心筋梗塞をやった経験のある人には危険な作物だと載ったことがあります。

それから、今、副市長が言われたトルコキキョウ、これも実は知覧町の人から、花について熱心な先生がいらっしゃるから、出てきて一緒にその発表を見に行こうやと、聞きに行こうやというような話があったんですが、枕崎の花き農家にも、その教授が安くで分ける、場合によっては金は要らないといったようなことがあったもんですから、お前やってみないかと言ってやりましたが、ところが何が悪かったのか、最初のうちはよかったですけれども、あまり後でちゃんと

生きていかなかったと、こういったことがあります。

それから、桑茶の問題は、県の市長会のときに曾於市に行って、そこの曾於の市長からもらったことがあります。これは桑茶のジュースですと。

だから、これは何をもって絶対に安全だとか何とか言えるのかどうか、まだ私は半信半疑などころがありまして、ただ、自然のものはいいだろうと。例えば、その辺に生えているドクダミだって、あんないいものはないと思っているぐらいですから。

研究をすることは大事です。いいことだなとは思っておりますけれども、ときにはやっぱり用心してみることも必要だなと、こう思っているわけであります。

○4 番城森史明議員 貴重な話をありがとうございました。

やはり適正使用というか、やはりミカンとかサツマイモにしてもですね、食べ過ぎだったら糖尿病に、糖が高いので、つながるわけですが、その辺のところを見きわめてですね、適正使用というか、やはり焼酎も少し飲めば百薬の長ですが、飲みすぎたら体を壊すわけであって、そういう、要は安心・安全と効能の両立というのは絶対あるものじゃないかと思えます。

そういうことでぜひ、なぜかと言うと、やはり地方創生でも、やはり本市は企業誘致は望めない。やはり、地場産業の振興を、それによって雇用もふやさないといけない、そして国民健康保険も、本市は脳卒中の死亡率が県で1位ですよ。ですから、そういう意味では、やはりそういう健康の問題、地場産業の問題もあるので、こういうのはすべて、それですべて代弁できるということじゃないと思うんですが、こういう一つの手段をすることによって、総合的にやっぱりそういうのが上がっていくんじゃないかと思うんです。そして、別に手法的にもそんなに難しいものじゃないと思えます。だって指宿市も純心女子大学と連携をして、そして市民の何人かで実証実験をやったりしてますよ。オクラをとってもらって、していますから、こういう作業をすることによって一つの方向性が見えてくると思うんで、そんなにややこしい、お金も要る問題もないし、その辺のところをやっぱり農協なんかと連携して、お願いをしたいと思えます。これ要望としておきたいと思えます。

次に、枕崎天文台についてですが、開設以来、年度ごとに利用者数とその内訳は。現在の利用における利用者数とその内訳はどうなっているのか。それと現在、利用するときどういうシステムでお客さんに来てもらっているのか。それと平成28年度の月ごとの利用件数はどうなっているのか質問いたします。

○東中川徹企画調整課長 天文台につきましては、第三セクターであります南薩エアポートのほうにおいて、Kクリーンエネルギーからの寄附を受けて整備いたしまして、平成26年9月末に開設しております。

まず、利用者数について、平成27年度と平成28年度について南薩エアポートから報告を受けている数値を申し上げますと、平成27年度は229人、内訳として大人175人、子供54人、平成28年度は292人、大人206人、子供86人というふうになっております。なお、ソーラー研修室の利用につきましては、平成27年度が1,228人、大人1,063人、子供165人、平成28年度は1,150人、大人899人、子供251人というふうになっているということでもあります。

次に、利用する際、そのときの対応についてであります。昼間の太陽の観測、これにつきましては、申し出がありましたら南薩エアポートの職員が対応しております。ただ、夜間につきましては、あらかじめ予約をいただく必要があるというふうに聞いております。また、星空観察会等を実施する場合には、当然、事業を委託しております委託先のほうにおいて対応しているということでもあります。

また、平成28年度の月ごとの利用件数としまして、順次、4月から申し上げます。4月が5人、5月49人、6月6人、7月48人、8月56人、9月15人、10月20人、11月20人、12月14人、1月5人、2月28人、3月26人、合計で292人となっているとのことでもあります。

○4番城森史明議員 県下19市の中で、天文台を設置されている市の数はわかりますか、把握していたら教えてください。

○東中川徹企画調整課長 申しわけございません、その県下の状況については、ちょっと把握をしておりません。

○4番城森史明議員 この数字がですね、月の利用数を聞きましたら、これが以外と多いなという感じを私は受けたんですが、確かに天文となると夜がメインになるので、なかなか夜は、よっぽど熱心な人じゃないと出かけられないんだと思いますよね、好きな人じゃないと。そういう意味で、やはり天文台に関しては、やっぱり星なので、いろんな教育的、星空なので、太陽もありますけど、それを教育的に小中高生なんかに来てもらう部分と、あとは自分の趣味とかあれて観光的に来るケースがあると思うんですが、その辺の利用状況はどのようになっていますか。

○東中川徹企画調整課長 平成28年度の利用者数については、ただいま申し上げたとおりであります。利用の内訳として見てみますと、大部分が星空観察会への参加であります。ですので、夜ですね、小・中学生等を含めた親子での利用とかそういうかたちになっておりまして、一般の利用というかたちでは、利用というのは極めて少ない状況であります。

○4番城森史明議員 大人の人も結構、逆に多かったですね、一般の人は少ないということですから、その辺はどうなっているんですか。

○東中川徹企画調整課長 一般といいますのは、星空観察会とかそういうことでなくして、普通に個人の方が来ていただいて、使用料がありますけど、それを払って利用してもらうという件数が少ないということで、利用のほとんどがその観察会、その利用になっておりまして、そのほか中学校の理科の授業とかでも活用はしておりますけれども、そういう意味で一般の利用が少ないということです。

○4番城森史明議員 西井上さんという人が新聞にも3回ぐらい載ったんですが、星を観測したということですね。この人の立場というか、どういう立場なんでしょう。

○東中川徹企画調整課長 今、星空観察会を開く場合に、団体のほうに委託している場合もありますけれども、昨年、星空観察会を南薩エアポートで主催する場合に西井上さんという方に来ていただいて、講師というんですかね、そういう立場で来ていただいてというのを、数回開催しております。

○4番城森史明議員 例えば、学校としての取り組みということで、夜にですね、授業以外に、クラス一緒に来て星空観察会をするということは何回か行われてるんですか。そういう取り組みは行われているんですか。

○東中川徹企画調整課長 昨年度、別府中学校の理科の授業でですね、やったという話は聞いておりますが、星空観察会以外の部分で、実際そういう具体的な取り組みというのは今のところ行われていないということです。

○4番城森史明議員 私もちょうと修学旅行の受け入れをやっています、それで、よそから修学旅行で来たときにですね、1回連れて行ったんです。そうすればですね、非常に、都会の子ですから、そういう星空なんかはですね、非常に感動するわけですね。

ですから、やはり子供たちに対する教育という面ではですね、昼はメガソーラー、自然エネルギー、夜は星空観測という面で、非常に大事なことはないのかと思うんです。そういう意味では、ちょっと別府中学校だけではちょっと少ないのかな、せっかく天文台があるのに、星空を見る機会というのは、要は天体望遠鏡を使ってですね、使ってというのは非常に大事なことで、その辺のところも、やはり教育委員会と一緒にやって取り組んでもらいたいと思いますが、その辺はどう考えられますか。

○東中川徹企画調整課長 今まで申し上げておりますが、星空観察会での小・中学生等を含めた親子での利用、そのほか別府中学校の3年生の理科の授業でも活用しているということで、天体

観測、宇宙に興味を持ってもらうという点では教育面での効果はあると思っております。

ただいま議員のほうからありました、例えば修学旅行等で民泊をする都会の生徒、そういった方に利用してもらうとかですね、そういったものについては、施設を管理する側として利用促進としての取り組みとしても有効な手だてだと思います。

それで、南薩エアポート、あるいは関係者とも話をしていくとともにですね、星空観察会等がある場合には、広報紙とかホームページとかですね、そのさらなる周知に努めてはいきたいというふうに、南薩エアポートのほうとも話をしていきたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員 それと、天文台経営というか、経営と言うほどじゃないと思うんですが、その辺の収支状況、それと使用料についてはどうなっているんでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 天文台経営におきます経費及び収支ということで、28年度で申し上げますと、経費としては、星空観察会業務に係る経費ということで146万程度あります。そのほか修繕料、備品等を合わせまして157万程度。収入につきましては、一般の方が使用する場合の使用料が1回300円とかですね、年間パスポートとして、たしか1,000円ですかね、1,000円とかいうのはありますけれども、学校の授業とか星空観察会というのは、実際、見に来る方々は無料ということもありまして、使用料としての収入というのはほとんどないということで、南薩エアポートの全体の収支の中でですね、社会貢献事業として継続して実施しているということをお聞きしております。以上です。

○4番城森史明議員 経費的に、やはりこれは社会貢献事業という比率が高いと思うので、そこら辺の入場料はまず取らないで、その辺は空港の寄附金もありますし、ふるさと納税のあれもありますし、その辺のところからやっていただければいいのかなと思います。

そういうことで、やはり一番大事なことは、せっかくある施設を有効利用というか、活用して使うことが一番、それに教育的にもですね、特に子供たちや一般の人にも広報して、そういうふうに星を見てもらうと、天体望遠鏡から。そういうことで、そっちのほうの方が大事じゃないかと思いますが、それでさっき言った周知方法ですね、周知方法を今後強化してですね、知ってもらうということでお願いしたいんですが、最後にそれをお聞きして……。

○東中川徹企画調整課長 使用料等を含めて、南薩エアポートの経営等に関する部分については、ここでは説明はできないところでありますが、先ほど申し上げました利用の方法ですね、利用促進の取り組みとともに、やはり利用を促進するためには、どうしても知らせる方法というのを強化していかなければならないということで、ホームページとか広報紙等でのいろんな行事といいますか、星空観察会とかそういうのをやる場合には、そういう知らせていく周知の方法というのを強化していくようにということで、南薩エアポートのほうと話をしていきたいと思っております。

○4番城森史明議員 それと、もう一つは、やはり教育的な部分というのが多いと思いますが、やはり高齢化社会ということでですね、逆に高齢者の皆さんにも、介護施設とかですね、その辺にも働きかけながら見てもらうということで、それが認知症によかったり、いろんな新しい興味が出てきたりするの、その辺もお願いをしたいと思っております。

以上、質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時23分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 よろしくお聞きいたします。

まち・ひと・しごと創生法が施行されて4年目を迎えました。地方創生は、地勢や人口によって戦略が異なり、首長のリーダーシップが求められます。

本市の総合戦略も策定され、政策パッケージ63メニューのうち、既に事業化されているものもあります。これから着手予定の事業等を手短に、またその進捗状況を、そして本題の地域資源を活用した事業については、どのようになっているのかをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 本市の総合戦略は、政策パッケージ4分野15事業63メニューを掲げ、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間において、財源等を考慮しながら実施または実施に向けた検討を行い、実施すべき事業から着手いたしております。

平成27年度は8事業、平成28年度は19事業、平成29年度は17事業を総合戦略事業として取り組んでおり、政策パッケージの進捗については、現在、政策パッケージ63メニューのうち、32メニューに着手いたしております。

総合戦略事業は、人が定住しやすいまちにするために、何を行い、どのような産業と雇用で人の暮らしを支えていくのかというまちの将来の課題を踏まえて、今後の国・県の動向や社会情勢等を見据えながら、本市の地域の特性を生かした水産業、農業、かつおぶしや焼酎などの地場産業の特色をさらなる強みとして伸ばし、継続的に本市の活力の再生・維持していくための事業を進めていかなければなりません。

地域資源を活用した事業化の件については、担当課長から答弁いたします。

○川崎満農政課長 農業関係の地方創生総合戦略については、現在、新規作物のチャレンジ支援として、特用作物振興対策事業において桑茶への取り組みを支援しております。

本市の地域資源である農産物には、お茶、花き、サツマイモ、果樹、ニンジン、実エンドウ、ソラマメなどがあり、それぞれの生産者が創意工夫し、安全で品質のよい生産に努めているところです。また、ニンジンについては、規格外品を加工用として出荷したり、果樹においても、規格外品をジュース用に出荷するなどの取り組みも行っている状況であります。

今後、人口減少社会を迎え、農家の高齢化が進む中、本市の地域資源である農産物を活用した事業化については、農家の意向を踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

○下山忠志水産商工課長 本市の地方創生総合戦略における水産業に関するメニューについては、水産業と地域の特性を生かすことを目的に、枕崎漁港輸出入機能強化調査事業を事業名として、その中で枕崎漁港の輸出入に関する調査の継続的实施と枕崎漁港を拠点とした輸出入の試行等の2つのメニューを政策パッケージの中に掲げ、平成28年度にかつおぶし用原料となる冷凍カツオのコンテナによる輸入の試行を含めた調査事業を実施し、今年度においても同様に継続実施をしているところでございます。

○8番禰占通男議員 今、農業と水産業についての説明がありましたけど、ちょっと前に打ち合わせもありましたので、そのときちょっと、このパッケージもいいんですけど、今、水産課長からもありましたように、漁港の利用促進、そういった地方創生というのはありますけど、本市の総合戦略において、水産業、普通の市町村は農林水産業と名目をうたっているんですけど、本市はただ、農業、林業だけで対策ということになっております。

それで、何で水産業が抜けてしまったのか。文章の中には、水産業という言葉が3カ所、4カ所出てくるんですが、パッケージについても、この水産業という言葉がない。これはどうしてなのかというのを、初めにそこを伺っておきます。

○下山忠志水産商工課長 ただいまの質問者の答弁については、先ほど私が答弁したところでございますけれども、総合戦略における水産業に関するメニューについては、もう一回答弁いたしますけれども、水産業と地域の特性を生かすことを目的に、枕崎漁港輸出入機能強化調査事業を

事業名として、その中で漁港の輸出入に関する調査の継続的実施、それと漁港を拠点とした輸出入の試行等というふうな2件を政策パッケージに掲げて取り組んでおります。

これは、どうしてこういうことを掲げているかと申しますと、本市の基幹産業であります、日本一を誇るかつおぶしの原料となる冷凍カツオ、これが最大の要因でありますので、このことについて政策パッケージに掲げてあるというふうなところでございます。

○8番 禰占通男議員 私の質問で、資源を利用した事業化ということで、この地方創生が始まって、実際はこの農業、水産業、朝も自然エネルギーというのが出てきましたけど、太陽光は除いて、こういった分野での新規の事業化という、企業化も含めてですけど、そういった企業化がなされたというのはあんまり伺ってないんですけど、農業についても、新規就農者に対しての補助金とかいろいろありまして、新規に始めた方もいるとは思いますが、家業の継承、それなのか、新しく事業化というか、そういった新しく始めている方の例があるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○川崎満農政課長 新規就農者につきましては、今おっしゃったとおり、ほとんどの方が親から継承と申しますか、そういう青年就農給付金で来ている方、ほとんどの方が今までの継承と申しますか、そういった方が多いようでございます。

○下山忠志水産商工課長 水産業及び水産加工業における後継者対策のことではございますけれども、水産業におきましては、地元遠洋カツオ一本釣り船に従事する若者、35歳未満、あるいはそれに限らず地元で水産業を営む、漁業を営む35歳未満の漁業者に対しては、1年以上就業することを前提に、産業後継者育成奨励金を行っております。水産加工業についても、かつおぶし工場に1年以上後継者として従事するという条件で、同じように産業後継者育成奨励金を支給しておりますけれども、当然、かつおぶし工場の後継者である人たちはもちろん、それ以外の枕崎におけるかつおぶしの技術屋さんとして後継者になっている人たちもたくさんおります。そういう方々にも、後継者として育成するために、奨励金制度というのを設けているところでございます。

○東中川徹企画調整課長 太陽光発電を除く自然エネルギーということでございますが、自然エネルギーの関係は、本市として、政策課題として特に取り組んでいるということではございませんので、起業、事業化ということでの取り組みはございません。

○8番 禰占通男議員 2番目の質問に行きますけど、地域産品の販売や販路拡大についての現況、これからの展開というのはどうなるんでしょうか。

まず、私がこれを質問ということについては、2020年、東京オリンピックが開催されますけど、そのための選手村の食材、これはいろいろ食品の認定がありますけど、そういったものを取り得していない限りは大会組織委員会の認定にならない。そうすると、幾らいい製品でも、食材として提供するわけにはいかないということを新聞等でいろいろ報道されていますけど、それについて、本市はそういったものに提供できるのか、そういった食材があるのかということをお伺いいたします。

○川崎満農政課長 2020年の東京オリンピックの農産物の調達基準として、第三者認証制度の農業生産工程管理手法であるGAP等の取得が要件とされ、有機農業により栽培された農産物が推奨されるというふうになっております。

本市のGAP等の取得状況でございますが、鹿児島県の農林水産物認証制度K-GAPにおいて、加工用サツマイモ、タンカン、キンカン、カボチャ、お茶などが認証を受けているところであります。また、JGAPについては、茶の12工場が認証を受けております。

有機農業については、茶業における有機JAS認証を受けているのが1つ、転換中が1つの計2工場が取り組んでおるところであります。

なお、国際標準化機構ISOが制定する品質管理システムの国際規格であるISO9001につ

いては、25の茶工場が枕崎茶業共同体を組織し、団体認証を受けており、さらにH A C C Pへの義務化の対応に取り組んでいるところであります。

以上が現状でございます。

○下山忠志水産商工課長 本市におきます水産業及び水産加工業において、代表的な地場産品はかつおぶしであります。原料となる冷凍カツオの多くは、海外まき網漁業によるものと遠洋カツオ一本釣り漁業によるものです。

海外まき網漁船におきましては、水産庁に登録されている35隻の資源管理について、日本海外まき網協会が一括して海外まき網漁業資源管理計画を策定し、水産庁長官の確認を受けるとともに、毎四半期ごとにその履行状況の確認を受けております。また、本市に船籍を置く遠洋カツオ一本釣り船は、現在3隻操業しておりますが、すべて国際連合食糧農業機関F A Oが2005年3月に採択した、エコラベルのガイドラインに沿った資源管理制度であるマリン・エコラベル、M E Lの認証を受けております。

2020年に開催予定の東京オリンピックにおいて、組織委員会では、提供する飲食サービスに使用される水産物について、持続可能性に配慮した調達コードが適用されるほか、持続可能性の観点から調達基準を定めております。

持続可能性に配慮した水産物の調達基準では、基準の対象を、水産物の生鮮食品及び水産物を主要な原材料とする加工食品とされております。サプライヤーは、生鮮食品について本調達基準を満たすこととし、加工食品については、主要な原材料である水産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとなっております。

調達基準における要件として、漁獲または生産が漁業関係法に照らして適切に行われていること、天然水産物においては、科学的な情報を踏まえ、計画的に資源管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること、養殖水産物においては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること、作業者の労働安全を確保するため、漁獲または生産に当たり、関係法令に照らして適切な措置が講じられていることの4項目を定めております。

これらの要件を満たすものとして、先ほど申しました国際連合食糧農業機関F A Oのガイドラインに準拠したものとして、組織委員会が認める認証スキームであるマリン・エコラベル・ジャパンのエコラベル、M E L、海洋管理協議会のエコラベル、M S C、日本水産資源保護協会のエコラベル、A E L、水産養殖管理協議会のエコラベル、A S Cと、資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものに基づいて行う漁業により漁獲され、かつ、作業者の労働安全確保に関し、関係法令に照らして適切な措置が講じられているもの等となっております。

こうしたことから、本市において、海外まき網船及び遠洋カツオ一本釣り船で漁獲されたカツオを原料として製造されるかつおぶしなど加工食品については、認定基準をクリアしているものと考えております。

○8番禰占通男議員 農業のほうで伺いますけど、県のK-G A Pの認証を受けている作物、4種類か5種類ありますけど、これは農業生産法人になっているのか、ただの個人の農家なのか、これは業者として何業者ぐらいあるのか、その従事している従業員というか農業者、それはわかっていますか。

○川崎満農政課長 ただいまの質問は、K-G A P等を取得しているところの状況ということでよろしいでしょうか。

しばらくお待ちください。

K-G A Pを取得している団体、これは団体が取りますが、これは、加工サツマイモについては南さつま農協枕崎さつまいも生産部会が取っております。そして、あともう一つは、桜山フ

ファームという会社が取っております。それとあとは、お茶については枕崎市茶業協議会K-GAP推進部会、あとカボチャについては南さつま農協野菜部会連絡会かぼちゃ専門部会、果樹につきましては、南さつま農業協同組合果樹部会中晩柑部会、キンカンにつきましては南さつま農業協同組合果樹部会といったかたちで部会等は取っているところでございます。

○8番 禰占通男議員 水産業はあまり伺わないんですが、農業についてはいろいろ6次産業化が提言されて、もう6年か、我々が議員になったときにそういうことが提言されてきたんですけど、本市は今、GAPの認証を受ける、そういったところまで行っている農家も相当あると思いますし、ネットなんかにも事業名も出ています。そういった中で、本市で6次産業化したというのは実例はあるんですか。

○川崎満農政課長 今現在言われているような、6次産業化といいますか、例えば、例ではサツマイモなどが焼酎として、そういうかたちで、大きく見れば産業化の中で6次産業化されているというのは言えるかなと思います。ただ、よく報道等であります農家が生産まで手がけてやっていくああいうイメージのものというのは、ちょっとまだ今のところ把握していないところでございます。

○8番 禰占通男議員 あと水産業、水産加工ですけど、HACCPも以前から議会でも、私も質問しましたし、課長が言われましたように、エコラベル、こういった認証制度を受けている本市のかつおぶし製造業、そういったものの進捗はどうなっているんですか。

○下山忠志水産商工課長 かつおぶし工場におけるHACCP導入の取り組み状況でございますけれども、全工場数44事業者でございます。この中で2工場が認定工場となっております、1工場が現在申請中であるというふうに聞いております。

○8番 禰占通男議員 朝も本市の漁港の整備計画の中で、課長もいろいろ衛生管理について説明をしていましたけど、本当に、先ほどパッケージから抜けていると言いましたけど、ほとんどが枕崎の44工場、本当に活性化のためにこういった認証も受けて、いろいろテレビでも、ここ5月の初めにもNHKの放映もありましたし、本当に今、日本全国に知ってもらうにはいい機会だったかなと思っております。

それについても、やはりこの認証制度、これを本当に、大変だろうと、お金もかかることはわかっていますけど、本当に取り組んでもらいたいと思います。

次に、こういった地場産品、地域のをどういった観光に生かせるのかということなんですけど、この観光による創生についての現況はどのようになっているのかを御説明お願いいたします。

○下山忠志水産商工課長 質問者の質問されていることは、DMOも含めたかたちでということではよろしいわけでしょうか。

現在、観光庁では、日本版DMOの候補法人の登録の推奨というか、そういうのをしておりますけれども、現在、本市においてそういった登録に向けた独自の取り組みは行っていないところであります。

しかしながら、先ほどの議員の質問もあつたとおりに、平成28年4月に、指宿市、南さつま市、南九州市及び南大隅町との4市1町で構成する鹿児島県南部広域観光物流実行委員会を発足しております。

平成28年度におきましては、地方創生加速化交付金を活用し、香港をはじめとしたアジア圏からの誘客戦略を策定したほか、平成29年度においては、誘客戦略を踏まえ、地方創生推進交付金を活用したパワーブロガー・雑誌記者招請事業、食・料理を活用したプロモーション事業を含む計画をしておりますので、これら4市1町の実行委員会による広域連携事業を展開する中で、地域連携DMOの組成について、メリット、デメリット等を確認しながら調査研究をして、観光について進めてまいりたいというふうなかたちで考えております。

○8番 禰占通男議員 私の前の質問にもありましたように、いろいろ行政も旗振り役が必要では

ないかという質問もありましたけど、本市の商工業、宿泊施設、農・林・漁業、飲食店、交通事業、インフラですけどね、それとあと、本当の市民も交えた地域住民、その中に行政というものが含まれると思います。

それで、日本版DMO、これについては、今、私が読み上げたものの、簡単に言えば連携を促すというのが最大の目的だろうと思うんですよ。やはり、それについては、今説明がありましたように、南部広域連携、これも4市1町ありますが、この中で日本版DMO、これに取り組んでいる市町村というのは、現況はどうなんですか。

○下山忠志水産商工課長 本市を含む4市1町で取り組んでいる、鹿児島県南部広域観光物流実行委員会の中で、DMOに候補法人として登録しているのは、大隅広域観光協会というふうな登録名の中に、大隅地域の9市町で候補法人として登録をしている南大隅町が入っております。

○8番禰占通男議員 取り組んでいる先例の方がいらっしゃるということで、本市もそういったもので、ばらばらで皆さんやっているとと思うんですよ、本市のいろんな観光についても、観光協会も関係してくるでしょうけど。そういった、ただの紹介とか、いろいろな面もありますけど、地域一体の魅力的な観光地づくりというのが、このDMOの一番の役割じゃないかと思うんですよ。だから、本市もなるべく早くこういったものに取り組む予定はないのか、その対策をお願いいたします。

○下山忠志水産商工課長 DMOの取り組みと申しまして、登録されているのは候補法人として、候補として登録されておりますので、これから取り組んでいくことになります。

地域連携、あるいは市だけで行う観光の連携ということで申しますと、当然、DMOの候補として登録はしておりませんが、先ほど申しました鹿児島県南部広域観光物流実行委員会、それと観光につきましては、指宿市、南九州市、枕崎市、それから南さつま市の4市で取り組んでおります薩摩半島南部広域実行委員会というのと、もう一つ、指宿市を除いて、日置市、いちき串木野市を入れた5市で取り組んでいる広域の事業も取り組んでおります。それと、本市だけの独自のものでも申しますと、当然、観光協会が主体となって取り組んでいるわけですが、観光協会の中に旅館業でありますとか、あるいはいろんな観光施設が入って、枕崎市観光協会情報交換会というのを設立しています。その中で、毎月情報を交換しながら、今後どういう課題があるか、どうしていったらいいかということを実行錯誤していきながら、今の枕崎の観光についていろいろ検討しながら進めているところで、今後、DMOについては、メリット、デメリットについて再度、検証・調査しながら考えていきたいというふうなかたちで考えております。

○8番禰占通男議員 本当に、私も去年だったんですけど、火之神でちょっとクラス会をやるがとって、私は場所確保をお願いされたんですよ。それで、私も1時間ちょっと前に早く行ったときに、結構な観光客もいまして、その日は晴れて、ちょっと暑いぐらいだったんですけど、開聞岳のほうを見て、本当にいい景色だと、どこの人だったのかは伺わなかったんですけど、やはりそういった初めて来る人、やっぱりそれなりにインパクトがあると思うんですよ。やはりそこをどのように発信するかということも必要だと思う、観光は。

それとあと、どこでしたっけね、山頂にライブカメラを置いて、1時間ごとに撮影して、それを市内で配信すると、そこに映りたくて、その日その時間に限って登山する人、またそこを目がけてほかの市町村とかから来る人、いろいろそういうのをテレビ放映でやっていたけど、やはりそういった奇抜な考えで、火之神も利用できればなど。ですから、今後の検討課題として、検討をお願いいたします。要望にしておきます。

○下山忠志水産商工課長 ただいまの火之神公園を含めた観光の情報発信ということでございますけれども、観光協会の事務局を水産商工課に置いておりまして、その中で、枕崎の今の観光情報についてSNSを通じてですね、ブログあるいはそういったものを通じて発信をしております。そうしましたところ、今現在、キャンプ客につきましても、前年の1.5倍ほど見えている状況で

ありまして、どこから見えましたかと言いますと、東京から、あるいは栃木からというふうなかたちで、何かから知ってきましたかと言うと、観光協会のブログを見て、いいところだということでしたというふうな声が寄せられております。ですから、今後もですね、そういったSNSを通じた発信、これを拡充していきたいというふうなかたちで考えております。

○8番 禰占通男議員 次の質問に移りますけど、この地方創生についての本市における人材の活用ということで、本市の地方創生に対する取り組む人材の状況の説明をお願いいたします。

○久木田敏副市長 これまでも議会において答弁いたしておりますけれども、地方創生人材支援制度につきましては、もう御承知のとおり、平成27年度から実施されてきております。

地方創生事業施策の推進に当たっては、外部からの意見を取り入れて進めていくということは、これはもう大事なことで認識しております。その前段として、地域の課題・テーマをしっかりと踏まえた中で対応していくべきだというふうなことを考えております。そのためにも、まずは地域の実情に詳しい地方創生総合戦略審議会、このメンバーの各種委員会とか、民間、団体、事業者等からの幅広い意見・情報を取り入れながら、あるいは必要に応じて民間のシンクタンク等を活用しながら対応してまいりたいというふうなことを考えております。

○8番 禰占通男議員 本市は、国の地方創生人材支援制度の活用ということを利用していませんけど、一番早かった長島町、もうあそこも任期が切れて、もう帰ってしまいましたけど、その活用内容などを改めて見ますと、本当にすごいことをやっているということを実感しました。

それで、本市は今、副市長も言われましたように、第6次総合振興計画の対象委員であります総合開発協議会、また、まちづくり委員会の委員が兼務となっております。

それで、こういった人材の支援、次の大学との役割についても伺いますけど、今、そういった人たちがいろんな、本市も地方創生の内容について検討をなされていると思いますけど、必要な人材の育成とか確保とか、これはどのような取り組みになっているんですか。今、副市長が言われた委員の方たちの人材の育成とか確保については。

○久木田敏副市長 人材の育成というものにつきましては、それぞれの団体、委員会等々の中で具体的には進めていくべきことであろうかと思いますが、市におきましても、職員の一例がございまして、ある金融機関との連携ということで、地方創生における経営大学というのをしております。この中でも、その人材の一つの地方創生における育成というかたちで研修に行ってもらおうとかいうようなことをしておりますので、その機会ごとにですね、こちらはその点は念頭に置きながら、今後も対応してまいらなければならないというふうなことを考えております。

○8番 禰占通男議員 本市としては、もうこの人材支援制度を活用するということは、これからのないんですか。

○久木田敏副市長 お尋ねの人材支援制度ということにつきましては、コンシェルジュのことだろうと思います。前の議会でも議員の質問がありまして、その点でもお答え申し上げておりますけれども、やはりこちらがですね、どのような課題を設定してお願いしていくのかというようなことをしっかりと見定めていかなければならないと。そのためには、行政だけではなくて、民間の方々からの御意見、そういうようなものを、先ほど申し上げましたように、審議会のほうとか各種団体のほうから吸い上げた中で、もう少しじっくりと腰を据えてですね、必要であればですけども、今のところは、先ほど申し上げましたように、地元のそういうような御意見の中で対応はしていきたいと、場合によってはシンクタンクのいろいろと指導を受けながら、協力を得ながら対応はしてまいりたいというふうなことは現在考えております。

○8番 禰占通男議員 長島町で言いますけど、人材支援制度で来られた方が、私はあの人が1人でやったもんだと思っていたけど、やっぱり大学教授が以前からかかわっておって、東漁協の輸出に関係していたとわかったときには、本当に長島町の取り組みが初めてわかった次第です。

次の大学の件でも言いますけど、本当に我々、いろんな構想を最初から考えるということは大

変だと思えます。

それで、大学の役割とか、次の質問にもありますように、副市長も言いましたように、金融機関との関係とかいうのを、あと2問質問してまいります。

本市と地方国立大学の役割についてですけど、大学との提携や協定は考えていないのかということ伺います。先ほどの質問にもありましたけど、よろしく願いいたします。

○平塚孝三企画調整課参事 大学等との連携には、大学等と地域とがそれぞれの連携によって何を達成し、その結果がどのような地域を実現していくのかの共通した理念を据え置くこと、また、その地域の課題解決に向けたテーマに基づいて、行政、地場企業、地域住民、関係団体等の協力体制が構築されていることが必要となります。

連携については、地域の課題を拾い上げ、地域の住民等とともに、その地域の課題解決、または地域づくりを継続的に取り組める体制をしっかりと構築し、進めていかなければならないと考えております。

先ほど、城森議員の一般質問で、副市長、農政課長が答弁いたしましたとおり、鹿児島大学農学部では、平成27年8月から、地域の行政や地場産業、関係団体等との連携を強化し、地域の農業、林業、畜産業を取り巻く課題の解決に資するため、県下7つの地域振興局単位のブロックにおきまして、地域の課題を拾い上げる人的ネットワークを形成して、大学の垣根を低くすることなどを目的に鹿児島大学農学部地域連携ネットワークプロジェクトを展開しており、平成27年度活動において、本市も参加しているところでございます。

こういった農業に限らず、あらゆる分野において、その地域の課題を拾い上げまして、協力体制、その組織をしっかりと体制を整えた上で、そういった活用を図っていきたくと考えております。

○8番禰占通男議員 平成28年1月から、鹿大の学長、副学長、事務長が、自治体を伺っていると。それで、連絡をとって、大学側にいろいろ伺ったんですけど、本市には、向こうの学長がどういう考えだったかわかりませんが、1月に鹿児島県で一番に伺ったということの話を聞きました。それで、この学長との打ち合わせ、そういったことは、本市はどのような要望、また、大学側の対応とか、どうであったのかということをお伺いいたします。

○神園征市長 打ち合わせと言うからには、何かテーマを持って、これこれについて打ち合わせをしたいとかいうことがありそうなものですけども、私が、1月だったと思うんですけども、学長ともう1人、一緒の方がいらっしゃいましたけれども、お会いしたときには、何の用事で枕崎を訪ねてきたのか、そういうのも最初は何もわからなかったわけです。

今さら何を打ち合わせたのかと言われても、何を打ち合わせたかなど、話そのものもつまびらかじゃないわけですから。そういうことで、初めてお会いしたときはそういう状況であります。その後は1回もお会いしていないんじゃないかなと思いますけどね。

○8番禰占通男議員 そのときは、学校側として私に教えてくれたことは、首長は産婦人科のことについて医師の派遣、そういったことを話されたということだったんですよ。

私も、本市の、産婦人科というのは、今、助成制度も本年度予算に入りましたし、それで、大変な時期に来ていますよね。そして、本市の、医師の方ですけど、産婦人科というのは大学側でも不足しているんだと。だから、取り組むのであれば、1市だけで取り組めるような生易しいものじゃないということ、私もアドバイスを受けております。

それで、大学側としてもいろんな要望があつて伺っているわけですよ。

何でかということ、平成14年かな、国の政策によって、国立大学のあり方ということで、鹿大は、地域活性化の中核的拠点ということの、そっちのテーマを選んだということで、そういった地域とのかかわりを持つという、そちらに重きを置いた学校の運営というのが始まったみたいです。それで、予算も相当削られてきて、学校運営もなかなか難しい、教授が欠員になっても新しく入れられない、そんなジレンマに悩まされているということですよ。

それで、何で私がこれを取り上げたかといいますと、垂水市においては、平成17年度から鹿大と連携をお願いして、総合計画策定などに、自分たちでつくってるんですね。本市も総合戦略の、これ去年もらったんですけど、1,000万円ぐらい、政策・立案にかかっているわけですよ。やはり、そういった自分たちのものは自分たちでつくるって、ここが私はものすごく重要だと思うんです。ただ、この地方創生のメニューを考えてくれじゃなくて、本市の総合戦略策定計画ですよ、それを自分たち職員、議員我々もかかわっておるか知りませんが、そういったものをアドバイスを受けてつくる、立案する、本市に合ったものをですよ。

だから、私は最初、パッケージに水産業がないがどうしたのと言ったのは、どこの地方創生の資料を見ても、農林水産業ってあるんですよ。だから、そこが抜けているのが、ああこれはもう人任せでつくったのかなと、そういった考えであります。

それで、わざわざ学校側から連絡とかそういうのがあったのかどうか分かりませんが、そういった経緯でいらしてくれた、それだけでも私はありがたいと思います。

それで、鹿児島大学と連携、協定をとっているところは、垂水市、鹿児島市、離島で言いますと徳之島町です。やはり、それはそれなりに取り組んで活用しているということで、鹿児島市が私は入っていたのはびっくりしました。ほかの市町村ならそうしないんですけど、鹿児島市もそこまで、シンクタンクということで、頭脳集団と連携してやっていきたいと思いますということですよ。

それで、今、参事のほうから、農業については、いろいろ提携とかそういう関係もあると言いましたけど、今後、大学との連携とかそういうのは考えてないんですか。

○久木田敏副市長 今、議員の質問を聞いておりますと、まさに先ほどの質問でお答えしたコンシェルジュの問題、それも、当初から我々が計画をつくる、その段階においてコンシェルジュを入れるのじゃなくて、答弁申し上げたように、地域の実情に詳しい人たちの中で、いかにして自分たちの身近な案をつくっていくのかというふうなものに徹したということでございます。

それから、鹿児島大学の件につきましては、たしか平成16年に独立行政法人というような国の方向性が出まして、おっしゃるとおり地域に根差した大学というようなことで、地方に大学のほうが敷居を低くして出向いてきているというような状況の中でですね、先ほど申し上げました地域連携ネットワークプロジェクトというものも進んできているんじゃないかなというふうに思います。

後からそれぞれの担当課長にお答えしてもらいますが、今までも大学との連携というものは、けさほども、先ほどの議員の質問にもお答えしましたように取り組んできておりますので、その一端を説明いたさせます。

○神園征市長 敷居を低くして大学のほうから市役所にいらしたと、そういうことじゃなかったんです、そのときには。何しに来たんだかわからない。それをずっと思って会っていました。そして、鹿児島大学から、就職後、都会のほうにもどんどん出してくれといったような話もしました。私はその前に、都会の、枕崎から見れば都会ですけども、そこに行って、枕崎に企業が出てきているところがありまして、そこを正月にあいさつ回りに回りましたら、いきなりその役職の方から、鹿児島の学生は学力が低いですねとされました。その話をしました。そしてまた、何か大学のほうに御希望がございますかといったような話でしたから、当時は、産婦人科であれ、ほかの市立病院の医者であれ、交代要員も欲しいところでしたので、そうですねと、ぜひ、医者が不足してるんで、医者が欲しいですねと、そういった話をしたように覚えております。

覚えているんだったら、何かメモしているんだったら、それを言ってくださいよ。こういった話をしたはずだと。それを言ってください。

○8番禰占通男議員 今、市長がおっしゃいましたけど、実際、そういうことを私は伺いました。そういった内容です。ただ、市立病院の交代要員じゃなくて、産婦人科のことだということと、あとはもう学生のこと、そしてまた、地域経済が活性化してもらいたい、それに対して学生の受

け入れが欲しいということですね。そういう内容でした。実際、市長が言ったことと相違ありません。（「メモもとっておきませんか」と言う者あり）いや、メモは、私は市長が言ったことを今メモしただけです。だから、メモをとるとらないは、市長はそれでいいけど、私は市長が言ったことを走り書きしただけのことです。これでよろしいでしょうか。

○田中義文健康課長 私のほうから、質問の趣旨とは異なるかもしれませんが、本市が鹿児島大学と取り組んでいる連携した事業について御説明いたします。

現在、枕崎市では、鹿児島大学病院と連携をして、高血圧予防に関する研究事業に取り組んでおります。その背景といたしましては、本市は脳卒中の死亡率が全国平均より高いことから、加世田保健所と連携いたしまして、平成23年度から脳卒中对策事業に取り組んでおります。本研究事業は、脳卒中对策事業の一環として、脳卒中発症の大きな要因である高血圧の予防対策に向けて、高血圧発症の原因を調査・分析することにより、効果的かつ効率的な保健指導の方法を研究するという事業であります。

また、本市では、鹿児島大学の小児科教授からの助言に基づき、平成27年10月からロタウイルスワクチンの予防接種事業に取り組んでおります。そのほかにも、先ほど議員がおっしゃられたように、鹿児島大学の産科の教授、または公衆衛生学の准教授等とも連携を図りながら、さまざまな事業に取り組んでいるところでございます。

○下山忠志水産商工課長 私のほうからは、水産業についてちょっと答弁させていただきます。

枕崎は、御承知のようにカツオが基幹産業ということで、かつおぶし、鮮魚、ありますけれども、このカツオの知識を正確に知っていただくというふうな認定の事業を行っております。

市長が協議会の会長であります枕崎カツオマイスター検定協議会というのを毎年10月から11月に開催しております。ことしはもう7回目になると思っておりますけれども、この中で、検定委員長が愛媛大学の若林先生、そして、作問あるいは講義、これを行っていただくのが鹿児島大学の水産学部から2名の教授が来ていただいてしていただいております。採点していただいて、認証をその先生方をお願いして、その認証をお配りしているところでございます。

また、かつおぶしにおきましては、正しいカツオの栄養素、これを栄養士の卵といいますか、そういう生徒方に十分に知っていただいて、今後のカツオの成分を広めていただきたいという意味で、枕崎市、指宿市、そして枕崎水産加工業協同組合、そして山川の水産加工業組合で構成するさつま鯉節協会によりまして、鹿児島純心大学、それと鹿児島女子短期大学の栄養士の方々へかつおぶしを持って行って、そこでその効能について授業をしていただいて、日本の本当の和食につなげていただきたいというふうな取り組みも行っているところでございます。

○8番禰占通男議員 ありがとうございます。

最後の質問に移らせていただきます。

先ほども、副市長からもありましたように、本市の金融機関との包括連携協定についての現況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○平塚孝三企画調整課参事 地方創生に向けて、金融機関は、地方版総合戦略の策定から個別事業の推進まで、金融機関の知見等を積極的に活用するよう、国から要請されているところであります。

本市においては、地方創生総合戦略審議会委員として、各金融機関の支店長をお願いし、総合戦略の策定、推進等において深く関与していただいているところであります。

これまで、空き家対策事業支援として、空き家解体ローンなどの優遇金利や、中小企業振興資金協調融資などの施策について、個別に協定等を締結しているところであります。

今後、新たな個別施策に係る協定とあわせまして、金融機関の知見や経験を効果的に発揮するとともに、各金融機関の強みを生かした取り組みを一層推進するため、包括的な連携の協定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○8番禰占通男議員 先ほど、副市長からも人材の育成についてはもうお願いしているということだったんですけど、本市の産業についてはどういった取り組みになっているのか、わかっただら御説明をお願いいたします。副市長がさっき言われましたように、人材については本市の職員も厄介になっていますけど、地域経済活性化の目的として、本市の産業と金融機関というのはどのようになっているのかなど。

○下山忠志水産商工課長 産業と金融機関という話でございますけれども、枕崎の産業の皆さんの中で、新たに、例えば施設を整備しますとか、運転資金を金融機関から借りますとかというふうなことがありますけれども、それについては平成28年度から開始しております、28年の3月に提案したところでございますけれども、資金融資の補助というふうなところで市の施策としては進めておりまして、昨年も実績が上がったところであります。

○8番禰占通男議員 終わります。

○新屋敷幸隆議長 以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時23分 閉会

本 会 議 第 3 日

(平成29年6月13日)

平成29年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第3号）

平成29年6月13日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	下竹 芳郎 議員（64ページ～70ページ） 豊留 榮子 議員（70ページ～78ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○11番下竹芳郎議員 おはようございます。

6月に入り、梅雨の季節がやってきましたが、大雨には十分注意して過ごしていただきたいと思えます。

神園市長におかれましては、5月11日の新聞紙上で御勇退を表明なされました。通算3期、12年間、本当にお疲れさまでございました。あと7カ月の任期がございますが、残りの期間、今まで同様、市政に全身全霊を傾けて、有終の美を飾っていただきたいと思えます。

それでは、通告に従い質問を行います。

昭和61年に男女雇用機会均等法が施行され、それから30年余り、男女共同参画社会基本法など、女性が社会進出に必要ないろんな法律が整備され、昨年、女性活躍推進法が施行されました。これから、まだまだ女性が社会や職場で活躍していかなければいけません。

鹿児島県でも、初の女性副知事の小林副知事や、地元枕崎でも平成27年12月、就任時では、女性として九州初であります枕崎商工会議所の中村みほり専務理事が登用されています。

社会全体はもちろん、身近でも女性の方々が活躍され、社会進出が取りざたされております。

そこで、そのことについて、市長の見解をお聞かせください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 女性の職業生活における活躍を求める背景には、急激な少子高齢化や人口減少による将来の労働力不足が懸念されていることや、これまで生かされてこなかった女性の潜在的能力を活用していこうという機運の高まりなどが挙げられます。

しかし、結婚・妊娠・出産・育児などを理由に離職する女性が依然として多く、また、管理的職業従事者に占める女性の割合も低いなど、働く場面において、女性の力が十分に発揮されていないというのが現状であります。

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や、職場でステップアップしたいと希望する女性などが、その希望が実現できるよう、また、男性、女性という性別にかかわらず、一人一人が持つそれぞれの個性や能力を生かしながら、やりがいや充実感を持って働き、自分の仕事に自信を持って責任を果たすことができる社会の実現を推進してまいりたいと考えております。

そのためには、企業経営者や管理職などの立場にある者が、女性の活躍の意義を理解し、先頭に立って働き方や意識の改革を行い、男女ともに働きやすい職場を目指すとともに、男性の家庭生活への参画を促進していくなど、女性活躍の機運醸成に努めてまいります。

さらには、職業生活だけでなく、家庭や地域などさまざまな場面で、性別にかかわらず、一人一人が互いを尊重し合いながら、多様な生き方や働き方が実現できる社会を目指していきたいと考えております。

法が求める女性活躍のための事業主行動計画の策定について、担当参事に答弁させます。

○平塚孝三企画調整課参事 法は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、国や地方公共団体、常時雇用する労働者が301人以上の企業に対して、事業主行動計画の策定、周知、公表等を義務づけています。

行動計画では、女性の採用比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、女性管理職比率等の現状の把握と分析を踏まえて、改善すべき課題と考えられるものから優先的に数値目標を設定し、目標達成に向け、取り組みを進めていくものとしております。

国や地方公共団体は、民間事業主をリードする観点からも、この行動計画に基づく取り組みを着実に進めることは大変意義があり、本市も平成28年4月に特定事業主行動計画を策定いたしました。

○11番下竹芳郎議員 やはり、女性が社会で活躍するためには、男性側の理解と協力が必要不可欠です。

今まで女性は、出産・育児・家事というとても大事な役割を担ってきました。もちろん男性には出産はできません。しかし、育児という部分と家事という部分に関しては、大半のことはできると思います。現在は、そういう家庭も多くなっていると聞いています。そして、女性の職場での仕事に対する意欲、意識の向上も今以上に大切です。

枕崎市役所では、昨年度、一般職で初の女性の課長が誕生して活躍されています。

広報まくらざき3月号の特集にも掲載されていましたが、枕崎市特定事業主行動計画の目標の中に、課長相当職の女性割合を平成32年度までに10%に持っていくとありますが、この数値の根拠、そして達成は可能なのでしょうか、お願いします。

○本田親行総務課長 本市におきましては、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、関係課の課長等を委員とする特定事業主行動計画策定推進委員会を設置しまして、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を計画期間といたします枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定いたしました。

この行動計画におきましては、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の数値目標を10%と設定しています。この数値目標の設定に当たりましては、行動計画策定時点において、県内19市の中で最も女性登用率の高い市の状況、県における女性登用率の状況、また、全国市町村全体の女性登用率の状況、それから総務省の労働力調査における管理的職業従事者に占める女性の割合などを踏まえて設定いたしました。

なお、県内19市の行動計画を見てみますと、管理職手前の課長補佐級や係長級の女性職員が少なく、まだ数値目標を立てられる段階にないなどとして、7団体においては、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の数値目標を設定していないところであります。

本市の女性管理職の在職状況について申しますと、行動計画策定の前年度である平成27年4月1日現在においては、課長級職員の全員が男性職員でありました。平成28年4月1日現在においては、2名の女性職員の管理職が在職しており、また、平成29年4月1日現在におきましても、同じように2名の女性職員の管理職が在職しているところです。数値目標の10%を達成するためには、平成29年4月1日現在の管理職の数が34名ですので、3名を超える女性職員を管理職に登用することが必要となってきます。

これまで女性職員には、庶務事務や窓口事務が中心に割り振られてきた現状もありましたが、数値目標の達成のためには、企画立案や庁内・庁外との調整・折衝などが必要とされる多様なポストへの配置や研修などを通じて、将来の管理職候補となるべき女性職員の人材育成を図りつつ、男女の区別なく、意欲と能力のある職員を管理職に登用していくことが不可欠となってまいります。

また、職業生活と家庭生活との両立がしやすい職場環境の整備にも積極的に努めまして、計画期間内に目標を達成できるようにしていきたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 それと、近隣市、南さつま市と南九州市の女性課長の現状と目標値がわかっているならば教えてください。

○本田親行総務課長 南さつま市につきましては、平成29年4月1日現在の管理職の職員は79人で、そのうち3人が女性職員であり、管理職への女性登用率は3.8%と伺っております。なお、特定事業主行動計画における管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の数値目標は、平成31年度までに10%以上にするとしております。

また、南九州市につきましては、平成29年4月1日現在の管理職の職員は34名で、全員が男性職員と聞いており、特定事業主行動計画においては、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の数値目標は設定していません。

○11番下竹芳郎議員 規模は違いますが、パーセンテージは似たようなものですね。

法律のための無理な数合わせでは困ります。そして、急激な変革はゆがみを生じたりします。

3年後の目標設定ですが、法律自体が10年間の時限立法であります。環境づくり、体制づくりをしっかりと、能力のあるより多くの女性が幹部として働きやすいようにしていきたいものです。

この女性活躍推進法では、国や地方公共団体、民間企業に事業主行動計画の策定や公表を義務づけていますが、先ほども言われましたが、労働者が300人以下の民間事業主については努力義務となっていますが、地元企業への周知や啓発等はどうのように取り組んでいきますか、よろしくをお願いします。

○平塚孝三企画調整課参事 鹿児島労働局によりますと、県内における行動計画策定の義務のある企業は171社ありまして、すべての企業が計画を労働局に届けています。一方、計画策定が努力義務である労働者300人以下の企業では、34社が届け出、その届け出率は0.06%にとどまっております。

本市内の企業におきましても、行動計画を策定し、職員に対する研修、年次有給休暇の取得率向上等、職場環境の改善に取り組んでいる企業が数社あります。

民間企業への周知、啓発等については、既に国や労働局から各事業主に対し、さまざまな方法で法律の概要や事業主行動計画について周知がなされているところです。

本市では、これまで、男女共同参画フォーラムや男女共同参画研修会等の実施、性別や年齢等にかかわらず働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業者などを広報紙で紹介するなどの取り組みを行っております。

今後も、仕事と家庭生活の両立支援や、男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進するために、引き続き研修会を実施するとともに、ホームページや広報紙で男女共同参画に関するコーナーを設けるなど、さらなる周知、意識啓発に努めてまいります。

また、女性就労者の環境改善や雇用の拡大を目的として、従業員の更衣室・休憩所・トイレなどの整備を行う市内事業者に対して、補助を行う制度を本年度創設しております。

○11番下竹芳郎議員 枕崎における女性のいろいろな場面での女性パワー、女子力に期待をしたいと思います。

続きまして、平成25年4月に枕崎駅の新駅舎が誕生して、27年3月には駅前広場が完成し、大変趣のある駅へとリニューアルしました。

28年度、駅周辺ににぎわいを図るという目的で、「枕崎駅」から始まる街づくり事業で3つの団体が5つのイベントを行っております。1つは残念ながら台風の影響で中止だったんですが、中でもことしの1月に行われたミュージックフェスタでの通り会連合会と鹿児島水産高校によるコンカツラーメン対決は圧巻でした。始まる前から昼過ぎまで、黒山の、行列が途切れることなく続いて、最後までにぎわっておりました。結果、水産高校の勝利ということで、大変頑張っていたと思います。

水産高校は、ご当地グルメの開発にも力を入れております。最近では、各地の高校が地元愛に燃えて、ご当地グルメの開発やふるさと再発見など、高校生の潜在能力には期待したいものです。

話を戻します。

この前の駅前イベントのそれぞれの来場者数を教えていただければと思います。

○下山忠志水産商工課長 「枕崎駅」から始まる街づくり事業は、整備された枕崎駅舎や駅前広場において、拠点施設としての機能向上及び交流人口の増加を図るため、関係団体が協力しなが

ら年間を通じて定期的なイベント等を開催することを目的に、平成28年度地域振興事業の一般枠の決定を受けまして、また、本市の独自の補助金を上乘せして、各団体が実施いたしました。

質問者がおっしゃられますとおり、6つのイベントを枕崎市通り会連合会、枕崎商工会議所青年部及び枕崎市異業種交流協議会で計画いたしましたけれども、9月4日開催予定の駅フェスにつきましては、台風接近のため中止となりました。

残りの5つのイベントの来場者数につきましては、8月21日開催のわざをく田の神さあ祭り駅前なんこ大会が約100名、9月16日、17日の2日間にわたって開催いたしましたまくらざき屋台村が約1,500名、11月6日に開催いたしましたまくらざき秋の市が約4,500名、11月13日に開催いたしましたキャンドルフェスタが約500名、1月15日に開催いたしましたミュージックフェスタin枕崎駅が約2,500名の合計9,100名が主催者発表でございます。

なお、今年度も6つの団体で7つの事業を計画しておりますので、駅前を中心としたにぎわいづくりの一助となるものと考えております。

○11番下竹芳郎議員 ミュージックフェスタはもっと多いと思ったんですが、野外イベントは天候にも左右されますから、大変難しいところがあります。

さっきの答弁で言われましたが、ことしは6団体で7つのイベントを予定しているみたいですが、来月から早速、7月の1日、2日にはよさこい祭り、23日からは七夕の会によります七夕彩花という催しがありますので、ぜひ皆さんも顔を出していただき、盛り上げてもらえればと思います。

「枕崎駅」から始まる街づくり事業、昨年度と今年度行いますが、来年30年度も行うような、予定しているようなことを聞いたんですが、実際のところはどうなのでしょう、よろしく願います。

○下山忠志水産商工課長 「枕崎駅」から始まる街づくり事業につきましては、県の地域振興事業に申請し、平成28年度から実施しているところでございます。

事業の申請に当たりまして、単年度ごとに申請することとなっておりますけれども、初年度申請時に、事業予定期間を平成28年度から平成30年度までの3年間として申請してございますので、平成30年度事業もさらに単年度事業として申請していく予定といたしております。

○11番下竹芳郎議員 ことしもこの事業、始まったばかりですが、来年度もいろいろな団体がアイデアに富んだ楽しいイベントが企画されることを期待いたします。もし、来年やるのであれば、早い段階で日時、スケジュール等がわかる全部のイベントの合同ポスターのようなものをつくると周知もしやすいし説明もできると思います。

イベントを行ってにぎわいをつくることはできましたが、駅舎をつくってからJRの利用者、乗降者の数はどのように推移しているのでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 JRの利用者数の推移ということで、指宿枕崎線輸送強化促進期成会を通じまして、JR九州鹿児島支社から提供いただきました枕崎駅の乗降客数について、それぞれ前年度との比較を含めて申し上げます。

平成25年度が2万4,458人で、対前年度3,392人の減、平成26年度2万4,652人で194人の増、平成27年度1万9,585人、5,067人の減、平成28年度が2万1,334人で1,749人の増ということで、年度ごとにばらつきが出ている状況となっております。

○11番下竹芳郎議員 なかなか思うようにいかないというか、簡単には伸びないですね。利用促進も大事ですが、我々も意識して年に何回かでも使うように努力していきましょう。何もかも急には変わりません。少しずつの積み重ねが重要です。

今や観光拠点において必要なWi-Fi設備ですが、駅前観光案内所には設置されていますが、駅自体には設置されていません。昨年12月議会で、永野議員のほうから火之神公園に設置の要望があったんですが、いろんな課題をクリアし検討するとのことでした。それにあわせて、観

光の起点でもある枕崎駅にW i - F i環境を整備する予定はないのでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 枕崎駅は本土最南端の始発・終着駅でありまして、駅に備えてある思い出ノートを見ましても、全国から鉄道ファンが訪れている状況が確認できております。また、駅舎前広場を拠点ににぎわいを図る観点から、昨年度よりイベントも実施されておりますので、利用者や観光客の利便性の向上をかんがみますと、整備の必要性は少なからずあるのではないかと思います。

一方、駅舎は列車の乗降客はもちろん、観光客や市内の少年少女が集って過ごしている状況も見受けられるところです。駅舎には管理人を配置しておらず、駅舎内が外部から見えにくいスペースもあり、そうした環境においてW i - F i機器を設置した場合、防犯対策、青少年健全育成といった面からの課題も残るのではないかと考えられます。

このように、枕崎駅へのW i - F i整備については、さまざまなメリットやデメリットが考えられますので、今後、駅を訪れる観光客や利用者の声、運用の仕方、維持管理の方法など、関係機関、関係団体とも協議して、総合的に研究・検討していきたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 人の集まる場所、特に観光客が来る場所には必須アイテムでございます。いろんな問題があるでしょうが、前向きな早目の御検討、設置をよろしくお願いいたします。

駅関連でもう一つ。最北端駅のある稚内と友好都市の盟約を結んで、ことしで5周年を迎えるということです。稚内市とは、コンカツプロジェクト事業で結婚をされているカップルもいて、そういう点では大変結びつきの強いまちでもあります。6月14日、あしたからですかね、訪問団を派遣する予定になっていますが、その内容を教えてください。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねの枕崎市・稚内市友好都市締結5周年記念事業におきまして、今週、あす14日から17日にかけて、枕崎市民の稚内訪問団を派遣いたします。

その内容といたしまして、まず、訪問団19名が函館、札幌を経まして、16日に稚内駅に到着いたします。その際、稚内市長を初め、関係者等の出迎えをいただきます。そして当日開催されます白夜祭、そのセレモニーの場で紹介等が行われることとなっております。

その後の歓迎レセプションにおいては、本市側から記念品の贈呈、焼酎それとコンカツだしの振る舞い、国際芸術賞展等、文化面での取り組みの紹介などを行うほか、稚内市のほうからは、訪問団の皆さんへ記念品の贈呈等があるということを知っておりまして、これらを通じまして稚内市の皆さん方と交流を深めることとしております。

また、白夜祭の会場におきましては、別途、稚内入りいたしますコンカツプロジェクトのメンバーの皆さんが、鯉船人めしの振る舞い等、本市のPR活動を行っていただきますほか、事務方におきましては、今後、協議を進めていくこととしております小・中・高校生の交流や、まくらざき秋の市に合わせて行われる予定であります稚内市民の方の本市への訪問団の派遣、これらに関する事前打ち合わせ等を行うこととしております。

さらに、鹿児島水産高校・稚内高校交流事業ということで、6月30日から7月2日にかけて、鹿児島水産高等学校の実習船、薩摩青雲丸が稚内港に入港いたします。その際、稚内市民の皆さん方への一般公開、コンカツラーメンの振る舞い、それとカツオの解体ショーなどを実施いたしますほか、高校生同士の意見交換会、交流会ということで交流を深める予定としております。

○11番下竹芳郎議員 今の答弁でもありましたように、これからも高校生の交流事業、稚内の方々の枕崎訪問もごございますので、充実した中身の濃い交流をしていただき、10周年、20周年とつながっていければと思います。

続きまして、子供たちのあいさつについて質問しますが、ちょうど1年前、昨年6月議会であいさつ運動の効果について質問をさせていただきました。昨年も申しましたが、あいさつは生活と教育の基本と考えております。

私も2年間、あいさつ運動の日に市役所前の交差点に立っていますが、月日を追うごとに、枕崎小学校の児童たちがしっかりとしたあいさつができるような気がします。全員ではないですが、ちゃんと立ちどまって大きな声であいさつできる児童も見受けられます。これは、学校や家庭で徹底した指導がなされているからでしょうか、お願いします。

○田淵修学校教育課長 枕崎小学校では、豊かな心の育成を学校教育の重点課題の一つととらえ、あいさつ、安全、後始末の「三つのあ」を合い言葉として取り組んでいます。例えば、3年生ではあいさつがきちんとできる子供を、4年生では気持ちのいいあいさつができる子供を目標の一つとして設定しています。学校全体としては、5月と10月の月別生活目標に、あいさつ、言葉遣いを正しくしようを設定して重点的に取り組んでいます。

学校生活においては、枕小元気あいさつ大作戦を実践しています。これは、朝、校長先生や児童会、生活委員会の子供たちが、門の前であいさつ運動をするものです。その際、立ちどまって相手の目を見て笑顔であいさつすることを基本にしています。また、横断歩道を渡る際、とまってくれた車の運転手に対しては、ありがとうございますとお礼を述べて頭を下げています。

さらに、PTA全員の取り組みとして、学級ごとに当番日を決めて、3カ所の校門前で朝のあいさつ運動をしています。先生方は、教師が気持ちのこもったあいさつの実行ができていたかという点と、子供たちにあいさつ、物の後始末、時間を守るなどの基本的学習習慣の育成ができていたかという点を学期ごとに反省・評価し、次の指導に役立てるようにしています。

○11番下竹芳郎議員 そこまで指導が徹底していれば、すごいですね。

枕小は実際見てますし、今の答弁で大体わかりました。枕小以外の市内の小・中学校の児童生徒のあいさつの様子はどのようになっているのでしょうか。

○末永俊英生涯学習課長 県では、昭和57年5月から毎月第3土曜日を青少年育成の日と定めていますが、市では、その前日の金曜日を市民あいさつ運動の日と位置づけております。

その日の朝、教育委員会では、市内のすべての小・中学校を輪番で2校ずつ設定しまして、あいさつ運動や交通安全指導を行っています。

そのときの状況を紹介しますと、ほとんどの児童生徒がみずから進んであいさつをしてくれます。中には、一たん立ちどまり、両手をひざにそろえて頭を下げる丁寧なあいさつができる児童もいます。また、横断歩道を渡り終えた後、振り返ってありがとうございますとお礼を言う児童生徒もよく見かけます。

このような事例から、市内すべての小・中学校において、ほとんどの児童生徒が大きな声でしっかりとしたあいさつができていますと判断しています。

あいさつ運動については、これまで学校での指導をはじめ、地域公民館、PTA、子ども会育成会、その他関係団体が実践的に取り組んできており、本市の児童生徒間では、全体的に定着してきている状況にあると認識しております。

○11番下竹芳郎議員 小学校時代に培われた習慣は、将来、大人になってから絶対に生きてきます。途中、思春期になりますと、恥ずかしいとか、強がってあいさつをしなくなる子も一部見受けられますが、大人のほうからあいさつしてあげることが大切です。

そこで、第3土曜日の前日はあいさつ運動の日と定めていますが、元気なまち枕崎、あいさつのまち枕崎というようなテーマをつくり、市民全体でこぞってあいさつ運動を大々的に推奨するような取り組みは考えていませんか。

○末永俊英生涯学習課長 市では、円滑な人間関係を築く上で、日常のあいさつは欠かせないものとして、特に幼少期からの習慣づけを目的に、小・中学校での指導はもちろん、毎月第3土曜日の前日を市民あいさつ運動の日と定め、市内全域で市民相互間のあいさつ推奨にも取り組んでいるところです。このことについては、先ほども申し上げたとおりでございます。

また、平成21年度からは、日常におけるあいさつを広く市民に浸透させることを目的に、小

学校から一般までを対象にあいさつ運動標語を募集し、最優秀賞に選ばれた作品は生涯学習フェスティバルの会場で紹介して、作者の表彰を行っているところでございます。

これまであいさつ運動に取り組んだ結果、市全体としてあいさつ運動は定着しており、今後も自治公民館をはじめ、各種団体へ積極的に市民へのあいさつ推奨に取り組んでもらえるよう依頼を続けてまいります。

○11番下竹芳郎議員 これについて、教育長の考えも教えてください。

○丸山屋敏教育長 先ほど、学校教育課長や生涯学習課長からも答弁がありましたように、枕崎市の子供たちのあいさつはいろいろな場で褒められております。

昨年の6月定例議会の質問で、私は、枕崎に来て感動したことは何ですかということの一つにあいさつを挙げました。ことし赴任した先生方も同じような考え、感想を述べております。

このようにですね、枕崎の子供たちのあいさつがすばらしいというのは、議員のようなですね、大人の方があいさつに関心を持っておられるからだと思います。

今後もですね、そうした取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○11番下竹芳郎議員 大変貴重な御答弁ありがとうございます。

元気のあるあいさつをされると、とても気持ちのいいものです。地元にいる者同士はもちろん、観光で訪れた人、帰省した人などに、子供から大人まで元気にあいさつして、今まで以上に元気なまち枕崎を皆さんでつくっていきましょう。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時20分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さん、お疲れさまです。

6月議会、最終質問者となりました。

私は、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をしてまいります。

まず、今、国民を脅かしている共謀罪法案、これですが、この法案は、その人が何をしたかではなく、何を考えたか、何を合意したかが処罰の対象となって、内心の処罰につながるのが問題の本質です。

今までも過去3回国会に提出され、さまざまな修正が行われましたが、この本質を変えることはできなかったようで、3回とも廃案になっています。

政府は、テロ対策だとしきりに言っていますが、東京五輪・パラリンピックの開催でいえば、安倍首相自身が、東京は世界有数の安全な都市だと言ってオリンピックを誘致したはずですが、五輪開催が決まってから、2013年12月に閣議決定した治安対策の行動計画にも共謀罪という言葉は出てこなかったといいます。これを今になって突然、オリンピックのために共謀罪が必要だと言い出すのは、国民を欺く口実でしかなく、テロ対策とは関係がないことがわかります。

さらに、日本には銃刀法や凶器準備集合罪、66の重大犯罪について未遂の前段階で処罰できる国内法が整備されているといいます。ハイジャック防止法、サリン防止法など具体的なテロを想定した法律もあり、既に現行法で対応ができるということです。

このように、国会審議を通じて、一たび内心を処罰する法律をつくれば、時の政権と捜査機関の判断次第で、一般市民が処罰・捜査の対象になる重大な危険が改めて浮き彫りになりました。

共謀罪法案の危険性と矛盾が明らかになる中、国民の不安と疑念は広がっています。また、人権にかかわる大問題について、内外から続出している疑念を無視して法案審議を推し進めようと

している安倍政権の姿勢はあまりにも異常です。

この共謀罪法案について、市長の見解をまずお伺いいたします。

○神園征市長 5月23日に、テロ等準備罪の創設を柱とした組織犯罪処罰法改正案が衆議院本会議で可決され、5月29日からは参議院での審議が始まりました。

政府与党は、この改正法案の必要性について、3年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックの開催を控える中、国際社会の一員として、テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと戦うための枠組みである国際組織犯罪防止条約の締結に必要な法整備であると説明しています。

組織犯罪の封じ込めは、国際社会の大きな課題であり、条約を締結する意義や、そのためにテロ等準備罪を導入する必要性などについては理解できるところです。しかしながら、一方で、この改正法案をめぐっては、かねてから処罰の対象が不明確で、恣意的に運用されかねない、思想や内心の自由を侵しかねないといった懸念や不安の声があることも確かであります。また、国民の中でも賛否両論が議論され、注目されている法案にもかかわらず、わかりにくく、国会審議等を通じて国民に正しく理解されているのだろうかといった気持ちも正直あるところではあります。

大事な法案であればなおさら、いろいろな注目を浴びる法案であればなおさら、国民に正しく理解されているかどうかといったことで慎重審議が期待されるわけでありますから、参議院の審議でも、改めて反対の立場の意見も真摯に聞き、改正法案の必要性等を繰り返し丁寧に説明して、国民の理解を深めることに力を注いでいただきたいと思います。と思っています。

○12番豊留榮子議員 久々に市長の御丁寧な御答弁をいただいて、感激しております。

市長も言われるようにですね、この通常国会、もう会期末が18日に迫っています。内心を処罰対象にする憲法違反の共謀罪法案をめぐる審議が、今、本当に緊迫しています。

安倍政権は、あくまでも今国会で成立させる構えです。審議をすればするほど、思想・良心の自由を侵害する法案の危険性が浮き彫りになり、どの世論調査を見ても、政府の説明に納得していない国民が多数です。裁判官や法律家、そして宗教者、ジャーナリスト、環境保護団体など幅広い団体・個人も、次々と反対の声を上げています。今月5日には、2万6,000人以上の作家らが参加する国際組織、国際ペンが、会長名で、日本における表現の自由とプライバシーの権利を脅かす、そして国民の基本的な自由を深く侵害するとして、法案反対を表明しました。

人の内心を処罰の対象にする法案は、さきの世界大戦で物を言わせぬ事態に国民を動員した当時の治安維持法案とも重なります。

国民の思想や良心の自由の重大な侵害につながる共謀罪、この法案について、強行採決ではなく、法案の適正、徹底的な審議を求めたいと思います。

次の質問にまいります。

医療・介護制度の改正についてですが、2018年度には、医療保険改革法によって内容を大幅に改変をした新しい医療費適正化計画がスタートするといわれています。また、5月26日には、介護保険法が強行採決されました。

これから医療や介護がどのように変わっていくのか、まずお尋ねいたします。

○田中義文健康課長 まず、私のほうから、医療保険制度改革に関しまして御説明を申し上げます。

国は、平成27年5月27日に成立をした持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進などの措置を講ずることといたしました。

医療費適正化の推進に関しましては、今回の改正では、医療費適正化計画の見直しや予防及び健康づくりの推進を図ることとしております。

医療費適正化計画につきましては、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国のほうでは、医療費適正化基本方針を策定

するとともに、医療費適正化計画を定めることとしております。また、都道府県は、医療費適正化基本方針に基づき、医療費適正化計画を定めることとされております。

なお、第3期の医療費適正化計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間となります。

第3期計画において、都道府県は、入院医療費については地域医療構想に基づいた病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた目標設定を取り組み、外来医療費については、後発医薬品の使用促進、特定健診及び特定保健指導の実施率の向上などの取り組みを推進することにより、年齢調整後の全国平均との地域差の半減を目指すこととしております。

市町村は、特定健診及び特定保健指導の実施率や、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、特定健診以外の健診の受診勧奨、糖尿病等の重症化予防の取り組み、広く市民に対して行う予防及び健康づくりの取り組み、重複・頻回受診者及び重複服薬者などへの訪問指導の取り組み、後発医薬品の使用促進の取り組みなどを指標に掲げ、これまで以上に医療費適正化の取り組みを推進していくこととなります。

○山口英雄福祉課長 私のほうからは、介護保険制度の改正について御説明を申し上げます。

介護保険制度に関しましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が、去る6月2日に公布されました。

今回の改正は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを主眼としております。

主な内容としましては、地域包括ケアシステムの深化・推進策といたしまして、介護保険事業計画の中に、介護予防・重度化防止等の取り組み内容とその目標を記載することが義務づけられましたほか、財政的インセンティブの付与などにより保険者機能の強化を図ること、また、介護保険制度の持続可能性の確保策といたしましては、介護サービスを利用した場合の利用者負担金につきまして、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げるとともに、2号被保険者が負担する介護納付金について、総報酬割を段階的に導入することが盛り込まれているところでございます。

○12番豊留榮子議員 この介護保険の改正なんですけれども、さらなる自己負担の引き上げなどが盛り込まれているようです。

介護保険サービスの自己負担は、2015年の8月には一定所得以上の人の利用料を2割負担と倍増したばかりです。さらに来年8月からは、一定所得以上の人は3割負担になるということですが、本市で影響を受ける人はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○山口英雄福祉課長 介護保険サービスを利用した場合の自己負担につきましては、ただいま議員がおっしゃったとおり平成27年8月から、年金収入等が280万円以上、これは単身世帯の場合でございますけれども、夫婦世帯の場合では346万円以上というふうになりますが、こういった方々につきまして、利用者負担が1割から2割に変更されております。そして、今回の介護保険法改正によりまして、平成30年8月から年金収入等が単身世帯の場合で340万円以上、夫婦世帯では463万円以上の方につきまして、利用者負担が現行の2割から3割に変更されるということになります。

本市における影響ということでございますが、本年の3月末時点におけるサービス受給者1,221名のうち9名、割合でいきますと0.7%でございますけれども、9名の方が3割負担というふうになります。ただし、そのうち3名の方は既に月額4万4,400円の負担上限額を超えておりますので、3割負担への移行に伴います実質的な影響は6名で、計1万4,500円程度ということになります。

○12番豊留榮子議員 それでは、この特別養護老人ホームからの退所という問題も出てくるか

と思うんですけれども、本市の場合、現在2割負担とされている人がどのくらい入所されているんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 本年3月末時点の状況で申し上げますけれども、特別養護老人ホームの入所者は147名おられますけれども、このうち2割負担の方が7名となっているところでございます。

今、質問者は特別養護老人ホームからの退所といったことで言われましたけれども、これは、その自己負担が3割になることに伴う退所という意味合いでの御質問かと思いますが、ただいま申し上げました2割負担7名のうち1名の方が平成30年8月から3割負担となる見込みとなっておりますけれども、この方は既に月額4万4,400円の負担上限額を超えておりますので、3割負担への移行に伴う実質的な負担増は生じないということになります。

○12番豊留榮子議員 すると、退所するという方はいらっしゃるということでしょうか。

○山口英雄福祉課長 今、申し上げましたのは、本年3月末時点での状況でございますけれども、その状況で見ますと、ただいま申し上げたとおり、負担増に伴い特別養護老人ホームを退所と、こういった問題は生じないというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 また、2017年4月からすべての自治体で要支援1・2の訪問介護ですとか通所介護が総合事業に移行されました。しかし、ほとんどの自治体が、該当する受け皿を確立できずに現行のサービスを続けているとありますが、本市の状況はいかがでしょうか。

○山口英雄福祉課長 医療介護総合確保推進法の施行に伴いまして、ただいま議員がおっしゃったとおり、要支援1・2の方に対する予防給付のうち、訪問介護及び通所介護につきましては、平成29年度からすべての市町村において、それぞれの地域の実情に応じて取り組む総合事業へ移行されることとされました。

本市におきましても、本年4月から総合事業を実施しているところでありまして、現在、基準型の訪問介護、それから基準型の通所介護、それと基準を緩和した基準緩和型の通所介護、通称ミニデイサービスでございますけれども、この3つのメニューによりまして事業を実施しているところでございます。

サービスの受け皿、提供体制に関する御質問でございますけれども、介護予防事業所の指定を受けている事業所は、平成30年3月31日までの間は総合事業のみなし事業所となりまして、基準型の訪問介護及び基準型の通所介護につきましては、事業がそのまま実施できますので、この部分で体制面での問題は生じません。一方、基準緩和型の通所介護、ミニデイサービスでございますが、これを実施するためには、総合事業の事業所としての指定を受ける必要がございますけれども、本市におきましては、現在2事業所が指定を受けておりまして、体制面で特段の問題は生じていないところでございます。

○12番豊留榮子議員 じゃあ、本市においては、利用者の方は安心していいわけですね。大丈夫ですね。

次に、本市に食生活改善グループというのがあるかと思うんですが、この皆さんが取り組んでるというこの食事づくりなんですけれども、これはどのような活動をされているんでしょうか。

○田中義文健康課長 本市では、平成27年度に策定いたしました健康まくらざき21におきまして、基本施策として、食生活・栄養を掲げております。

食生活や栄養につきましては、多くの生活習慣病との関連が深く、生活の質にも大きく影響いたします。特に、脳血管疾患予防に向けて、薄味で一人一人に合った適量の食事をバランスよくとり、適正体重を保つことができるよう、正しい知識の普及を図るとともに、各ライフステージに合った効果的な啓発が必要であると考えております。

食生活改善推進員は、組織的な実践活動を通じ、地域住民の食生活改善に対する正しい考え方

と知識の普及に努めることにより、地域住民の健康及び体力の向上に寄与することを目的に活動しております。現在、25人の推進員が市から委嘱を受けて活動しております。

活動内容は、地域における伝達活動や、乳児健診における離乳食及び特定健診結果報告会における健康食の試食の提供、高齢者食生活改善教室の運営、各種イベントへの協力などです。また、年間を通じて推進員の資質向上のために研修会を行っております。

○12番豊留榮子議員 この推進の中に男性も含まれているのでしょうか。25名の推進員がいらっしゃるということですが、

また後ほどお知らせください。

どんな活動をされているのか、今、具体的にお話しくさったんで、本市はですね、脳卒中が県下一多いというふうに言われているんですけども、食生活を変えるということで、医療費を抑えることも可能になってきますよね。この食生活改善推進員の方たちの皆さんが取り組んでいる食事の改善によって、どのような成果が出ているのでしょうか。

○田中義文健康課長 成果の前にですね、先ほどの御質問ですけども、以前、男性の食生活改善推進員もおられたんですけども、現在は男性がやめられまして、女性だけになっております。

今、御質問がありました食生活改善推進員の活動による成果につきましては、医療費への効果額について算出できればいいところなんですけども、現在のところ検証ができておりません。数値的な効果を算出することは容易なことではありませんので、食生活改善推進員の方々が、それぞれの地域等において、各年代に応じた食生活改善に向けた活動を精力的に実践されていることにより、市民の正しい食生活に関する知識の普及啓発及び実践に大きく貢献しているものと考えております。

なお、食生活改善推進員が実践されている活動への参加者からは、「塩分濃度をはかることによって、減塩についての意識が高まった」、また、「調理実習をして実際につくって試食をすることによって、減塩のコツやバランスのとれた食事量がわかりやすい」などといった、事業を大変評価していただいている内容の感想や御意見等をいただいているところでございます。

○12番豊留榮子議員 この食生活改善推進員の会長をされている上釜いほさんですけども、この方は、本市初の女性議員（78ページに訂正発言あり）として頑張っておられた方でもありまして、現在は女性グループのまくらぎきハーモニーネットワークの会長としても今活躍されているところです。例えば、予防や健康づくりで、本人の状態改善などによって、要介護の認定が下がって元気になることはだれもが望むことです。これは、上釜いほさんもおっしゃっておられましたけれども、行政としても、参加が少ないと言われていた男性ですね、脳卒中の多いのはたぶん男性の方じゃないかと思うんですけども、この男性への声かけもしながらですね、この食生活の改善をもっともっと広げていったらいいなと思うところなんですけども、この男性への声かけ、例えば食生活改善推進員にも男性に交わってもらおうとか、そういう声かけはどうなんですか。

○田中義文健康課長 先ほど答弁いたしましたように、男性の方ですね、食生活改善推進員をぜひふやしたいということで前回参加していただいたところなんですけども、現在のところ女性だけになっています。今後とも、男性の推進員の方の増員につきまして取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、おっしゃるとおりですね、特に高齢者の男性の健康づくり等のそういうイベントに対する参加者が少ないということもありますので、食生活改善推進員のほうでは、男性料理教室というものも介護予防事業ということで取り組んでおります。そういったかたちで、今後とも男性料理教室の継続を図りながら、現在は若い市民のですね、男性の方にも料理教室を推進していくということで取り組みを進めておりますので、今後とも、男性だけではなくですけども、特に男性の参加者、推進員の増に向けて、市を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 ぜひ力を注いでほしいと思うところです。

次に、介護保険法なんですけれども、強行されましたけれども、実施への具体化は各市町村です。安心・安全な介護の実現を求めて、安倍政権の社会保障解体攻撃に反対をして、悪政の防波堤としての役割を自治体が果たすべきではないでしょうか。この点について御答弁をお願いします。

○山口英雄福祉課長 先ほども答弁申し上げましたとおり、今回の介護保険制度改正は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを主眼としたものでございます。

少子高齢化の進行など、社会経済情勢が著しく変化する中にありまして、介護保険制度をはじめとする社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとするためには、時代の情勢に即した所要の見直しは、必要かつ不可欠なものだというふうに考えております。

今後とも、制度改正に関する国の動向等には注視してまいりたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 この点について、市長の見解もお聞かせください。

○神園征市長 済みません、ほかのところを勉強していたものですから、うっかり聞き逃しました。

○12番豊留榮子議員 冒頭に、市長がすばらしい答弁をしていただいたので、これもいけるだろうと思って市長に矢を向けたんですけれども。この介護保険法ですね、これが強行採決されました。実施への具体化は各市町村です。これが安心・安全な介護の実現を求めてですね、安倍政権の社会保障の解体攻撃に反対をして、悪政の防波堤となるのが自治体としての役割ではないかと思って市長に白羽の矢を向けました。市長はどうでしょうか。

○神園征市長 いろいろな社会経済情勢が変化する中、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものにするためには、現代の情勢に即した所要の見直しが必要かつ不可欠なものだと考えております。今後とも、制度改正に関する国の動向等に注視してまいりたいと思います。

余分なことかもしれませんが、先ほど、ほかのことを勉強していたと。男性の食生活改善推進員ですね、このことについて、私は自分の経験からちょっとお話ししたいと思うんですけども、これは、食生活改善について、自分が心筋梗塞になって、入院中にですね、ある病院に入院しておったんですけれども、そのときに、こんなみそ汁を飲めるかと、2日、3日の間、そればかり考えておりました。それでも、ほかに食べるものがないから出されたものを食しておりましたけれども、退院してからですね、逆にふだん食べるみそ汁とか、よそで食べる食事とか、そういったものに、いかに塩が使われているのかと。今では、もうほとんど塩分濃度というものを当てることができるようになっております。

その結果、ごらんのようにスマートになりましたけれども、非常に大事な仕事を食生活改善推進員というのはしているんだなということを考えておまして、もちろん冗談半分ですけれども、何だかんだ難しいことを言うより、皆さん、1回心筋梗塞にさせてみりゃあいいんですというようなことをしゃべったりしております。それはもちろん冗談ですので、これはもうお聞き逃してください。

○12番豊留榮子議員 市長も病気になられて、大変いい経験をされたと思うんですが、健康には留意されてこれからも頑張っていってほしいと思うところですが、何ですか、市長に向けた質問が何かどっかへ飛んでしまったような気がするんですが、次の質問に移りたいと思います。

次に、国保税についてなんですが、いつも言われています、払いたくても払えない高過ぎる国保税、滞納から差し押さえなどの過酷な状況に置かれている人が全国各地で急速に広がっているといえます。本市の実態はいかがでしょうか。

○神園信二税務課長 平成28年度の状況につきましては、現在、取りまとめ中でございますので、平成27年度決算時における状況で答弁を申し上げたいと思います。

27年度決算における国民健康保険税の滞納者数は444人、滞納額は8,204万6,983円となっておりますが、このうち経済状況等を要因とする滞納、これは275人、5,959万2,870円となっております。

続きまして、市税等の滞納に対する差し押さえ状況についてでございますが、27年度中に行った差し押さえ件数は59件、差し押さえ対象となった滞納税額は2,581万6,781円でございます。27年度中に換価できた債権は、過年度差し押さえ分を含め74件、393万9,069円となります。なお、差し押さえ及び換価につきましては、滞納された国民健康保険税以外の滞納税も含めた滞納額全体に対して行われるという状況を御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○12番豊留榮子議員 滞納の額というのが、国保税だけではできないというね、全体のあれがありますからなんですけれども。

1960年代に国民皆保険としてスタートしました当初は、国保の世帯主の多数が農林水産業と自営業でしたが、現在は、年金生活者であり、無職と非正規労働者などが国保世帯の8割近くを占めるようになってきているといえます。

国保加入世帯の平均所得は、1990年代前半をピークに下がり続け、今や130万円台まで落ち込んでいると言われております。これは、不況や構造改革による農林漁業、中小企業の経営難、そして廃業とともに雇用状況も崩れて非正規労働者が大幅にふえて国保に流れていったこと、また低所得の高齢者が被保険者の多数を占めるようになったことが大きな要因だと言われております。

先日、国保をはじめ税金の滞納をした方がですね、財産を差し押さえられると言われ、それは何とか待ってほしいとお願いをしておりますね、何とか払える金額を分割で払っていくということで差し押さえは免除されたという話を聞きました。その方は、病気ですとか仕事を失ったと、もろもろの事情が重なって税金を払うことができなかつたし、また相談にも行けなかつたと話されました。

本当に、払いたいという気持ちはあるけれども払えない人の気持ち、そしてそこを担当される職員の気持ちを考えると本当につらくなります。これは何としても社会保障制度を守るためには、国庫負担を引き上げなければならないと思うんです。

国保財政が厳しい根本的な原因は、国庫負担が引き下げられたことにあります。1980年代には50%を超えていた国からの支出金の割合が、今では25%程度に下がっています。国庫負担引き上げの必要性については、全国知事会が政府に1兆円の国庫負担増を要求するなど幅広い共通認識となっているところですが、本市としても引き続き政府に要望していくべきではないでしょうか、お尋ねします。

○田中義文健康課長 国民健康保険は、被保険者の高齢化に伴う医療費の増大、保険税の負担能力の低い低所得者が多く加入しているなど構造的な問題を抱えていることから、多くの自治体で極めて厳しい財政運営を強いられております。そのような状況を改善するため、国は新たな公費の投入をはじめとして、平成30年度から抜本的な制度改革を行うこととしております。しかしながら、制度改革により、本市の国保財政がどのような影響を受けるかということにつきましては、現在、国の動向や県の連絡会議等における協議内容等を注視している状況であります。

国保財政は、制度改革後においても厳しい状況が続くものと考えております。そのようなことから、これまでも市長会を通じて国に対して要望してまいりましたが、今後とも継続して要望していきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 ぜひ続けていってほしいと思うところです。

そしてまた、2018年度からですね、国保の運営が県主体の広域化になると、国は国保の財源不足を保険税の引き上げで補えというふうに言ってくると思うんですが、市としては、今までのように一般会計からの繰り入れを行いながら、国保税の引き下げにも力を入れるべきではないかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○田中義文健康課長 国保特別会計の財政運営は、国費などの公費負担と加入者の保険税で賄うことが基本原則であり、一般会計からの法定外繰り入れは、国保被保険者以外の市民の方に負担をお願いすることになり、本来実施するべきではないと考えております。

しかしながら、財政健全化行動計画に基づき、これ以上の税率改定は困難であるとして、平成25年度から平成28年度において、広域化等支援基金貸付金の償還財源や単年度財源不足及び累積赤字の解消のために、法定外繰り入れを実施してきました。また、平成29年度についても財源不足が生じていることから、法定外繰り入れを実施する予定であります。

先ほど説明したように、制度改革により国保運営が広域化されても、本市国保財政が厳しい状況に変わりはないと考えております。そのような中で、制度改革後の法定外繰り入れにつきましては、市町村判断で実施は可能であるとは考えておりますが、国や、とりわけ財政運営の責任主体となる県の法定外繰り入れに関する指導は、これまで以上に厳しくなることが予想されます。

これらのことから、国保税の引き下げのための法定外繰り入れの実施につきましては、現実的に困難であると考えております。

○12番豊留榮子議員 そうですね、これ広域化になってしまうとなかなかやりにくいところもあるかと思いますが、国保、市民を守る立場から、当局は頑張っていってほしいと思うところですよ。

次に、認定こども園についてなんですけれども、幼保連携型の認定こども園に移行されました2つの園の入所状況等をお聞かせください。

○山口英雄福祉課長 本市におきましては、本年4月から立神海の風こども園、これは旧立神保育園でございますけれども、それとべっふ里山こども園、旧別府保育園でございますが、この2つの幼保連携型認定こども園が開設されております。

入所状況についてのお尋ねでございますけれども、6月1日現在の状況で申しますと、立神海の風こども園は、1号認定、これは幼稚園の、3歳以上の教育の部門でございますけれども、1号認定が定員10名に対しまして入所者8名、2号・3号認定、これが保育園部分でございますが、これが定員90名に対しまして入所者が92名、べっふ里山こども園につきましては、1号認定、幼稚園部分でございますが、これが定員15名に対しまして入所者12名、2号・3号認定、保育園部分でございますが、これが定員80名に対しまして入所者64名というふうになっております。

○12番豊留榮子議員 この中身なんですけれども、べっふ里山こども園、これは別府保育園ではなく名前がこういうふうに変ったということですね、立神海の風こども園。

この幼保連携型で、幼稚園児と保育園児が一緒に入所するということなんです、その教室ですとか、遊び、食事、帰る時間とかっていうのは、これはどうなっていますか。

○山口英雄福祉課長 この幼保連携型認定こども園といいますのは、従来の保育園ではなくて、全く新たな施設というふうになりまして、幼稚園と保育園とあわせた新しい性格の教育施設であり保育施設であるというふうな性格になります。

この幼保連携型認定こども園の運営の関係でございますけれども、基本的には幼稚園の部分、1号認定の子供たちにつきましては、時間的には大体昼の3時ぐらいまでが時間でございまして、その後、基本的には帰宅というふうになるんですけれども、大抵の方は預かり保育、延長保育といったもので各こども園のほうでは預かっているというふうでございます。

また、場所等につきましては、特段の区別というのは、幼稚園部分と保育園部分の子供たちを区分けしてするというわけではなくて、一緒に、幼稚園といいますが、体験を通じた学習とかそういったことが中心でございますので、保育園の部分の方々と一緒に体験活動をしたりとか、そういったことをやっているということでございます。

○新屋敷幸隆議長 この際、申し上げます。

豊留議員から発言を求められておりますので、許可いたします。

○12番豊留榮子議員 先ほど、私が、女性議員初でしたという上釜いほさんでしたが、それは間違いでありまして、2番目の女性議員でした。失礼いたしました。訂正いたします。

○新屋敷幸隆議長 発言の訂正については、議長の許可となっております。

ただいまの豊留議員の発言の訂正については、申し出のとおり許可いたします。

○12番豊留榮子議員 失礼いたしました。

その認定こども園の様子は、大体わかってきました。ということは、教室が別とか部屋が別ではなくて、一緒に学んでいるということなんですね。

私たちが、ちょっといつ行ったのか忘れたんですけども、この幼保一元化が出た当時、産業厚生委員会で視察に行ったんですね、その実施されているところを。そのときに、ここも3時になったら、本来、子供たちは、1号の子供たち、幼稚園組は帰ると言われてましたけれども、そのこの保育園を見に行ったときにも、ちょうどおやつ時間ですよ、3時ごろになると、子供たちが、保育園は。それを横目で見ながら幼稚園組の子供たちが帰って行かれたんですよ。ちょっと何か、何かおかしいな、ちょっとあれだなと思ったもんですから、この幼保連携型の認定こども園というのは、おやつ時間ですか、帰る子供さんもいたり、預かり部門で残る子供さんもいるということですけども、その辺のところはどうなんですか。

○山口英雄福祉課長 先ほども申しましたけれども、幼保連携型認定こども園というのは、従来の幼稚園機能とそれから保育園の機能を両方ともあわせ持った施設でございます。

先ほども答弁申し上げましたけれども、基本的には幼稚園の部分、1号認定の子供たちの預かり時間につきましては、保育の部分と違いまして、午後3時ぐらいまでというふうに基本的にはなっております。ただ、本市の場合のように、預けている方たちが、親御さんたちが共働き、そういった就労の関係でなかなか迎えに来れない、あるいは諸般の都合等があって、午後3時以降も預けたいというそういった御希望がある場合には、先ほど申しましたとおり、預かり保育等を実施しておりますので、通常その後3時以降もその園では預かってもらえるというようなことでございます。

ですから、質問者がおっしゃいましたとおり、原則でいきますと、幼保連携型認定こども園の場合には、保育園の部分は夕方までを基本的に、基本の保育時間は夕方5時とか6時とかそういったことになっておりますので、そこまで預かりますけれども、幼稚園の部分、1号認定の部分は、それ以前に標準時間は終わると、預かり時間は基本的な時間は終わるということになりますけれども、希望があれば、その後も預かり保育をすると、そういった形態でございます。

○12番豊留榮子議員 なかなか難しい状況じゃないかなと思うんですけども、これが保護者の方やら子供たちから不平不満が出ないような、穏やかに過ごせるような連携型のこども園になってくれたらいいなと思うところです。

これで私の質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時15分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成29年6月27日)

平成29年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第4号）

平成29年6月27日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		陳情の訂正について	
2	33	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総文
3	34	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	陳1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るため、2018年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
追加 1	45	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成30年度政府予算に係る意見書	
5	31	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	予特
6	32	平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7		継続調査申し出について	
8		議員派遣について	
9		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号陳情の訂正についてを議題といたします。

本件は、総務文教委員会に付託いたしました陳情第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための、2018年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について、あらかじめ配付のとおり陳情者から訂正の申し出があったものであります。

お諮りいたします。

陳情第1号の訂正については、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで総務文教委員会開催のため午後3時まで休憩いたします。

午前9時30分 休憩

午後2時59分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2号から第4号までの3件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男総務文教委員長 登壇]

○禰占通男総務文教委員長 こんにちは。

ただいま議題となりました日程第2号から第4号までの3件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第2号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正により、市町村民税に係る現行の控除対象配偶者の用語が同一生計配偶者に改められたことに伴い、条文の整備をしようとするものです。

今回の法改正では、今の制度において控除対象配偶者と呼称していたところを同一生計配偶者と呼称することを定める改正がなされ、あわせて、その同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者を控除対象配偶者と呼称することを新たに定めているとのことです。

委員から、この議案に関連して改正された制度の詳細について説明を求めたところ、まず、控除を受ける納税義務者本人の所得が900万円以下である場合、900万円を超え950万円以下である場合、950万円を超え1,000万円以下である場合の3つの所得段階に区分され、それぞれ定められた金額が控除されるということです。

また、本市への影響額は幾らになるのかということに対し、今回の制度改正に伴う影響額の算定ができないか検討はしたが、電算システム上、試算をするためのプログラム変更に時間と費用がかかることから、現在のところ算定はしていないとのことです。なお、国から示された説明会の資料によると、今回の配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補てんされるとのことであり、改正による本市への収入の影響はないと考えているとのことでした。

また、本市のような状況において、今回の法改正に伴い、専業主婦の方々が働きやすくなるという部分での考え方についてはということに対し、生産人口が減少している中、配偶者がパートやアルバイトをしながら人手不足を補っている状況は確かにあると思っており、配偶者控除及び配偶者特別控除を考慮しながら働かなければならないという状況等を解消しながらというところ

では、本市の場合も制度改正の恩恵があるのではないかと考えているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

委員から、今回の改正による影響額はどのぐらいになるのかということに対し、本市においては、この補償の対象になる事案は発生していないとのことでした。

また、扶養親族についての質疑に対し、第5条第3項第2号において、これまで満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫と規定していたものを、新たに第3号として孫の部分が分割され、子及び孫それぞれの加算額が規定されるとのことです。

さらに、この議案に関連して、消防団員確保の観点から本市において団員が商店街等で受ける特典はあるのかということに対し、事業所に対しては消防団協力事業所制度を設けているが、団員に対する優遇措置はなく、今後検討していきたいとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るため、2018年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市明和町在住の方から提出されたものです。

委員から、教員の労働時間の状況についての質疑に対し、文部科学省の教員勤務実態調査において、小学校教諭は週当たり55時間以上60時間未満、中学校教諭は60時間以上65時間未満の勤務時間が最も割合が高いことが明らかになったということです。また、業務内容別の勤務時間では、小・中学校ともに、授業やその準備、生徒指導にかかる時間と、中学校では、土・日の部活動関係の時間が長いことが判明し、部活動の指導員については、国は、一般人から募集すること等について検討しているということです。

また、教職員定数については配置基準に基づいて配置されており、それ以外に県が実態を踏まえ生徒指導加配、少人数加配を行っているということです。

なお、提出者からの訂正申し出が出される前の審査において、陳情項目第3番目に記載のあった学校統廃合によらないという部分に関しては、保護者や地域の住民の意向を尊重すべきではないかとの意見がありました。その陳情項目第3番目並びにそれに関連する表題及び陳情趣旨・理由を削除する旨の訂正の申し出があり、再度審査を行いました。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第2号から第4号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号及び第34号の2件は原案可決、陳情第1号は採択と決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、禰占通男議員ほか5名から提出されました、議案第45号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成30年度政府予算に係る意見書を本日の日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませ

んか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成30年度政府予算に係る意見書を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 ただいま追加日程第1号として議題になりました議案第45号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成30年度政府予算に係る意見書について、提案理由の説明をいたします。

先ほど採択となりました陳情第1号の趣旨のとおり、国会及び政府に対しまして、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、子供たちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを強く要請することから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第5号及び第6号の2件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

下竹芳郎議員。

[下竹芳郎予算特別委員長 登壇]

○下竹芳郎予算特別委員長 こんにちは。

ただいま議題となりました日程第5号及び第6号の2件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、委員長に下竹芳郎、副委員長に吉嶺周作委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付いたしました。また、委員会は、議長を除く全議員で構成されておりますので、特に質疑、意見等のあったものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第5号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正予算の主なものは、一般職人件費、国の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用した過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、国の地方創生推進交付金を活用した鹿児島県南部広域連携観光物流構築事業の、香港における南部広域観光・物流促進事業などであります。

今回の人件費の補正は、4月1日に行われた定期人事異動を反映させたことによるものであるということです。

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業は、本市北部の山間部の集落である田布川・金山・木口屋地区の3つの集落による集落ネットワーク圏を形成し、親子の交流を主体として地域の魅力を引き出す、交流人口の増加による地域の活性化、地域の農水産物を活用した特産品の開発、小さな拠点の事業拡大による高齢者施策の実施等について、山村に元気な声をプロジェクトとして実施するものであるということです。

この事業を進めるに当たり、株式会社輝楽里たぶがわは、以前から小さな拠点として先駆的な取り組みをしていたこと、NPO法人子育てふれあいグループ自然花は、地域における子育て支援活動の実績が多いこと、さらに、田布川・金山・木口屋をネットワークで結んでの取り組みについて県から助言を受け、今回、この2団体を実施主体として事業の申請を行ったものであるということです。

委員から、この事業に取り組むに当たって、一過性のものに終わるのではないか、所期の目的が達成可能かどうかといった質疑に対し、今後、さまざまなソフト事業が展開され、産業振興の面などで集落が維持されていくという目的に沿って、その集落が永続的に続いていくことで判断することになると考えており、また、独居老人の見守りなどの高齢者対策や子供たちの交流などが進められ、今後も続けられていくものだとの認識しているとの答弁がありました。

委員からは、単に目的に沿った事業を実施するというのではなく、きちっとした実績をどこに置いているのか、そしてその実績にどの程度プラスできるのか、数字的なもので示すことができ初めて成果と言えらると思う。事業をするのであれば、計画の段階でそういうところまできちっと見据えて取り組んでほしいという意見のほか、今回事業を実施する団体は、今までの実績が評価されて話があったのではないかと思うが、まちの活性化等にみずから努力をされている団体等はほかにも数多くあると思われるので、そういった団体等の活動を行政の立場でしっかりと確認し、有益な情報等の提供や協力をしてほしいという要望等がありました。

商店等新規出店支援事業補助制度は、魅力ある商店街づくりや商工業の振興に資することを目的としており、市街地において新たに店舗等を出店する者に対し、出店するために必要な店舗の改装費用等について、補助率2分の1以内で補助限度額50万円の補助金と、出店した月から起算して2年間の賃借料について、補助率2分の1以内で補助限度額が月額3万円の補助金を交付することとしているということであり、本年度当初予算では、平成28年11月までに12件の平成29年度分家賃補助と平成29年度新規利用が想定される2件分の補助の244万円を計上し

ていたということですが、平成29年2月から3月に新たに2件の出店があったこと、また、平成29年度に4件の出店の申請があったことから、今回、201万円を補正し、補助総額を445万円にしようとするものであるということです。

この件に関し、委員から、商店街の活性化として、高校に空き店舗の活用を促し、高校生に空き店舗を活用させることにより、商店街及び高校の活性化にもなることから、指宿商業高等学校が行っている指商デパートのような取り組みを考えてほしいという要望がありました。

小学校施設整備費の枕崎小学校校舎の防火設備改修工事は、消防法に基づき実施された消防立入検査の結果、指摘のあった枕崎小学校の防火ドアの改修などについて、国の交付金事業を活用して整備するものであるということです。

審査の過程においては、ただいま報告しましたことのほか、香港における南部広域観光・物流促進事業に関し、輸出セミナーの開催など、事業の充実が図られるようであり、きちっとした貿易ができるようなところまでこぎつけてほしいという要望や、食・料理を活用したプロモーション事業に関し、本市では、お茶、サツマイモ、タンカンなどが特産品であり健康機能性も高いことから、そういった農産物をPRすることも含めて進めてほしいといった要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の主な内容は、後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大徴収に伴う保険料還付金及び還付加算金を増額するものです。

保険料軽減判定誤りについては、厚生労働省の発表によると、厚生労働省が各県の広域連合に提供して使われている電算システムにおいて、保険料の均等割額の軽減判定に使う青色申告による純損失の繰越控除の適用がある場合について誤った数値を用いて計算されている箇所があったため、青色申告を行っている一部の被保険者について誤った軽減区分の判定を行ってしまったということです。これについては、平成20年4月の制度発足以来、本来の計算に用いるべき適切な数値とは異なる誤った数値が用いられて軽減判定が行われていたということです。

なお、対象者の具体的なデータの分析については、本市において課税作業を行っておらず、すべて県の広域連合にデータを送り計算されており、広域連合からは今回の軽減判定に誤りがあるのではないかとということで、電算プログラムの間違っているところを見直して再度洗い直してみた結果、14世帯20人について還付すべき金額があるという結果の報告のみがあり、洗い直した分についての詳細なデータの情報提供はないところであるとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号及び第6号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号及び第32号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり所管事務の継続調査の申し出

がありました。それぞれ申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第9号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから質疑を行います。回数は3回とし、質疑については簡潔にお願いいたします。また、人事、庶務関係、財産管理、事業経営権等に関係する詳細なものについては、議会の権限を越えてしまいますので、そこらを踏まえて質疑をお願いいたします。

枕崎市土地開発公社ほか4件のそれぞれの経営状況を説明する書類について、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 私は、土地開発公社、株式会社お魚センター、そして南薩エアポート株式会社の経営状況についてですね、幾つかお尋ねをさせていただきたいと思います。

回数の制限がございますので、答弁漏れや訂正については回数に加えないように御配慮いただきたいと思います。

最初に土地開発公社ですが、平成28年度の決算書で、28年度までにですね、臨空工業団地における土地開発公社所有地、臨空団地の公社保有地ですね、これは28年度までにすべて売却されております。結果として、今現在、この臨空団地における本市の市有地ですね、市有地の面積は幾らになっているのか。それから、その簿価の総額としては幾らの金額になっているのかをお尋ねをします。

また、平成29年度には、本年度、千代田町のほうの公社保有地を売却する計画になっているわけですが、この売却事業費が2,822万8,000円。千代田町保有地は、明細に出ているように、面積1,033.88平米なんですけれども、この全体保有地のうち、29年度は2,800万ぐらいで幾らの面積を処分する計画になるのかですね。それから、この千代田町保有地の1平米当たりの簿価、帳簿価額ですね、と処分売価、さらに現在での現時点での当該地の時価は幾らぐらいだというふうに担当課のほうでは推計をされているのかですね。とりあえず、開発公社については以上お尋ねをします。

次に、お魚センターの関係で質問をいたしますが、最近3カ年の決算状況からいきますと、総売上高が、平成26年度約1億7,200万、平成27年度は約1億6,000万円、そして平成28年度の決

算では約1億5,700万とですね、売上総額が3カ年で1,500万円ほど減少してきているんですね。この減少の原因といたしまして、お魚センターの幾つかの部分がございます。食堂部門とか売店とかですね、どの部門の減少が結果として出てきているのかですね、この点を教えていただきたいと思います。それから、平成29年度のテナント収入予算がですね、前年度より減少の見込みで計上されているんですが、このテナントの状況というのは、今現在どうなっているんでしょうかね、これも教えていただきたいと思います。

3点目に、南薩エアポートの関係ですが、南薩エアポート株式会社の累積の赤字額、これを過年度の決算書と照合しますと、平成26年3月末現在で約1億3,050万円です、残高が。平成27年3月末が約1億2,800万円、そして最終決算といたしまして、今度の決算、平成29年3月末で約1億2,230万円まで累積赤字を減らしてはきているんですが、この3カ年を見ても、3年間で820万円の減少なんですね、累積赤字。平成26年度から決算の状況を申し上げましたのは、御承知のように、南薩エアポートが平成26年9月1日から平成46年8月までKクリーンエナジー株式会社と管理業務委託契約を締結しております。これをもってですね、今後の南薩エアポートの経営見通しといたしまして、考えてみますれば、この累積赤字を解消するには、現在の経営状況から推測、推計しますと、赤字解消に少なくともですよ、40年かかるんじゃないかと、現在のペースですとずっといくとですね、そういう見通しになってくるんですが。そこでお尋ねしたいのは、南薩エアポートとしては、いわゆる中長期の5年計画あるいは10年計画といったような中長期の経営計画というものを策定しておられるのか、この点をお尋ねいたします。

○佐藤祐司財政課長 私のほうからは、まず、土地開発公社についてのお尋ねでございます。

まず、臨空工業団地で、まだ市が保有したままの土地が幾らあるのかということでございますが、供用開始されていない、つまり売却をしていない土地ということで申しますと、1号団地の南側に2号団地というのがございます。その面積が5,273平方メートルございますが、ここにつきましては、まだ利用が定まっていないというところでございます。簿価額といたしましては、1,210万円程度ということでございます。

それから、千代田保有地につきまして、29年度に公社が売却した面積でございますけど、全体の1,033.88平方メートルのうち、233.88平方メートルでございます。あと800平方メートル残っているということでございます。それにつきましては、200平方メートルずつ4年間で売却をしていく計画となっております。

それから、千代田保有地の平米当たりの簿価ということですが、決算書にもございますとおり、全部で1億2,400万円が28年度末の簿価でございます。それを1,033.88平方メートルで割りますと、12万円程度となるということでございます。

それから時価ということでございますが、その千代田保有地の固定資産評価額ということで申し上げますと、平米当たり1万3,856円というところでございます。（「1万円ですかね、8万円ですか」と言う者あり）1万3,856円です。

○永江隆水産商工課参事 まず、お魚センターの経営状況について御説明申し上げます。

まず、1点目の売り上げ減少の要因でございますが、御指摘のように、売上高につきましては、年々少しずつ減っている状況でございます。昨年度と一昨年度を比較いたしますと、市から委託事業を、国内外観光客誘客事業、それから一昨年は魚屋職人育成事業ということで、そういった事業に取り組んでおりましたけれども、その事業収入による減が170万ほど、事業規模の縮小といたしまして、そういったので売上高が減った要因もございます。そして、また昨年ですね、熊本震災等の影響もございまして、4月から初夏にかけて、売り上げがなかなか伸びなかったというふうな分析をしているところでございます。そのような中で、レストラン部門におきましては、昨年比マイナス0.3%ということで、現状維持とまではいきませんが、それに近い売り上げを保っているところでございます。

次に、テナント料の減少の予算についてでございますが、平成28年度末で4業者1団体、10区画について賃貸借契約を行ってございましたけれども、28年度末で1業者さんが撤退をされるということでテナント料を減少して予算を組んでいるところでございます。

○東中川徹企画調整課長 南薩エアポートの関係で私のほうから申し上げます。

南薩エアポートにつきましては、現在、ヘリポートの指定管理に伴う委託料、それとソーラー事業会社からのメンテナンス委託料という安定した収入に支えられまして、ただいま議員からありましたように、少しずつではあります、累積赤字の解消には努めております。そして、今後とも経営努力を行いながら、経営の健全化に努めていくというふうに思っております。

ただ、お尋ねの累積赤字解消のための中長期的な経営計画ということでありますが、現時点におきましては、そういう計画というのはまだ持ち合わせていないというふうに聞いております。

○13番立石幸徳議員 ほかにも本市の場合、第三セクター、地場センターとか水産センターあるわけなんですけれども、どうも本市の三セクで問題になっている、課題になっている三セクという、私は先ほどから質問をしている開発公社、お魚センター、エアポートに絞られてくると思うんですね。

まず、開発公社については、千代田町の簿価と時価の約10倍ぐらいの違いも担当課長から説明もありましたけど、当然、千代田町保有地は市のほうで駐車場として使われるんで、また転売ということにはならないと思うんですけれども、臨空団地においては、どうしても民間企業等に市が公社から引き取った土地を時価で転売するというかたちになっていくと思うんですね。どうしてもそこに大きな食い違いが出てくる、過去はそういう事例があったわけです。

私が申し上げたいのは、どういう計画を持っているか知りませんが、右肩上がりの状況で開発公社というものが設立されて、今、この日本が右肩下がりの状況になってですね、まさしく開発公社が負の遺産、一刻も早く解散すべきだと思うんですが、今回の千代田町保有地がすべて処分できたら開発公社は解散というふうなことになるのか、その辺についてはどういうことを考えておられるのかですね、開発公社についてはその点を教えていただきたいと思います。

それから、お魚センターあるいはエアポートについてもですね、これは今までも総務省のほうから、この第三セクターについて、いろいろな経営健全化に対する指針がその都度その都度出されてまいりました。今一番、総務省の新しい、自治体に対する第三セクター等の経営健全化等に関する指針としては、平成26年8月5日のですね、総務省からの指針が一番新しい指針だと思います。その中でですね、例えば債務超過になっているもの、実質的にですね、あるいは先ほど言った開発公社にしましても、損失補償をした借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、または保有している資産を時価評価などした場合に実質的に債務超過であるもの、これに本市の開発公社も該当するんじゃないですか。あるいは、そのエアポートについてもですね、やはり抜本的な改革をすべき、国から、総務省からの指針に該当する三セクになっているんじゃないかと、こういうふうに私は考えるんですが、この指針に照らし合わせて、本市はお魚センターあるいはエアポートについての抜本的な改革、そういったものは検討されているんですかね。

○佐藤祐司財政課長 まず、私のほうから、土地開発公社についての質問についてお答えいたします。

まず、質問者のほうから、臨空工業団地は時価で売却をするというお話がありましたが、以前、平成5年のときに議決をいただいておりまして、処分価格については平米9,000円という価格で処分をするということで、28年度に市のほうが業者に処分をした価格も平米9,000円で処分をいたしているところでございます。

それから、今後、千代田保有地がなくなったときに解散をどう考えているのかということでございますが、解散のことについては、以前の議会等でも何回も出ているところでございます。そ

の中でも、まずは健全化計画に基づいて簿価を減らしていくというのが優先でありまして、本市への進出予定企業から市による用地取得、また造成工事の要請があった場合、迅速に対応しなければならないことなどから、当面、引き続き存続をしまいたいということで答弁をいたしているとおりでございます。とにかく、現状の簿価を減らしていくことがまず先決であるというふうに考えているところでございます。

○永江隆水産商工課参事 お尋ねの、国の第三セクター等の経営健全化等に関する指針の中で、お魚センターにつきましては、債務超過であるものということでそれらの部類に入ることですけれども、債務超過額が今現在、マイナス566万6,000円でございます。これもひとことするとだいぶ減ってきております。

今後、こういった債務超過を少しずつ減らしていった、昨年度並みの経営をしていってですね、資本形成をしていくような方針でおります。お魚センターの実施している事業の意義、産業の振興や雇用の確保、公共性、そして公益性が高い事業として位置づけられておりますので、市としても、国が示している指針の抜本的改革、いわゆる清算などをですね、検討ということは今の段階では考えていないところでございます。

○東中川徹企画調整課長 南薩エアポートにつきましては、総務省指針にあります損失補償を行っていない第三セクター等で、3つの項目に該当するか否かということで、今の時点では3つの項目には該当はしないということで、総務省指針の採算性のない判断基準のいずれにも該当しないというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、今後、経営努力というのはしていきながら、経営の健全化というのには努めていくものというふうに思っております。

○13番立石幸徳議員 最後にお魚センターに絞ってですね、このお魚センターが設立された目的・意義、これと現在の状況というのは、いろいろ私は大きく変わってきているんじゃないかというふうにどうしても思わざるを得ないんですよ。なぜかといいますと、テナントがどんどんどんどん少なくなっている。もうすぐ、どうかすると直営店のみになるのではないかというようなことも予測されますよね。本来の、やっぱりお魚センターとしての取り組みは、市内のそういう水産にかかわる業者がいろいろ希望して、そしてあの場所を利用してにぎわいをつくるということじゃなかったのかと思うんですが、原点と照らし合わせて今の状況をどう見ておられるのかですね、その点だけを聞いておきたいと思っております。

○永江隆水産商工課参事 御指摘のとおり、当初、1階の区画、そしてレストランについても、外部のテナント業者で経営をしていたところでございますが、経済状況等もありまして、少しずつ減っていったのが現状でございます。そういった中で、直営店で雇用もしながらですね、売店経営、レストラン経営、そういったことで、当初の設立目的である部分と確かにそういった変わってきている部分はございますけれども、本市の観光拠点施設として市の活性化に寄与している部分も多々ございますので、今の現状でやっていかなければならないのかなというふうに考えております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○4番城森史明議員 私は、まずお魚センターと地場産業センターについて質問をしたいと思います。

若干、立石議員と重複する部分もあるんですが、昨年の決算を見ますと、売り上げが減少していますよね、さっき話がありました。それと販売、一般管理費もですね、約700万ほど減少しているわけです。これが一番黒字化につながったんじゃないのかなと思うんですが、この一般管理費、これが減少した理由について、まずお願いをしたいと思います。

そして、売り上げですが、これもテナント部門とレストラン部門と分かれると思うんですが、それぞれ幾らなのか。それと、特にレストラン部門は何人入ったのか、それと客単価は幾らなの

か。

次にですね、テナントの問題です。これ、先ほどテナントが1店撤退したということがありますが、この理由は何なのかですね。そして今現在、空き店舗は幾らあって、どのような状況なのかを質問したいと思います。

それと3番目にですね、予算を見ますと、来年度の予算も昨年度予算よりも売上額が減少しているわけですね。当然、西郷どんが来年放映されるわけですから、さっき言った熊本地震の影響もなくなる。そうすれば、当然これはかなり売上額をですね、上に設定すべきじゃないのかなと思うんですね。その辺のところ、なぜもっと西郷どん効果を期待した、反映されてないのかを質問したいと思います。

それと、地場産業センターですが、地場産業センターに関しても、販路対策事業においてですね、やはり1,000万減少しているわけですね。これも減少をしているんですが、その入場者数はどうだったのか。

それと、地場産業センター自体の設備の、建物の問題がありますが、これは私もちよつと最近のあれで、建てられてから何年たつのか、それと耐震強度はどうなのか。そして、設備に対する改修計画、大規模改修という予定はないのか、その点を質問したいと思います。

○永江隆水産商工課参事 まず、販管費が減った要因ということでございますけれども、営業費用の中の販売管理費です。委託事業、先ほども申しましたけれども、委託事業の縮小により販促費が減少したこと、あるいは経営努力で経費節減で光熱水費等を電力部分供給等において減らしたこととか、あと退職職員を、27年度末で退職職員がおりましたが、補充職員がなかなか見つからずに人件費が減ったこと、そういったことが要因だというふうに聞いております。

あと、レストランの売り上げですが、レストラン部門の売り上げは先ほども申しましたが、約0.3%減、全体の売り上げの中の、昨年度で申しますと、約6,500万程度の……（「6,500万」と言う者あり）というようなふうに聞いております。

あと、空き店舗のテナントの撤退理由でございますけれども、その辺につきましては、当事者でないので、私のほうはここで述べるわけにはいかないところです。

あと、予算についてですけれども、予算はあくまでも各3カ年ぐらいの平均値をとって、それに上乗せ分、期待部分を上乗せして予算を計上しているというふうに聞いていますところ。

○下山忠志水産商工課長 私のほうからは、地場産業振興センターのことについて答弁いたします。

まず、売上額が約1,000万程度減っているけれども、この入場者数はどうだったかということでございます。数字的に申しますと、入館者につきましては約2万1,000人の減少というふうなところでございます。（「もう一回」と言う者あり）2万1,000人の減少というところ。（「2万1,000人」と言う者あり）はい。この要因でございますけれども、昨年4月に発生しました熊本震災の影響と思われる入館者の減少、これが5月に約6,000人ぐらい減少しております。その後、少しずつは持ち直してきておりますけれども、前年度の入館状況には戻らなかったというふうなところがこの要因というふうなところで考えているところであります。

建物の経過年数でございますけれども、建設が昭和57年というふうなところでございますので、34年経過をしているというふうなところでございます。

それから、施設の大規模な改修というふうな御質問でございますけれども、現在のところ、そういった改修計画は持っておりませんで、その都度その都度補修が必要な部分については、修繕費というふうなところで対応しているというふうに認識しております。（「耐震強度はどうなんですか」と言う者あり）耐震につきましては、現在のところ調査はまだかけていないというふうなことで認識しております。

○4番城森史明議員 まず、お魚センターですよ、テナントの件なんですが、これは、たしか

月当たり12万ぐらいでしたかね、1区画、だったと聞いていますが、テナントがどんどん撤退していくわけですから、その辺の対策もやっぱりすべきだと思うんですね。あまりにも高過ぎるんじゃないかということですよ。その辺が、それが市場と比べてどうなのか、高過ぎるといことがあって……。

○新屋敷幸隆議長 城森議員、先ほど注意したんですけど、やっぱりそういう経営権に入っていくあれになりますから、その辺をかんがみて質問をしていただけないでしょうか。

○4番城森史明議員 いや、経営ですが、これはこの予算書につながることでですよ。一番大きな問題ですよ。予算につながるわけですから、その点はやはり……ただ表面的な質問は、それは簡単ですよ。だけど、そんな表面的なことを質問したって、あまり意味がないじゃないですか。だから、その辺のわかる範囲で、やっぱり答弁していただければいいわけで。

ですから、私が言いたいのは、要は何らかの、だって市が52%を出資しているところでしょう。過半数を出資してるわけですよ。ですから、そういうテナント料という問題も考えて、いろんな補助を市がですね、加工組合、漁協と話をさせていただいてですね、やはりそういうところも考えていかないと、このままもう撤退するだけでは本当に、そういうもんがありますから、ですからその辺のことについて、今までも補助も確かにありましたよね、店舗を支援するとかありましたよ。そういう支援もありましたので、その辺の支援、お魚センターで開店するためですね、補助事業は、そしたら今までどうだったのか。さらに今後、要は空き店舗がないようにするためにはどういうふうに考えているのかということですよ。まずそれを。

それともう一つは、これも経営と言われるかもわかりませんが、よそではですよ、串木野なんかでは漁協直営とかですね、そういう店を、漁協直営とわざわざ出して、そういう、今現在でもあると思いますが、そういうのをやはり、だって漁協も20%、加工組合も20%出資しているわけでしょう。ですから、例えば加工組合直営とか、かつおぶし屋さん直営とか、その辺のところを、新しい展開というかですね、その辺も、確かに今、稚内の店舗もありましたよ。そういう、それは地場産業センターと一番違うところですよ。

だから、お魚センターにやはり特徴を出すためには、2階のレストラン部門が一番出ていると思いますが、やはり何らかの違うところ、地場産業センター、かつお公社と違うところを出して、どうしていくか、その辺が大事じゃないかと思うんですが、そういう意味で、その2点を最後にお聞きします。

○下山忠志水産商工課長 お魚センターに対する補助というふうなお話があったわけですが、ごさいますけれども、現在の制度といたしましては、センター内の空きテナントを使って、チャレンジショップというふうなかたちで2年間チャレンジさせていただいて、市の市街地のほうに進出するというふうなかたちでは、まだ制度を持っているところのごさいます。現在、そういった方がここ何年かおりませんけれども、最初設立した当初はいて、利用させていただいているところのごさいます。

それと、先ほど城森議員のほうからいろいろ出資団体のこともおっしゃいますけれども、基本的に三セクの経営状況については、市としてどういうふうなことを考えているのかというふうなところだと思います。会社の中でどういうふうな展開をしていくのかというのは、ここではちょっとお答えできかねるところのごさいますので、持ち帰って参事のほうからでも会社のほうにはそういった意見があったというふうなことは伝えることになろうかと思ひます。

○4番城森史明議員 ですから、結果としてですよ、やはりお魚センターが負債もあるので、その辺が解決しないことには、それはどうせ将来的には将来の市の負担にもなるわけですよ。ですから、やはりその点を考えて、やはり、要は新しい、地場産業センターとかつお公社と違うんだという、その辺のところを出していただければと思うんですよ、そういう意味でですね。ですから、要は市の負担になるわけですから、将来的にも。そして、さっき言った空き店舗の活用に

関しても、今はないということですが、それもあわせて継続してですね、さらにアピールすることによって、やはり活性化につなげてほしいと思います。これは要望にしておきます。

○下山忠志水産商工課長 先ほども申しましたように、そのチャレンジショップにつきましては、現在も制度を持っておりますので、いろんな、お知らせ版でありますとか、情報媒体ですね、募集をかけて今後もしていきたいというふうなかたちで考えております。

先ほど議員がおっしゃるように、経営の問題については損益計算書を見ていただければ十分にわかると思いますけれども、ここ6年ですかね、6年ずっと、当初2年間は利子だけの返済でありましたけれども、その後は元本も合わせて返済をしながら、見ていただければすぐわかるんですけれども、現預金も大体横ばいの状態でずっと来ております。ということは、大体健全な経営ができていないかというふうなかたちで考えております。

○7番清水和弘議員 私も経営に関することと言われるんじゃないかと思いますが、これはやっぱり枕崎市のほうもお魚センターについては52%出資しているわけですからね、これ以上、今テナントに入っている方たちにですね、御迷惑をかけないような運営状況にしなければならないと考えております。

そこですね、今、売上高がですね、25年から毎年減少してるわけなんですけど、理由については先ほど聞きました。他の議員からの質問で私もわかったんですけど、このですね、対応策というのは、監督機関としてですよ、監督として入ってるわけですからね、この対応策はどのように考えているのか、どのようにしてきたのかですね。これはまた経営と言われるかもしれないけど、これはやっぱり参事が監督として入っている以上は、これはちゃんとした対策を打たなければいけないと私は考えております。

それとですね、今現在、テナントに残っているのは1店舗、ある1社だと思うんですけど、なぜそのような状況になったのかですね、その対策として、今回のテナントから出ていった業者があるんですけど、この方たちとですね、またこの方や今現在残っているテナントの人たちとですね、毎回の意見交換などはしているのか。これも経営ですよ。

それからですね、この旅費交通費についてですね、平成28年度約3万2,000円がですね、平成29年度、予算額は17万円になっとるんですけど、これの効果をどのぐらい考えているのか、またこうなった理由は何なのか。

○新屋敷幸隆議長 清水議員、今の質問は庶務のほうにも当たるわけですよ。その辺が答えられればいいけど、そのあたりが最初注意したとおりですね、そのあたりを考慮してもらえんすかね。

○7番清水和弘議員 それからですね、次にこの水産センター、これの外来船誘致事業費がですね、年々減少している、この内容について。

それから、南薩エアポート、この問題については、以前も一般質問でも言われていましたけど、この天文台観望料、これが年々少なくなっている。そして、26年9月から27年3月31日までの利用者が190人ぐらいとなっているような状況なんです。そういう中でですね、私は今後、天文台というのは、鹿児島県の自治体には、二、三の自治体にはあるけど、そうないはずなんですよね。これを活用して子供たちにですね、枕崎はこういうような天文台というのがあって、星に対して、宇宙に対して興味を持ってもらえるような活動をしていただけないのか。

それともう1点、これはエアポートの、この前調査に行ったらわかったんですけど、エアポートの事務所ですね、東側のドアのところから大雨のときなんか雨水が入って、そして床のほうにコンセントがあるわけなんです。そういうことで、この被害が大きくなったということもあるんですよ。これらの影響をどのように考えているのか、今後の対策としてどのようにしようと考えているのかをお聞きいたします。

○永江隆水産商工課参事 まず1点目の、売上高が毎年減少しているけれども、その対応策をど

のように考えているかと、今、お魚センターでは、レストランにおいては Show-1 グランブリでもおなじみになりました鯉船人めしでありますとか鯉大トロ丼、これがメニューの中の約3分の1程度を占めております。そして、昨年度から取り組んで好評を得ている地魚定食、こういったのもメニューで看板メニューとなっております。こういったことを、あるいはお魚センターの体験メニューであります、わら焼きたたき体験、それからかつおぶし削り体験、こういったことを引き続き旅行代理店、あるいは各種団体、メディア等にPRをしながら、そしてまた、先ほど旅費のこともおっしゃられましたけれども、営業活動を行いながら誘客に努めていくよう指導していきたいというふうに考えております。

それと、テナントの契約でございますけれども、先ほども申しあげましたけれども、現在3業者1団体と賃貸借契約を結んでいるところです。テナントとの意見交換等はですね、テナント協議会というのを開催して、その中で意見交換等を行っているというふうに聞いております。

○下山忠志水産商工課長 私のほうからは、水産センターの外来船誘致事業費の減少というふうなところの御質問でありますけれども、まずお尋ねの外来船誘致事業につきましては、枕崎漁港に入港し水揚げを行う漁船の多くが外来船であります。その誘致対策をかんがみて、乗組員やその家族の休養及び福利厚生等に関する事業、こういったもの、具体的には、水産センターには管理棟とサービス棟の2つの建物が建っておりますけれども、外来船誘致事業は、その外来船の方々の入港後の水揚げ時間以外の休憩、シャワー、洗濯、食事、家族との面会などで利用していただくサービス棟の維持管理、これをそういった外来船誘致事業というふうなかたちで行っているところでございます。

事業費が年々減少しているというふうな御指摘でございますけれども、毎年この6月議会で決算書を提出させていただいているわけなんですけれども、前年度対比のことをお尋ねかと思えますけれども、平成23年度は対前年度対比マイナス11万2,985円であったものの、平成24年度から27年度までの4年間は前年度比よりも増額というふうなかたちになっております。平成28年度が前年度比減額となっておりますけれども、水産センターの運営は、事業の内容において、それぞれ経常費用を構成団体の負担金で賄うことというふうなかたちでしております。基本的に、減価償却を除く経費について積算をして、各構成団体に負担金をお願いしているところでございます。平成28年度決算において、前年よりも減少していることは、正味財産増減計算書で見ただければわかると思えますけれども、これは平成27年度が台風15号によりまして施設が被害を受けました。それに係るまとまった修繕料の支出がありましたけれども、平成28年度はそういったものがなかったということから、前年度比の減額というふうなかたちになっているところでございます。

○東中川徹企画調整課長 南薩エアポートの関係で、天文台の利用の、活用の促進ということであります。

本会議の一般質問でもございましたが、星空観察会ですね、そこでの小・中学生等を含めた親子での利用、また中学校の理科の授業での活用ということもやっているということで聞いておりますし、天体観測、宇宙に興味を持ってもらうという点では、教育面での効果はあるんだというふうに思っております。

利用促進ということで、修学旅行の際の民泊する都会の生徒などの利用というかそういう活用策とかですね、そういった有効な手だて等についても、エアポートのほうと、関係者とも話をしていくということと、あとは広報のあり方、広報紙、ホームページ等でのさらなる周知には努めていきたいと考えております。

それからもう1点、お尋ねがありましたように、事務所の出入り口の外側の棧と言うんですかね、下のほうにたまった雨水が風によって吹き込んだということで、電話等の機器、そういったものに影響が出たということで、2月ごろと聞いておりますが、その下側に切れ込みを入れたと

いうことで、雨水がたまらないようなかたちにしているということでもあります。その後、吹き込み等があったということは聞いておりません。ただ、今は梅雨時期ということでもありますので、様子を見ながらですね、必要があれば、その対応は検討したいと考えております。

○7番清水和弘議員 お魚センターの誘客に努めるということでしたけど、その手段、方法としてはどのようなことなのかですね。

それと今、天文台のほうなんですけど、私は現場に行って確認したんですけどね、天文台……、星空を見るのにですね、待合室って言うのかな、そこがないんですよ。そこがないために冬は寒いと、そういうような意見がありましたよ。だから、これに対してはどのように考えておるのかですね。

それで今、さっき課長が言いましたけど、東側にですね、水たまり、四角に切って溝をつくってあります。しかし、私はあれでは不十分だと思うんですよ。というのはですね、高さが一緒なんですよね。それをするならば、かえって逃がしの水を大きくするとかいうふうにしなかったら、まず解決はされませんよ、これ。その辺はどう思うのか。以上です。

○永江隆水産商工課参事 誘客に努める方法というかですね、先ほども申しましたとおり、そういったPR活動はもちろんやっていくんですけども、今年度も、一昨年度、昨年度に引き続きまして、国内外観光客誘客事業という事業に取り組みます。今年度におきましては、外国人向けのメニューの紹介、そういった、昨年度から海外、香港、それから台湾からの観光客の方もレストランによく訪れております。そういった関係で、そういうお品書きとか、それから、それらの方々の需要を聞きながら、そういったメニュー開発もしてはどうかということによって事業に取り組むようでございます。

○東中川徹企画調整課長 まず、雨の吹き込みの関係であります。先ほども申し上げましたように、一たん切れ込みを入れて、今のところ、吹き込んだということはまだ連絡をいただいておりますので、繰り返しになりますが、今、梅雨時期ということで、今の様子を見ながらですね、必要があれば、技術的なことについては、技術者の方にも意見を聞きながらですね、必要があれば対応は検討したいというふうに思っております。

それと、天文台の関係で、冬場の利用ということで、冬場に星空観察会というのが開かれる際にはですね、練炭をたきまして暖をとるというような手だてはしているようであります。そのほかの対策として、どのようなことができるのかですね、例えば、明かりを伴うような暖をとるようなものについては、やっぱり天体観測の支障になるということもありますので、どのような対応ができるのか、その辺はエアポートのほうには伝えてみたいというふうに思っております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○8番禰占通男議員 私もお魚センターをちょっとお伺いいたします。

先ほど来、テナントの件と販売とかそういうのが出てきましたけど、このお魚センターについては10カ年計画が策定されていますよね。平成22年度から31年度ということで、これ計画の中に入ってるんですけど、今、お三方がいろいろと質疑なされた内容がほとんどこの10カ年計画の改善のための項目に挙がっております。

それで、13番議員でしたかね、今、3業者1団体ということで、直営店がほとんどのスペースを占めている状態でしょう。そうしたら、そもそもの目的というのが、テナントの場所を考えた状態から見ると、最初の目的と全然さま変わりしてきていると思うんですよ。それであれば、この10カ年計画なるものも策定し直さなければならぬんじゃないですか、あと2年ぐらいしかないけど、29年、あと30年、31年といったら。そういった計画というのはなされているのか。

また、この中に経営改善委員会（仮称）を設置しとなっているんですけど、これは設置されてからもう今度で8年目になりますかね。そしたら、これには取り組まれたのか、その状況はどうなのかをお伺いいたします。

○永江隆水産商工課参事 まず、御指摘の経営改善計画でございますけれども、平成22年度から31年度までのそれぞれ売上、それから経費、損益収支を出してございます。当初の計画では、右肩上がりに売上高が伸びていくような計画でございましたけれども、おっしゃるように、なかなか現実には厳しい状況で、売上高についても乖離している状況でございます。ただ、これをまた新たに見直すというようなことは、私どもは聞いていないところです。

それと、テナントが撤退して、当初の設立目的から離れているのではないかとということですが、まずお魚センターの設立目的としては、水産物消費拡大のためのアンテナショップとして、消費者ニーズ把握と付加価値の高い水産物や加工品の開発、情報交換の場となる中核モデル施設を整備し、地域水産物の活性化と活力ある地域をつくる目的で会社が設立されたわけでございます。

現在は、本市の観光拠点施設としても寄与しているところでございます。そういった目的からしますと、今、撤退した業者は直営でそういった水産物を販売しております。ですから、設立目的とかけ離れているとまでは言えないのではないかなというふうに考えているところです。

そしてまた、経営改善委員会でございますけれども、確かに経営状況が厳しいころには幾度となく開催されたようなことですが、最近については実績はございません。

○下山忠志水産商工課長 お魚センターの経営改善委員会でございますけれども、具体的な設置時期をちょっと今、手持ちにないですので具体的に申し上げられませんが、たしか23年の夏ごろに設置をして、その当時から損益について、途中経過の経営状況についても思わしくない状況でございましたので、数回、幾度となく委員会の方々に集まっていただいて委員会を開催しております。そういった中で、経営改善委員会の方々からいただいた意見、そして提言、そういうものをもとにいろんな改善をしてきております。そうした中、平成23年度からずっと今黒字が続いておりますので、そういうふうな私たちで、改善委員会としても、黒字がありますので、その後は見守っていつているのではないかなというふうな私たちで考えております。

○8番禰占通男議員 あともう1点、お魚センター内のテナントの方々と直営店の方々の、あれですよね、水道光熱費のあり方というのがちょっと問題があるんじゃないかと、私も業者の方々と話をしたときに、業者の方々もそう思っています。あと1店舗の部分は、結局、開店時間が10時ごろからということと、何か時間をちょっと遅くあけるから、その分が安くなっているのか。やっぱり直営店でも、直営店であれどうであれ、水道光熱費というのは按分にするべきじゃないんですか、テナントとの、使用料としては。どうなんですか。

○永江隆水産商工課参事 共益部分、共用部分についての水道光熱費等は、共益費ということで徴収をしているというふうに聞いておりますが、今、おっしゃられるような不公平感があるというようなことは把握はしておりません。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○9番沖園強議員 エアポートにしても、お魚センターにしても、非常に累積赤字を解消してきているということで、私高く評価しているところなんですけど、ただ、お魚センター、確かに売上高は減ってきている。だけど、その中で営業利益といたしましては、26年、27年度に比べて28年度は400万以上改善しているということで、私は評価すべきであろうというふうに思うんですが、ただ、その中で若干気になるのが地場産業センターですね。正味財産が減少してきている。一般企業事業会計で言えば、営業利益、経常利益の部分なんですけど、その中で先ほども4番議員のほうからもあったんですが、建設年度が57年、34年経過していると。あれ、耐用年数、減価償却年数といえは50年なんですかね。そういった総体的な関係でかんがえたときに、例えば、これ極端な仮の例になるかもしれませんが、経常利益がずっと毎年度1,000万近く減少している部分、正味財産が、その部分を将来的に、例えばお魚センターと地場産業センターと一体化できないもんかなと、以前からもそういった論議があったんですが、その辺はどうな

んでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 先ほどの建物の減価償却のお話でございますけれども、耐用年数が60年というふうなかたちで減価償却はなっているところでございます。確かに正味財産が減っていております。その大きな要因といたしましては、もちろん売上げの減少、それと減価償却費、これが大きなところ、今回、約1,000万円ぐらいの減ですけれども、そのうち780万程度が減価償却費と、残りの約300万程度が売上げの減少によるものというふうなかたちで考えております。

当然、建物が老朽化していきますので、その部分については、今後、売上げを、いろんな展開を考えながら、その償却部分を、もっていくというふうなかたちで検討していかなければならないと考えております。

最後のお魚センター、地場センターの件については、今後そういった必要性があるかどうか、いろんな社会情勢の変化、いろいろありますので、今後研究はしていかなければならないのかなというふうなかたちでは考えているところであります。

○9番沖園強議員 例えば、地場産業センターの場合、もう既に補助金の内訳ということで、交付者も当期末の現在高もないという状況ですよね、地場産業センターの場合、補助金の部分は。そうすると、今の減価償却60年の部分で、あと、60年といえ、34年ですから、あと26年ですかね、あと26年。

仮に、ここでお魚センターと合体させた場合に、そういう補助金等はないんだけど、減価償却の部分で残っていると。残存の価額があると。補助金適化法の関係はどうなんですか。

○下山忠志水産商工課長 具体的に合体についてですね、ミリミリに研究はしておりませんので、答弁はできないところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成29年第3回定例会を閉会いたします。

午後4時33分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

平成29年 第3回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①清水 和弘	本市の活性化対策について	<p>1 ふるさと納税について</p> <p>(1) 平成28年当時、ふるさと納税返礼品8種目17品目の理由について</p> <p>① 平成28年当時、本市返礼品の品質基準について。また、2016年4月から12月期において、寄附件数2,971件、寄附金額が1億1,680万円になった理由について</p> <p>(2) 現在、本市のふるさと納税返礼品は何種類あるのか。本市の桑茶をふるさと納税返礼品に追加することについて</p> <p>(3) ふるさと応援寄附金を活用した事業について</p> <p>① 指定のなかった寄附金について、市長が7事業から指定できるが、これまでの指定事業について</p> <p>② ふるさと応援寄附金を利用し、市営球場など公共施設を整備することについて</p> <p>(4) ふるさと納税返礼品参加事業者及び本市財政への影響について。また、参加事業者をふやすことについて</p> <p>(5) 地域おこし協力隊員の問題点及び協力隊の給与分以外の国からの補助金使途について</p> <p>(6) 企業版ふるさと納税に対する本市の取り組みと問題点、また、自治体のメリット・デメリットについて</p> <p>(7) 本市のふるさと納税返礼品で見直さなければならない点について</p> <p>2 地域活性化のための交付金について</p> <p>(1) 地域活性化の起爆剤として、県内市町村に33件、1億4,000万円配分とあるが、本市への配分</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>について</p> <p>(2) 地域活性化関係で施設整備交付金のために2016年度補正予算で20府県179市町村に94億円とあるが、本市への交付額はどのくらいか</p> <p>3 2018年から放送予定の大河ドラマ「西郷どん」放映に対し、その影響、そして本市のPR活動をしたのか</p> <p>4 移住定住促進事業について</p> <p>(1) 2011年から5年間での本市への移住定住世帯数について</p> <p>(2) 平成23年度から5年間の本市世帯数の推移について</p> <p>(3) 本市の移住定住支援事業の6種類の事業に対する交付金財源はどのようになるのか</p> <p>(4) 公営住宅の適切な供給戸数を確保するとあるが、目安となる供給戸数は。また、移住定住促進PR媒体の作成と情報発信とあるが、具体的にはどのような事業か</p> <p>(5) お試し暮らしツアー事業の内容と目的について</p> <p>(6) 本市の中古住宅の将来的な有効利用対策について</p> <p>(7) 中古住宅リフォーム補助について</p>	
②沖園 強	ふるさと納税について	1 返礼率を50%程度にする方針は変わらないのか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="360 439 547 510">防災無線について</p> <p data-bbox="360 1227 547 1299">入会林野整備事業について</p>	<p data-bbox="563 237 1291 309">2 本市の返礼品で国の指摘を受けた返礼品はないのか</p> <p data-bbox="563 439 1291 510">1 エリアトーク設置と有線放送の公民館（団体）数は幾らか</p> <p data-bbox="563 595 1225 622">2 戸別受信機を全戸配布した場合の予算規模は</p> <p data-bbox="563 707 1291 779">3 異動世帯が想定される集合住宅等への配布は可能なのか</p> <p data-bbox="563 864 1291 936">4 戸別受信機の補助制度など、検討部会の方針はいつ示されるのか</p> <p data-bbox="563 1021 1291 1093">5 過疎債（起債）対象となる事業内容は、どのようなものが考えられるのか</p> <p data-bbox="563 1223 1166 1249">1 事業の進捗はどのようになっているのか</p> <p data-bbox="563 1335 1225 1361">2 現申請分が終結（完成）する見通しの時期は</p> <p data-bbox="563 1447 1291 1518">3 未完成の申請分で、申請者が死亡していた場合の負担金はいかに</p> <p data-bbox="563 1603 1291 1675">4 未完成の申請分で、申請者の事情により移転登記を済ませていた場合、支払い済みの負担金は還付するのか</p> <p data-bbox="563 1805 1291 1877">5 今後、新たに制度を利用したい場合の申請はできるのか</p> <p data-bbox="563 1962 1291 2033">6 市民に制度の進捗状況や今後の計画を報告しなくてよいのか</p>	<p data-bbox="1307 439 1410 555">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1307 1223 1410 1339">市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>鳥獣被害について</p> <p>市有財産について</p>	<p>1 鳥獣被害の年度別推移はどのようになっているのか</p> <p>2 鳥獣被害による耕作放棄地の発生状況の把握はできているのか</p> <p>3 猟期内の鳥獣捕獲数と猟期外の有害鳥獣捕獲隊による有害鳥獣捕獲数は</p> <p>4 鳥獣の解体処理施設設置に向けて、広域で取り組む考えはないのか</p> <p>1 と畜場跡地の当時の利用団体との交渉の経過はいかに</p> <p>2 と畜場跡地の活用策はいかに</p> <p>3 金山小学校跡地の活用策の進展はいかに</p> <p>4 残土置き場となっている本坊養魚場跡地の将来の活用策はいかに</p> <p>5 南薩鉄道跡地の未処分用地は幾ら残っているのか</p> <p>6 火之神（市営住宅・県営住宅）の将来構想はいかに</p> <p>7 遊休資産の簿価の見直しは考えていないのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
③立石 幸徳	枕崎漁港全体の高度衛生化について	1 4月28日、水産庁は枕崎漁港高度衛生管理基本計画を変更したが、その内容はどのようなものか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④城森 史明	災害対策について	<p>2 総事業費並びに事業スケジュールについて</p> <p>3 漁港における衛生管理基準レベル3について</p> <p>4 本市全体の環境衛生のあり方について</p> <p>1 豪雨や台風発生時期を控え、災害危険箇所のチェックはどのようになされているのか</p> <p>2 水害に常に見舞われる地域（宮前地区、平田潟地区、田畑地区など）の対策について</p>	市 長 課 長
	再生可能エネルギーについて	<p>1 本市における再生可能エネルギー発電施設の設置状況について</p> <p>2 枕崎市再生可能エネルギー発電施設の設置に関するガイドライン策定について</p>	市 長 課 長
	南溟館について	<p>1 平成29年度の施政方針において、南溟館の総合的な改修に取り組むとあるが、総合的な取り組みとは何か</p> <p>2 総合的な改修をするのであれば、何か問題があるのか。具体的な問題点は何か</p> <p>3 国際芸術賞展をさらに発展させるために、南溟館本体の問題を解決することが必要不可欠と考える。次の開催までに、総合的な改修は終了するのか</p> <p>4 予算的には検討されているのか。どのような予算であれば根本的な解決ができるのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	農産物の健康機能性について	<p>1 平成27年度から「機能性表示食品」の制度が始まり、地元特産品の付加価値を高めるために各自治体も研究を重ね、取り組んでいる。先日の新聞に、指宿市が取り組んでいる例として、オクラパウダーの記事が掲載された。オクラには、血糖値抑制効果、便通改善効果や内臓脂肪を抑える効果があるとのことである。</p> <p>(1) 指宿市以外の鹿児島県の自治体で、農産物の健康機能性について取り組んでいる例はあるのか</p> <p>(2) 本市においては、お茶、かんきつ類やサツマイモ等の農産物の生産が盛んである。お茶、サツマイモ、かんきつ類の健康機能性について、今までに検討したことはあるのか。また、どのように認識しているのか</p> <p>(3) 農産物の機能性を研究することは、地場産業のビジネス創出や6次産業化創出等により地域の活性化につながると思う。指宿市は、鹿児島純心女子大学や地元企業と連携し、オクラの上記検証結果を発表している。本市も、県の機関、大学や地元と連携し、具体的な取り組みを実施することにより、地元の農産物の健康機能性をアピールすることが販売増につながり、地場産業の活性化につながると思うが、どのように考えるか</p>	市 長 副市長 課 長
	枕崎天文台について	<p>1 開設以来、年度ごとの利用者数とその内訳は。現在の利用における対応システムはどうなっているのか。平成28年度の月ごとの利用件数はどうなっているのか</p> <p>2 小中高校生の利用状況や、観光的な利用状況はどうなっているか。教育的及び観光的な効果はどうなっているか</p> <p>3 天文台経営における経費及び収支はどうなっているか。使用料を取る必要はないのか</p> <p>4 天文台経営における現状の問題点は何か。利用さ</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤ 禰 占 通 男	<p>「まち、ひと、しごと創生」について</p> <p>本市の官学金について（連携・協定）</p>	<p>れて喜ばれている点及び認められた点は何か</p> <p>1 本市のしごと創出について (1) 地域資源を活用した事業化については、どのようになっているのか</p> <p>(2) 地域産品の販売や販路拡大についての現況、展開は</p> <p>2 「観光による創生」について、現況はどうなっているのか</p> <p>3 本市における人材の活用について (1) 地方創生に対する人材構成（育成を含む）についてはどのようになっているのか</p> <p>1 本市と鹿児島大学の役割について (1) 大学との提携や協定は考えているのか</p> <p>(2) 学長が各自自治体に伺っているが、本市の要望、大学側の対応・要望はどのような内容であったのか</p> <p>2 本市の金融機関との包括連携協定等についての現況はどうなっているのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
⑥ 下 竹 芳 郎	本市における女性の活躍、社会進出について	<p>1 昨年、女性活躍推進法が施行され、社会全体で女性の活躍、社会進出について取りざたされているが、市長の見解は</p> <p>2 枕崎市特定事業主行動計画の目標で課長相当職の女性割合を平成32年度までに10%にするとあるが、この数値の根拠は何か。また、達成は可能なのか</p>	市 長 副市長 教 育 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	枕崎駅を中心とした活性化について	<p>3 民間企業への周知、啓発等の取り組みは考えていないのか</p> <p>1 平成28年度から、駅周辺のにぎわいを図る目的で、3団体が「枕崎駅」から始まる街づくり事業を活用して5つのイベントを行っているが、それぞれの来場者数は</p> <p>2 にぎわいはつくることができたが、本来の目的であるJRの利用者数の推移はどうなっているのか</p> <p>3 枕崎駅にWi-Fi設備を設置する予定はないのか</p> <p>4 6月14日より稚内に友好都市締結5周年を記念して訪問団の派遣を予定されているが、その内容は</p>	市 長 副市長 課 長
	子供たちのあいさつについて	<p>1 枕崎小学校の児童は、しっかりとしたあいさつができていていると思うが、どのような指導をされているのか</p> <p>2 市内の他の小・中学校の児童生徒のあいさつの様子は</p> <p>3 市民こぞってあいさつ運動を盛り上げる取り組みはできないか</p>	市 長 副市長 教 育 長 課 長
⑦豊留 榮子	共謀罪法案について	<p>1 衆議院審議を通じ「共謀罪」法案の危険性と矛盾が明らかになる中、国民の不安と疑念は広がっている。人権にかかわる大問題について内外から続出している疑念を無視して法案審議を推し進めようとしている安倍政権の姿勢はあまりに異常です。この「共謀罪」法案について、市長の見解を</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>医療・介護制度の改正について</p> <p>国保税について</p>	<p>1 2018年度には、医療保険改革法によって内容を大幅に改変した新しい医療費適正化計画がスタートするというが、どのように変わっていくのか</p> <p>1 払いたくても払えない高すぎる国保税。滞納から差し押さえなどの過酷な状況に置かれている人が全国各地で急速に広がっているといます。本市の実態はいかがか</p> <p>2 国保財政が厳しい根本的原因は、国庫負担が引き下げられたことにあります。1980年代には50%を超えていた国からの支出金の割合が、今では25%程度に下がっています。国庫負担引き上げの必要性については、全国知事会が政府に「1兆円の国庫負担増」を要求するなど、幅広い共通認識となっているが、本市としても引き続き政府に要望すべきではないか</p> <p>3 広域化になっても、一般会計からの繰り入れを行い、国保税の引き下げに力を入れるべきではないか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>認定こども園について</p>	<p>1 幼保連携型認定こども園に移行された2つの園における入所状況等はいかがか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

平成29年第3回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第31号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）

○補正予算の概要

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,540万円を追加し、予算総額を104億9,040万円にしようとするもので、当初予算額に対し0.8%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、一般職人件費、国の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用した過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、国の地方創生推進交付金を活用した鹿児島県南部広域連携観光物流構築事業の香港における南部広域観光・物流促進事業、県の地域振興推進事業を活用したカツオのまち賑わい空間創出事業、国の学校施設環境改善交付金を活用した小学校施設整備費などである。
- ・ 補正財源は、国庫支出金2,404万1,000円、市債2,090万円、県支出金1,426万1,000円、諸収入1,323万6,000円、繰越金1,296万2,000円の増で措置した。

○当局説明

- ・ 今回の人件費の補正は、4月1日に行われた定期人事異動を反映させたことによるものである。

管理職手当が46万5,000円の増額となったことについては、平成29年度から総務課に危機管理対策担当参事を置いたことで、一般会計による6級以上の管理職手当の支給対象者が28人から29人に1人ふえたことによるものである。

住居手当が111万5,000円の増額となったことについては、一般会計に配属された今年度の新規採用職員14人のうち5人が住居手当の支給対象者となったことによるものである。

勤勉手当が94万3,000円の増額となったことについては、当初予算の職員人件費の計上に当たり、次年度に管理職に昇格する者が見通せないことから、平成28年度の退職者と平成29年度の新規採用職員が入れかわるかたちで計上しており、管理職と一般の職員との期末・勤勉手当それぞれの支給率の差が反映されていないものとなっている。期末・勤勉手当の合計の支給率は、管理職も一般の職員も変わりはないが、管理職については、勤務実績に応じた給与を推進するため一般職員に比べて勤勉手当の支給率が大きくなっており、今回の補正において、4月1日付の管理職への昇格など人事異動を反映したことに伴って増額となったものである。

- ・ 人件費の増減について、退職者が多い中で、退職者が新人の職員にかわることで新陳代謝が促進され、その結果として総人件費が削減されたという答弁を行ってきている。
- ・ 平成29年4月から公開している本市の新ホームページへのアクセス数は、4月が8万1,746件、5月が7万3,426件となっている。
- ・ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業は、本市北部の山間部の集落である田布川・金山・木口屋地区の3つの集落による集落ネットワーク圏を形成し、親子の交流を主体として地域の魅力を引き出す、交流人口の増加による地域の活性化、地域の農水産物を活用した特産品の開発、小さな拠点の事業拡大による高齢者施策の実施等について、山村に元気な声をプロジェクトとして実施するものである。
- ・ この事業は、過疎地域等自立活性化推進交付金を活用して実施するものであり、総事業費は2,012万4,000円で、負担内訳は、国の交付金が2,000万円、市が12万4,000円となっている。なお、事業実施主体の負担はない。
- ・ この事業を進めるに当たり、株式会社輝楽里たぶがわは、以前から小さな拠点として先駆的な取り組みをしていたこと、NPO法人子育てふれあいグループ自然花は、地域における子育て

て支援活動の実績が多いこと、さらに、田布川・金山・木口屋をネットワークで結んでの取り組みについて県から助言を受け、今回、この2団体を実施主体として事業の申請を行ったものである。

なお、この事業は、過疎地域の集落においてネットワーク圏を形成し、集落の維持を図る取り組みを進めていくこととしており、その趣旨に沿った事業を実施する団体としては、今のところ実施主体として、この2団体以外は想定できなかったものである。

- ・ この事業の実施要綱に示されている対象地域は、面積的な要件はなく、複数の集落の範囲として、本市の全域が対象地域となり得る。

- ・ 自然の尊さ再認識事業は、ビオトープを活用した自然体験学習などのほか、近辺の湧水池を自然なかたちに戻しながら、いやしを求める来訪者に向けた仕掛けを行うものである。

事業費の主なものは、ビオトープの周辺に東屋を設置する費用と湧水池周辺のコンクリートの部分を取り壊して自然の状態にする費用が、それぞれ200万円余りとなっている。

- ・ 高齢者ふれあい事業は、地域内の高齢者が集まり、1日を楽しく過ごせるサロンを形成し、健康づくり体操などを行うことで、高齢者の見守りや独居老人対策を行うものである。

事業費の主なものは、既存の店舗のバリアフリー化と洋式トイレの新設である。

- ・ 山から海の香りを届けよう事業は、かつおぶし製造の副産物である腹皮をメインに、地元で採れる野菜を加えて新たな特産品を開発し、イベント来訪者等への配布や販売を行うことで、本市の魅力を市外へPRをするものである。

事業費の主なものは、調理加工室の改修並びに冷凍・冷蔵庫、塩分濃度計などの備品の整備に係る費用が合計で約300万円となっている。

- ・ 南北でつながる交流の輪事業は、本市と近隣市町の小学生を中心に、お互いの市町を訪れ、農業や食育の体験などを行うことで、互いの地域のよさを認識させることにより、親を含めた交流人口の増加を図るものである。

事業費の主なものは、体験活動等を行う際の講師の謝金などの人件費が約80万円となっている。

- ・ 四季を通じた田舎の良さ再発見事業は、田植え等の農業体験を通じ、田舎暮らしを疑似体験させるとともに、自然素材の小物等の製作を高齢者と一緒に行いながら、田舎暮らしへの興味と地域活性化の増進を図るものである。

事業費の主なものは、NPO法人が管理する日帰り体験等を行うための施設の改修費用が約170万円となっている。

- ・ 今回の事業は、次年度以降に事業の趣旨に沿ったソフト事業を実施していくためのハード面の整備が主なものとなっている。なお、次年度以降のソフト事業に要する費用は、現時点では明確になっていない。

- ・ 今回の事業の対象となった市町村数は、平成29年度は全国で29市町村となっている。

- ・ この事業を取り組むに当たって、一過性のものに終わるのではないかと、所期の目的が達成可能かどうかといったことについては、今後、さまざまなソフト事業が展開され、産業振興の面などで集落が維持されていくという目的に沿って、その集落が永続的に続いていくことで判断することになると考えている。また、独居老人の見守りなどの高齢者対策や子供たちの交流などが進められ、今後も続けられていくものだと認識している。

- ・ この事業の実施体制において、鹿児島大学の支援については、NPO法人が行う田舎暮らし体験などの事業に、鹿児島大学の学生がボランティアで参加していただく計画であると伺っている。

- ・ 高齢者ふれあい事業は、株式会社輝楽里たぶがわが運営主体となり、公民館などと連携して運営をしていくことになる。なお、サロンの運営において、材料費などの実費負担が生じる可

能性はあるが、利用料は想定していない。

- ・ 金山、田布川、木口屋のそれぞれの集落は、集落機能の面でお互いに連携しており、金山・田布川公民館は、株式会社輝楽里たぶがわに包含され、また、木口屋公民館はNPO法人と連携している状況である。

- ・ 空き家調査実施後の対応については、利活用の可能な空き家を抽出し、あわせて、その中からアンケート調査等も実施している。

今後の取り組みとして、空き家バンクの創設に向けた手続等を進めるとともに、今年度において、空き家の利活用・適正管理に係る協議会を立ち上げ、検討した上で空き家基本計画を策定することとしている。

空き家バンクの創設に当たっては、まずは不動産事業者の協力が必要になってくることから、先月末から事業者への協力依頼を始めている。事業者の協力が得られたときは、空き家として登録し、情報発信を行い、利用希望があったら利用していただくことになる。

- ・ 空き家の利活用の面からの分類については、AからDランクまで設けており、売買、賃貸の可能性の期待性が高いのがAランク、期待性がやや高いのがB、期待性が低いのがC、極めて低いのがDと分類している。
- ・ 香港における南部広域観光・物流促進事業の今回の補正は、4市1町のすべての負担金を1,000万円から2,000万円に補正し、そのうち、観光部門で500万円から1,250万円に、物流部門で500万円から750万円に補正するものである。
- ・ 地域内商談会事業は、鹿児島県及び貿易協会、特産品協会等が主催する「うんまか鹿児島輸出商談会2017」に南部広域観光・物流実行委員会も参画して共同で実施するものであり、招請する外国バイヤーは30社程度、出展企業数は県内60社程度を予定している。補正の内容は、県内各地域による商談会をする中で、商談会会場における本エリア部分のアシスタント、現地視察における各地域の案内などにおいて、当実行委員会の各市町職員の動員、各2人の5市町、合計10名に係る旅費あるいは宿泊などの経費である。
- ・ 香港における南部広域観光・物流促進事業の観光部門に関し、香港人の観光客数は、平成27年度までは統計をとっていなかった。平成28年4月に実行委員会を組織し、6月から具体的な事業に入ったところであり、香港人の入り込み数は、平成28年4月が76名、8月が13名、9月が192名、10月が220名、11月が240名、12月が122名、1月が78名、2月が66名、3月が204名となっている。
- ・ この事業に関し、香港人の観光客が訪れる店舗には入込客数の把握を依頼しているところであるが、今後、消費額等についても聞いていきたいと考えている。
- ・ この事業は、4市1町が実行委員会を組織して広域で取り組む事業であり、観光ルートについては、本市だけではなく他の3市1町のエリアも含めて香港の旅行代理店に紹介している。
香港人を対象にした新たな観光ツアーの造成については、4市1町の観光名所などを香港の代表的な旅行代理店であるEGL社の方々に体験していただき、新たなツアー商品の造成を依頼していきたいと考えている。
- ・ この事業で策定した香港を中心としたアジア圏域からの誘客戦略において、買い物に関しては、4市1町それぞれの特産品をPRするが、本市の観光の特徴としては、料理を活用したプロモーション及び特産品を生かした体験メニューが挙げられる。なお、香港人の観光客に対する本市の食としては、主にカツオや鰹加工品を紹介している。
- ・ この事業の観光部門においては、香港を中心としたアジア圏域からの誘客を図ることとしており、香港への観光の計画は組まれていない。なお、物流部門においては、商談などの機会に出向くことがあるのではないかと考えている。
- ・ 平成28年度に制作した観光PR用動画の利用状況は、地場センター、お魚センター、明治

蔵、駅前観光案内所、県観光連盟、旅行代理店、本市の東海・近畿枕崎会のほか、大きな店舗などに配付して上映をしていただいている。今後は、観光キャラバンや、香港における南部広域観光・物流促進事業の香港フードエキスポ出展事業の展示商談会での上映のほか、首都圏にある香港の旅行代理店に出向いて、この動画を使ったPRを行いたいと考えている。

- ・ 今回の事業の観光部門で計画しているPR動画作成は、4市1町を1つのエリアとしてとらえ、実効ある観光PR用の動画を作成しようとするものである。
- ・ 香港からの誘客を進める中で、4市1町の実行委員会においては、宿泊は各市町とも指宿市を考えており、宿泊以外の部分については、各市町がPRしたいものを提案して、まとめたものを旅行代理店に依頼し、また、旅行代理店の方々に実際に来ていただき、体験していただく商品をつくっていただくこととしている。
- ・ 誘客に当たっての本市における体験メニューは、現在、カツオのわら焼きタタキ体験、かつおぶしの削り体験、だしづくり体験を行っている。今後も観光客の意向を調査しながら拡充していきたいと考えている。
- ・ 大型バスの駐車場については、各施設それぞれ駐車場があるが、事業の効果を見ながら検討する必要があると考えている。
- ・ 貿易の関係では、昨年、香港フードエキスポにも参加しているが、商談の成約まで至ったところはない状況である。これについては、数を重ねることにより成約が出てくるものだと考えている。なお、地域内商談会事業として実施する「うんまか鹿児島輸出商談会」に、本市から3企業の参加が予定されている。
- ・ 観光案内所及びお魚センターに整備した電動アシスト自転車の平成28年度の利用件数は301件で、そのうち外国人の利用は55件であった。
- ・ お魚センターの近くに、昨年度の時点で免税店が1店舗できている。
- ・ 食・料理を活用したプロモーション事業では、本市を含む4市1町の特産品を使った料理教室を開催し、香港の人たちに本エリアの食を味わっていただくことを計画している。なお、食材や具体的なメニューなどは、今後、関係者の方々が立案して進めていく計画である。
- ・ 商店等新規出店支援事業補助制度は、魅力ある商店街づくりや商工業の振興に資することを目的としており、市街地において新たに店舗等を出店する者に対し、出店するために必要な店舗の改装費用等について、補助率2分の1以内で補助限度額50万円の補助金と、出店した月から起算して2年間の賃借料について、補助率2分の1以内で補助限度額が月額3万円の補助金を交付することとしている。

本年度当初予算では、平成28年11月までに新出店した2件の平成29年度分家賃補助と平成29年度新規利用が想定される2件分の補助の244万円を計上していたが、平成29年2月から3月に新たに2件の出店があったこと、また、平成29年度に4件の出店の申請があったことから、今回、201万円を補正し補助総額を445万円にしようとするものである。

補助金の交付に当たっては、まず、事業計画書や工事費の見積もり等を提出して申請していただき、それに基づいて決定通知を出し、その後着手していただくことになることから、見積金額の提出がないことには補助対象事業としての検討が難しく、あらかじめ申請があつて初めて交付決定を出せることになるものである。

- ・ 制度の周知については、お知らせ版等の広報媒体により公表し、商工会議所にもお知らせしている。商工会議所においては、対象となる事業者への情報発信をすることになる。なお、今後、この事業を活用して工事を請けられる、または相談を受けている建設会社等についても、この制度を把握した上で対応していただきたいと思っている。
- ・ 対象地域については、平成27年度まで取り組んできた、枕崎市商店街空地空き店舗対策事業の対象区域であった枕崎市通り会連合会に加入する通りの主要な道路に直接面する地域か

ら、枕崎市が施策として展開する都市計画用途地域の商業地域及び近隣商業地域等へも拡大して、平成28年度から取り組んでいる。

- ・ 枕崎市駅通りにおいて、商店等新規出店支援事業を活用し、空き店舗を利用して新しく進出した店舗は2件であり、現在も運営しているところである。
- ・ 空き店舗を活用した商店街の活性化にあわせた地元高校の活性化ということについては、高校側の姿勢が大事であると考えている。今後、地域の活性化、地方創生を進める際には、高校生まで含めてアイデア等を出していただき、高校と連携して取り組んでいくという姿勢で進めていきたいと思っている。
- ・ 小学校施設整備費の枕崎小学校校舎の防火設備改修工事は、消防法に基づき実施された消防立入検査の結果、指摘のあった枕崎小学校の防火ドアの改修などについて、国の交付金事業を活用して整備するものである。

整備箇所は、枕崎小学校の3階建ての3棟の校舎で、内訳は、管理特別教室棟の第21棟、普通特別教室棟の第23棟、特別教室棟の第27号棟である。

主な整備内容は、老朽化などにより機能しない防火ドア本体の取りかえや部品の取りかえ、ドアの軸受けの交換・調整等を行うものであり、あわせてドアと連動する自動火災報知設備の制御盤などの改修も行うこととしている。

- ・ 防火ドアの整備については、消防法の規定により3階建ての校舎が該当する。市内小中学校に3階建ての校舎は全部で9棟あり、今回の枕崎小学校の3棟の整備のほか、平成27年度に枕崎中学校の3棟の整備を行っている。残りの3棟は、別府小学校1棟、立神小学校1棟、桜山中学校1棟であるが、この3棟については、今のところ消防の立入検査等では指摘を受けていない。なお、誘導灯や消火器関係などの備品・消耗品等については、その都度指摘を受けているが、それぞれの消耗品費または修繕料等で対応している。

○委員からの意見・要望

- ・ 香港における南部広域観光・物流促進事業に関し、輸出セミナーの開催など、事業の充実が図られるようであり、きちっとした貿易ができるようなところまでこぎつけてほしい。
- ・ 食・料理を活用したプロモーション事業に関し、本市では、お茶、サツマイモ、タンカンなどが特産品であり健康機能性も高いことから、そういった農産物をPRすることも含めて進めてほしい。
- ・ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に関し、今回、事業を実施する団体は、これまでの実績が評価されて話があったのではないかと思うが、まちの活性化等にみずから努力をされている団体等はほかにも数多くあると思われるので、そういった団体等の活動を行政の立場でしっかりと確認し、有益な情報等の提供や協力をしてほしい。
- ・ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に関し、単に目的に沿った事業を実施するというのではなく、きちっとした実績をどこに置いているのか、そしてその実績にどの程度プラスできるのか、数字的なもので示すことができ初めて成果と言えると思う。事業をするのであれば、計画の段階でそういうところまできちっと見据えて取り組んでほしい。
- ・ 商店街の活性化として、高校に空き店舗の活用を促し、高校生に空き店舗を活用させることにより、商店街及び高校の活性化にもなることから、指宿商業高等学校が行っている指商デパートのような取り組みを考えてほしい。

◎議案第32号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万2,000円を追加し、予算総額を3億3,274万3,000円

にしようとするもので、当初予算より0.2%の伸びとなる。

- ・ 歳出については、後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大徴収に伴う保険料還付金及び還付加算金の増額である。
- ・ 補正の財源は、諸収入80万2,000円の増で措置した。
- ・ 保険料軽減判定誤りについては、厚生労働省の発表によると、厚生労働省が各県の広域連合に提供して使われている電算システムにおいて、保険料の均等割額の軽減判定に使う青色申告による純損失の繰越控除の適用がある場合について誤った数値を用いて計算されている箇所があったため、青色申告を行っている一部の被保険者について誤った軽減区分の判定を行ってしまったということである。これについては、平成20年4月の制度発足以来、本来の計算に用いるべき適切な数値とは異なる誤った数値が用いられて軽減判定が行われていたということである。

対象者の具体的なデータの分析については、本市において課税作業を行っておらず、すべて県の広域連合にデータを送り計算されており、広域連合からは今回の軽減判定に誤りがあるのではないかということで、電算プログラムの間違っているところを見直して再度洗い直してみた結果、14世帯20人について還付すべき金額があるという結果の報告のみがあり、洗い直した分についての詳細なデータの情報提供はないところである。

- ・ 後期高齢者医療制度の保険料の軽減については、これまで所得に応じた軽減措置がなされ、均等割は、9割、8.5割、5割、2割の軽減措置、所得割は、5割の軽減措置が行われていたが、平成29年4月から、所得割については年収が約153万円から約211万円の方は5割軽減から2割軽減になり、均等割については元被扶養者が単身で年金収入が168万円を超える場合、また夫婦2人世帯で一方の年金収入が168万円を超える場合などにおいて9割軽減から7割軽減となる。ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は均等割の軽減で、それぞれ9割、8.5割軽減が引き続き受けられることとなる。

今後は、所得割では5割軽減の方が2割軽減となった後、平成30年度には廃止となり、均等割については、現在、まだ国も検討をしている状況であり、介護保険料軽減の拡充措置や年金生活者支援給付金の支給とあわせて今後見直しをされると言われているが、現時点ではまだ決定はしていないところである。なお、元被扶養者の均等割の軽減においては、7割軽減からさらに軽減割合が縮小していくということである。

- ・ 平成20年度に制度が発足した際、今まで保険料を負担していなかった被用者保険の被扶養者であった方などに対して、特例的に軽減制度を設けたという経緯があり、国は、一定の期間が経過したことからもとの姿に戻していかなければならないということで、段階的に見直すこととなり、それに伴い、対象者においては軽減割合が減少し保険料が上がっていくことになる。
- ・ 長寿健診の実施方法については、国保の特定健診とは異なり、医療機関での個別健診のみとなっており、従来からそのようなかたちで行っている。
- ・ 平成28年度の長寿健診受診率は、24.2%と見込んでいる。
- ・ 長寿健診の受診率向上対策として、平成27年度の受診率は8.3%と低かったことから、平成27年度まで受診希望者だけに保健推進員を通じて通知を配布していたが、平成28年度から対象者全員に通知を郵送し、広く受診勧奨を行っているところである。なお、現在のところ、国保の特定健診のような情報提供制度はないところである。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 立 石 幸 徳